

森が妹の京にあるを、しのびて都へ行て、相具し下りて、自齋殿の妾とし、女子一人、男子一人出来たり、姉君はお辰どの、弟君は菊丸殿と云、肥後守光廣が家、斷絶せし時、其家老のもの、金壹萬兩、自齋殿へわけてけり、頓て細川殿この國を得る、其後細川の侍有吉四郎左衛門、お辰どのを迎て妻として、其腹に後の四郎左衛門は生れたり、又其後いかなるゆるにや、島津家人伊集院式部といふ者、菊丸殿を薩摩國へむかへ、養子とし、菊丸式部と申せしが、後には又伊集院式部と名のられたり、彼茨木は平田と改號してありしが、其二男菊丸殿につき、薩州にゆきて、平田とて其子彼國にあり、彈正が嫡子は權兵衛といふ、島原陣の時、功名ありて、小笠原信濃守にめしつかはる、是則今の半藏が祖父也、直森も末森と改號しき、自齋殿は、八十歳にて失給ひたりとぞ、(以上松屋筆記卷百四)この記事に據れば秀頼は大坂落城の時自害せずして、先づ肥後に到り、薩摩に移つて天命を終つた事と思はる、が、同書(松屋筆記)卷百十二には、それと異つて、此の時秀頼は家康の命に依り、一命を助けて高野山へ入れまいらすべかりしを、井伊直孝の計らいにて、秀頼の干飯倉まじいぐらにありしを、めちやくくに鐵砲打ち掛けて亡ぼしたる様に云つて居る記事あり、曰く、秀頼滅亡の時、井伊直孝の處置、茫蝨に似たり、

老談記に間宮權左衛門、豊島刑部云々、神君間宮、豊島を召て仰に、汝等兩人、大坂城中に行て、秀頼が死生の體をよくく見届來るべしと、命ぜられしかば、兩人夫より打つれて城中に入る、此時は寅刻ばかり成し、扱所々を窺ふ所に、人跡まれにして、いと靜なりし云々、山里丸の内道明寺藏とかやいふ所に通れば、井伊掃部頭が一手にて、此所をきびしく圍みて居たり、兩人は直孝に逢ひて、仰の趣をのべて、扱御使の事はいかすべきと問、直孝曰、秀頼公をば、助命なされ、高野山へ御有べきよし、大御所よりの仰也とて、申入らるべしと、差圖せしゆゑ、兩人は此旨を請て、折節片桐且元が家人に、梅戸忠助といふ者、其邊に居たれば、彼と一所に土藏(道明寺藏の事なるべし、後に干飯倉とあるもこの土藏ならん)の前に至る、彼助を以大野、速水を呼出し、仰の趣を申達しけり、大野は朽葉色の鬘斗目を着したるが、左の脇に手負しと見えて、血流れたり、速水は白き鉢巻をしたりし、いづれも甲冑をば着ず、大野は仰の旨を聞て、内に入、立出て申すやう、我君はじめ、其外御供の婦人等、長途のまうけに、乗物三十挺、其外人馬をたまはらんといふに、兩人此砌なれば、多くの乗物はいかあらん、先ッ此事申上候はんとて、はせ出しが、直孝に逢て、此由を申に、直孝聞て、然れば秀頼

の存命は疑ひなし、此事言上に及びば、時宜を失ふべし、今此時に事を決すべしと云て、彼干飯倉に向て、人衆を下知し、ひたくと取巻て、鐵砲をつるべて、もみ立てく、打かけしに、しばらく有と、矢倉より煙出て立、焼上りければ、兩人是を見て、いそぎ茶白山へはせ歸り云々、按に井伊直孝の處置、茫々、吳王夫差が降を、勾踐にいはずして、攻亡したるに同じ、和漢智略、忠義の士の志、符節を合せたるが如し(以上卷百十二)とあり、卷百〇四の記事と、孰れが眞なるや判斷し難いのであるが、更らに人見蕉雨の黒甜瑣語を見れば左の記事あり、曰く、正史に闕けし事は逸史ありて、是を補ふ事、世にあるに、大坂一亂の事は異説のみ多し、東都赤阪山王の神職樹下民部は、秀頼の後裔とも云、樹下の姓に替へしは、慶長後の事、羽柴の本姓、木下を樹下になせしと、是等の虚實いかならん(中略)、東遊隨筆に、東都柳營の士、笹村吉之介なる人の曾祖母(栗島道有の娘)の物かたりとて、元和元年夏陣、大坂落城の事、いろく正史の闕を補ひし諱あり、此人は天樹院殿(台徳公の深室秀頼の)に傳きて、大坂城中に在りしが、秀頼奥にて、夜々宴樂にのみ、耽けり、絲竹のたのしみに心を蕩し、冬陣の折などは、軍ありと云ながら、奥は其沙汰もなかりしなり、翌年夏陣の時に至り、又々軍はじまるといへ

ども、遠方に火事でもあるかと、少しは騒がしき事、聞えはべれと、させる事もあらざりし、但今日は後藤殿討死、昨日は木村殿討れ給ひぬとて、城外は修羅の巷なれど、奥は亂舞の喜見城にて、只とりくの沙汰のみ聞えし、落城の日に至り、急に物さわがしく、誰やらん告げしは、敵已に櫻の御門に攻入りたり、はやく天主へ御移りのやうに申す、是によりて秀頼公をはじめ、奥にあり合ふ、男女のこらす、天主へ上り、そこらに取ちらせし鐵砲玉藥など運びのけ、其時窓より覗き見しに、軍最中ゆる、馬烟にて、四方も見え分ず、矢叫びの聲凄く恐ろしかりしに、程なく處々へ火かかり、爰も焼けなん、御立退あるべしと騒ぎけるに、淀殿天樹院の御袖のふりを、しかと捕へ給ふ、後にて思へば、人質になさんとの思召にてや侍らん、城中次第に燃上り、天主へ近くなりければ、天樹院は御袖をふり切て、亂軍の中へ驅け入り給ふ故、我々も御後に付かんとせし内、見失ひ申しき、何れの陣屋か知らねども、武士ども出來り合抱あはれなし奉り、軍終りて武州の鳩谷まで送り届けられ、恙なく江戸へ御歸と聞くやいなや、この以下は笹村吉之介の曾祖母が自分で登城して願末を御話したと云ふことなるべきも、さすれば自分は天樹院より先きに江戸へ遁れ歸つたものか疑はし(正陳御門より登城なし、宿衛の家

をたのみ、右の顛末を申聞えければ、天樹院にも御なつかしとて、又三年が間御給仕申し、其後此家へ嫁せりと、大坂城中の事は、いろ／＼の物語どもありしとなん」云々、この話では直接秀頼の存亡の事は分らざるも、彼が確かに自害したとも見へず、何れへか遁け延びたこと、推定する方が事實に近いかとも思はる、又檜林雜話には秀頼が大坂を脱した後の事に就き「秀頼の薩摩に奔亡せられし時は、眞田一人從ひ附て山伏となり、米をもらいて秀頼を養ひまいらせしと云、義久の時なり、後吐血の症にて死す、此後此一派の山伏ありて、士家にも唐突して、米を乞ふに與へざるものなしと云」とあれば、秀頼が薩摩へ遁け延びたことは、全然虚説であるとも云へないやうである。

(二七) 京都には武家の浪人を入れず

京都にて大小さす事、法度にて、(公家、堂上方、地下侍などは此の限にあらす) 長き脇差さへも、用捨する事にて武家の浪人は置かざる事也、請狀宿狀にても其通也、逗留するにも、帯刀

はむづかし、夫故儒者賢者ともに何れも堂上の家來分に成り帯刀する也、京にても浪人といふは兩人あり、堀川の伊藤忠藏(東涯先生の長子、善詔)と六角の長谷川三平ばかり也、伊藤は昔父源藏、制度通を關東に献せし故、其の褒美として、銀百枚被下、其節浪人伊藤源藏へとあり、夫より此家は代々浪人と名乗る也、長谷川は旗本格のやうなる六角の鐘の錢を運上に取りとか云ふ、凡三四百兩の所務ありとき、ぬ、いかなる所謂と不知、或時は一刀又は駕籠長柄にて、行列正しく往來する事もあり云々と、小川白山の蕉齋筆記に見へしが、南川士長の閑散餘録にも此の事を記し「京師は浪華落城の後浪人多く徘徊せし時、双刀を佩るもの、穿議甚だしかりしなり、今も其先例にて士たるもの、住居難きのみならず、宿屋の一二泊も帯刀のものを好まざるなり、故に儒士の京に住する輩は、もし諸侯の臣たるものは、その侯の留守居より官に断はり、又何れの諸侯の臣にても無きものは諸王公家の賓客となりて刀を帶するなり」云々とあり、是も幕府が常に京都を恐れて居た一證である。

(二七二) 武家昵近衆

京都の公家にて、武家昵近衆と稱し、特に徳川幕府に昵近にして、禁裡を始め、公家などの状況を幕府へ内通したり、其他何にくれとなく、幕府方の便利を計りつゝあつた家柄が十七家あつたのである、是は徳川時代に出來たのでなく、足利時代（義滿の時）にもあつたさうであるが、徳川氏はそれを套襲して、常にこの昵近衆を利用して居つたさうである、所謂昵近衆とは、飛鳥井、四條、橋本、三條西、日野、冷泉、土御門、梅園、山科、柳原、廣橋、六條、堀川、高倉、勸修寺、烏丸、舟橋、以上十七家であるさうであるが、是等は今日の所謂與黨どころであつたのであらう。

(二七三) 利休大丈夫の氣象あり

北窓瑣談後篇に曰ふ、「利休は卓然たる人物、中々茶人を以て評すべき人にあらず、利休の娘、萬代屋と云ふ商家に嫁し居たるを、太閤其容色を聞及び、召入れられんとせしを、利休不承知にて、一旦人に遣せし女、いかに君命なればとて、出しがたし、夫れのみならず、太閤の御勢ひによりて、町人を思ひ替たりと、云れんも口惜しと云つて、斷然太閤の意に従はざりしは、目前の富貴權勢を、義の爲に顧ざる所、大丈夫の氣象といふべし」云々。

(二七四) 徒然草

つれづれ草が兼好法師自身の著作にあらざることは、多くの人の知る所であるが、著者不明、尺寸堂遺業と云ふ隨筆に、「今川了俊、其の童命松丸に命じて兼好が菴に残し置かれし筆跡の反古を取集めて、一冊子とし、つれづれ草と名づけて、世に弘めしが、秦の壽命院始めて注釋を書きし以來、諸家多く注釋を下すこととなりしが、章、段の次第などは、皆了俊が私意の列次なり、兼好が自ら之を次第した様に云つて注したるは、牽強附會の説なり、又貞徳がつれづれ草

に三ヶの祕事ありなどいふも、恐らく潤屋の爲めなるべし、畢竟兼好が隠栖のひまに、何と定めたる主意もなく、心まかせに書き付け置きたるを、了俊が纏めたものに過ぎないのである」と云つて居るが、新井白蟻の牛馬問にも、兼好が童命松丸と云ひしもの、後に今川了俊に仕へたり、或時、了俊、命松丸に兼好が歌など残り居るものありやと問れしに、「多くは菴の壁に張られて候」と申し、より、それを尋ね見んとて、吉田の感神院へは命松丸を遣はし、伊賀の舊庵へは伊與太郎光貞と云へる歌の心ある者を遣はし、搜索せしめしに、歌は伊賀にて、やうく五枚ばかり集まり、吉田にては、多くは壁に張られ、又は經卷など寫せしもの、裏に書き捨てありしを、取り來りたれば、了俊命松丸等と、それを取揃へ、歌一冊、草子二冊となし、草子の發端の文字をとりて、つれづれ草と題せるものなることを記せり。

(一七五) 備前侯君臣共に木棉の着替なし

率章錄に曰く、或時、御鷹野の節、池田伊賀(國老)を召連れられし所、伊賀粗忽にて、不

圖、長川へ落ち込み、木棉の着物を泥まぶれにせしが、固よりそれ一つにて他に用意の着替もなければ、着たまゝ水にて洗ひ、民家に入り、火にてあぶり居たるに、御前より屢々罷出でよとの使者來り、頻りに督促するも、急に乾きもせず、困り入り候へども、餘り度々の御召ゆへ止むを得ず、其まゝにて御前へ罷り出て、私儀ケ様なる體たらく、むさく思召さるべく候へども、外に着替も無御座、乾かし申さん爲め、民家へ入り、火にあぶり居り候へども、餘り延引、恐入り候に附此のまゝ罷出候と申上げしかば、御納戸の者御呼なされ、伊賀定めて寒かるべし、着替の着物などはなきや、一つ取出し着せよと仰せありしが、別に御用意も無之故御納戸の者も外には無御座旨申上る、右に付、伊賀へ御向ひ、扱々其方は寒くあるべく候へども、別に用意の着物、無之といへば可爲様も無之と仰せらる、其時、伊賀の家來申出づるには、兼て御着替御持參可然と申すは、此度の様なる事可有御座御用心に候、必ず外に一つ拵へ可申と申せしかば、伊賀返答に、成程自身も左様に思へば其方が申すに任かすべし、然れども殿様さへ一つ着替へ御持遊され候へば、我等は二つ持に及ばすと云ひ、殿様にも、其の事申上げしかば、御意にはそれにて可然、しかし費へなる事には有まじきにやと御尋に付、伊賀は畢竟木棉

の事に御座候へば中々つひへと申す程には無_ニ御座と申上げ、やつと木棉の着替服一着出来せりと、三十餘萬石の國持大名、而かも將軍家の懿親にして、其の自ら奉することの質素なる、斯くの如し、感服すべしと云へば、感服すべきなれども、平素木棉の着替さへもなしと云ふは餘り極端の話であつて、故らに奇行をなして、名を銜ふものにあらざるかとも疑はる。

(二七) 白河侯幼時の仁心

白河侯（松平定信、後樂翁と號す）御年十二三歳、田安御殿に在せし時、麻布烏居坂、戸川内膳屋敷より出火、僅かの火事にてありしが、焚死人多く有ければ、時の落首に

この火事に人の命をとり居坂

これより上の戸川内膳

とありしかば、田安家の御醫者、此の狂歌の御話を申し上げたるに、侯、身が詠はさうではないと仰せらる、御醫者、何と遊ばさるゝと伺ひければ、いはぬくと仰なり、達て伺ければ

この火事は人の命をとり居坂

怪我のことなら戸川内膳

と仰せられしとかや、人を救ふ、仁慈の御意、誠に徳廟の御孫也と、塵塚談にあり。

(二七) 名工の心得

橋本經亮の橋窓自語に曰く、長常といふほりもの師は、たぐひなき上手也、圓山主水應舉も畫の上手なりしが、知恩院宮諸大夫榎田阿波守といふ人、長常に小柄をほりてよ、應舉の下繪をかゝせんと、あつらへければ、長常むべなひたり、よりて阿波守應舉にしかくといひければ、すみやかに下繪をかきておくりしかば、阿波守長常かたにもちいたりて、下繪をあたへれば、長常いふ、此の下繪にては得ほらじといひたり、いかなればと、阿波守問ひつれば、これはわれにほらさんといひつけて、應舉に下繪をかゝせたまひしと見へて、應舉は畫の上手なれば、わがほるたがねぐせを、そのまゝ書たり、つねにあしきたがねぐせなれば、なほさんとのみお

もふ、そのくせをほらんとするは、いとかたき事也、くせをなほさんとして、おのづからくせのほられたるはあるべしといひければ、阿波守ものゝ上手どもの妙なるを感じて、小柄をほらすをやめたりと云ふ。

(二六) 仙臺の入判出判

奥州仙臺に遊ぶ人は、大木戸を入れば、小菅生といふ所にて、入判といふ物をもらふ、錢三文を出してもらふ事也、仙臺を出る時は、いづくの出口にしても、又出判を取て出る、五錢を出してとる事也(譚海)

(二七) 小田原評定

小田原の城主北條氏直と云ふ人は、愚將にして、ものごとくに決断なく、時々群臣を集めて、

評議することあるも、徒らに一席の座談に止まりて、之を實際に用ふことなく、常に有耶無耶に終つて仕舞ふのである、世上これに因り、ぐつくとして極りの付かない評議を小田原評議と云へりと云ふ。

(二八) 亡命

亡命とは名籍を脱して、逃亡することなり、古へ名命は同音にて、名の字の代りに命字を用ひたる例多し、漢書張耳傳に亡命遊外黃とあり、師古之に注釋して、命者名也脱名籍逃匿也と云へり、亡命の二字、此れに基く。

(二九) 猫の皮の強弱

三味線の胴に張る猫の皮は、關東の猫ならでは用ひられず、關西の猫の皮は弱しと續鷓鴣物

語にあり。

(二八二) 團十郎の景清、狂人をにらみ殺す

著名なる俳優二代目團十郎が、或る時、悪七兵衛景清に扮し、大太刀に鑲帷子、其面を涅丹にし、恐ろしき忿怒の形相をなして、舞臺に現はれし際ふと見物席にあつた一人の大漢、俄に發狂し、一刀抜き放つて、舞臺へかけ上り、無しように斬て掛からんとしける時、景清の團十郎不意を食らつて、せん術なければ、一生懸命に景清の身振をなし、おのれ推參者ごさんなれと、大聲をあけて眼を怒らし、白眼み付けたれば、かの狂亂者驚き恐れて、ひよろ／＼と後すさりしつ、悶絶したり、此の時、見物席總立となつて、あれよこれよと大騒ぎの最中、舞臺の狀況を見、一同拍手して、名優の妙技を、感賞したりと云ふ。

(二八三) 一枝を伐らば一指を切るの制札

源公が須磨の若木櫻に建てられし有名の制札

此花江南にも稀なるべし伐一枝者可切一指者也、仍如件

これはこの花ばかりでなく、紅葉の名所にも同文の制札を立てられた由にて、小田原の北條氏直がこれに倣つて立てた制札に

此花江南にも可稀伐一枝豈有之者、源公可任紅葉之例者也

とあり、をかした文なれども、古武士の風流思ふべし（續鸚鵡物語に據る）

(二八四) 昔の商賣

小川顯道（元文二年江戸に生る）の塵塚談に「余若年の頃は、高荷といふて、木綿一反つゝ、

段々に積み重ね、高サ一丈程にして、脊負て賣て歩行ける、買人あれば、竹竿をもてあけおろしをして、取出しみせけり、白山小原町に伊勢屋徳兵衛といふ商人あり、文化五年正月十七日、八十歳にて病死、此者若き頃は、高荷木綿賣にてありし、妻當年七十七才、現在せり、右高荷賣止みて、兩掛にして賣り歩行けり、是も近歳はなし、當時（本書著作の年は文化十一年、著者七十八歳の時なり）は木綿賣絶たり、木綿といふては手拭をうり歩行者のみ也」とあり、又同書扇の地紙賣の事と題する一條に「予若年の頃は、夏に至れば、地紙形の箱を、五ツ六ツも重ね、肩へかつき賣り歩行ける、買人ありて値段極れば、すぐに其坐にて折立て賣し也、又持歸り折立、翌日持來るも有り、近歳は地紙賣り一切來らず、皆人京都下りの折扇を持事になれり、近頃は扇に伊達を飾る人はさらに見へず、右の地紙うりは、伊達衣服を着し、役者の聲色、或は浮世物似などをして、買人へあいきやうをして、うれるが多く有しなり、刻多葉粉賣にも此類有ける」云々、昔しはこんな事でも生活が出来たこと、見へる。

(二五) 入り作と入れ作

甲村の百姓が乙村に田地を持て居て耕作するを、甲村のものより云つて、出作と云ふのであるが、それを乙村にては、甲村より入り來つて耕作するが故に、入り作と云ふのである、然らば出作と入り作とは、稱呼は異なれども、其の實同じ事柄を此より云ふと、彼より云ふとの差に過ぎないのである、又入れ作と云ふのは、全然それと異なつて居つて、これは單純なる小作の事を云ふのである、小作は下作又は請作とも唱へ、自分の田地を他人に預けて、耕作せしむることである、入り作と入れ作と、まぎれ易くして、現に同じ事と心得て居るものもある位なれば、此に辨じおく。（牛の涎に據る）

(二六) 隱岐の三田法

立原翠軒の筆記せる楢林雜話（楢林名は重兵衛、長崎の和蘭譯官）に「隱岐にては山を三つに分け、一は田を作り、一は草を植へ、一は馬を牧す、來年には馬を牧する地に、田を作り、草の方に馬を移し、田の方に草をうゆる、如し此して年々替ると云」とあり、是は正しく歐洲の中世紀時代、諸國に行はれたthree-field system（三田法）なり。

（二七） 作池の意義

日本紀などに作何々池とあるは、田の新開の事なり、さるは山のふもとの小高き所に、池をつくりて、そのあたりの、やうく低くなり行く所を、田につくりて、水を漑ぎしなり、田どころはやうくにひろがりて、そのかみ、まづいできたるは、いづこばかりとも、しりがたくなり行く物なれば、此池は、某天皇の某年某月作たりと、池にかけて語傳へたるなり、崇神天皇紀に、六十二年秋七月乙卯朔丙辰、詔曰、農天下之大本也、民所以特以生也、今河内狭山、植田水少、是以其國百姓、怠於農事、其多開池溝、以寬民業とあるは、狭山に池を作

そへて、もとよりある田に、水をまかせたる事なれど、新開も同じ方にて、池より水をそぎたる物なれば、此文證據となすべきなり、さて此池をつくるといふは、庭の池水とは、やうかはりて、平らかなる地を掘鑿ちて、水を湧しめたるにはあらず、山の尾さきとくとをつきとめて、雨水雪みづをためたる物にて、萬葉集に水たまる池田などよめるは是なり、かくて冬十月、造依網池十一月、作刈坂池反折池などあるも、みな屯倉御縣のたぐひにて、公の田なり、日本紀などには、かやうの子細多かるを、等閑に看過す事なれば、爰におどろかし置くと年々隨筆（有職家石原正明著）に云へり。

（二八） 諸國の宗旨

竹尾善筑の即事考に國々の宗旨大概と題し、諸國に行はる、佛教の各宗を記せる一條あり、参考すべきものなれば、左に抄録す。

寺院を開基あれば、何宗何國と定数はなけれど、殊に多少は國民の有縁によりて、別有事也、

予大概を見聞にまかせしるす、若口脱あらば國人正し給へ、但し誰宗にても、おのが宗旨の寺々ばかり平日往復する故に、他宗は少く我宗のみ榮ふると思へるは、大成ひが事也、予は多くは太守の領國の寺院を記録より抄出するが故に、多分は相違有べからず、尤此宗のみにて、其國々に、他宗なしとはあらず、多少を記す也。

天台 上野、下野、常陸、下總、近江、越前、伊賀、伊勢。(但此四箇國は多くは眞盛派なり)
眞言 武藏、上野、上總、下總、安房、陸奥、信濃、(是等多くは新義なり) 阿波、讃岐、伊豫、土佐、飛騨、佐渡、隱岐、美作、山城南、紀伊、

禪(曹洞、臨濟、大徳、黄檗、妙心共合) 京(但五山十刹等の山其外本山計り) 伊勢南、志摩、

遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、飛騨、信濃、上野、下野、陸奥、出羽、若狹、越前、

能登、越後、丹波、丹後、但馬、因幡、伯耆、出雲、石見、隱岐、周防、長門、大隅、

日向、薩摩、攝津、豊後、豊前、肥前、肥後、筑前、筑後、紀伊、

淨土 山城、大和、和泉、近江、伊勢、紀伊、三河、武藏、相模、下野、筑後、石見、出雲、

攝津、陸奥、(鎮西、西山、名越共)

一向 山城、大和、河内、攝津、伊勢、尾張、美濃、三河、近江、飛騨、信濃、陸奥、出羽、
若狹、越前、加賀、能登、越中、越後、佐渡、出雲、石見、播磨、安藝、周防、長門、
紀伊、阿波、讃岐、伊豫、土佐、筑前、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、

日蓮 京(本山のみ) 駿河、甲斐、攝津、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下總、越後、佐
渡、美作、備前、備中、備後、紀伊、淡路、肥後、薩摩、

大念佛 河内、攝津、大和、

右之外、三箇の津は、諸宗同じく有之、其内寺院の数を記さば、江戸は一には禪、二には
日、三には淨、四には一向、京(本山方ものけず、檀家有も、無きも) 一・禪、二・向、三・淨、
四・日、大阪は一・淨、二・一向、三・日、四・禪也、何れも寺数は多れど、檀家の数は、一・
日を最とす、諸大名は一・禪(曹洞、妙心、大徳、黄檗、五山派) 二・淨(白旗流計) 三・天、
四・日(一致、勝劣) 五・一向、六・時宗也、御旗下方は一・禪(五派) 二・日、三・淨、四・一向、
五・天也、京にて公家衆は一・淨、二・兼(天淨) 三・日、四・禪也、但是は大數也、五攝家九
條殿(東福寺) 二條殿、鷹司殿は二尊院(天淨) 清華の中、大徳寺殿、大炊御門殿、西園寺殿

は淨、花山院殿は天と淨と也。

右諸國多分の國をわかちけれど、何れの國にも入込有之は、道途にてはわかちがたし、若其國々にて、能く邊鄙までも糺正あらば、予がしるせる事の妄偽ならざるもしるべし、其國々にても、所により山浦わかちあれば、一通りに及べからず、國々にても西に多き宗、東に少きもあり、例せば江戸に眞言少く、禪、淨、日、一向多ければ、武藏かくのごとくと思ふべけれど、近在他宗なし、北西東は眞言、南は日蓮多し、是等のたぐひ、又江戸にても、谷中、淺草、本所、日蓮多し、駒込、淺草、淨土多し、唯何方にても外見にわかちがたく、幽邃に伽藍をひらき、繡素實に寂閑の樂あるべしといへるは、禪の諸國也、悉くは予本朝伽藍記二十冊に諸宗の由緒を記あれば、是を閱べし。(鼠璞十種本に據る)

(二八九) 柳吞和尚の頓悟

淺草總泉寺の柳吞和尚は禪林の碩學として知られたる人なりしが、其の弟子共成る日學問に

うみつかれ、何やら生肴を調へて打喰ひ、骨を縁の下へ隠し置けるを、何者か是を見付て、檀徒に告げしかば、其人密に彼の和尚へ申けるは、御寺の所化衆、肴を給べ申され候と相見へ、其骨を縁の下へ隠し捨てしを、人に見付られ給ふ由、其沙汰甚宜しからず、急度御糺明なされ、件の所化衆を、御叱り可然と、にがく敷申ければ、扱々にくき奴共哉、肴を喰ならば、何ぞ檀那の目に懸るやうにして、喰ふと云やうなる、不調法の働が有ものか、すでに我などは、人の目に懸りし事は更になし、毎日喰へども、其の隠くし方、上手なれば、何人にも更に知られじと見へたり、先づ骨を残すと云やうな麓未成る事が有るべきか、我等などは鮮魚の骨は残せし事なし、大抵、残さず、かみくだきて、跡を人目にかゝらぬ様にいたさるべし、在家にては精進日と云事をして、肴を喰ぬ日が有れども、寺にては其やう成窮屈なし、愚痴なる檀那の目にかゝると、やかましき程に、以來をよく慎み候へと、所化衆に申渡されければ、折節利口そうに密告いたせし檀那、大に膽を潰し、急ぎ其坐を立て歸れりと云ふ。(當世武野俗談)

(一九〇) 奇怪の名稱

日本の地名や人名には、漢字だけでは、とても讀めない様な、變てこの讀み方あるは、皆人の知る所であるが、左に其の甚だしき二三の例を示すべし、

四月朔日氏(わたぬき氏)一寸八寸氏(かまづか氏)鹿伏兔(にんべ氏)釋迦牟尼佛氏(にぐるべ氏)又は(けるべ氏)などの姓あり、

又土地の名に、

新和泉(上總武射郡にあり、「にひのみ」と讀む、五十子村(武藏榛澤郡にあり「いかこと讀み、三斗九升村(越後にあり「しとづを」と讀み、六月村(美濃にあり「そたち」と讀み、四足八鳥村(伊勢にあり「ろくろみ」と讀む)、

こんな讀み方の人名や地名は、日本全國到る處に澤山あつて、十八女を「わかいう」十二神を「おつふるい」、七寸五部を「しつはた」十七夜月を「かなふ」と云ふの類、一々枚舉に遑ない

が、余が郷人に東海林(しやうじ)某あり、大阪にて家康が眞田幸村の爲めに散々困められし所は、六月晦日郷と云ふ所で、これは「うりはりの」と讀むそうである、随分むづかしき名稱もあつたものである。

(一九一) 知る者は耻ぢ、知らざる者は耻ぢず

觀世太夫、道中にて、隣家に謠をうたひけるを聞て、かれを止させて見すべしとて、一曲謠出しければ、しばしのうちに、かの方の謠はやみぬ、又或宿にて諷ふもの有けるに、前夜の事を云出して、何とぞ止めて見せ玉へと望ければ、是は叶がたし、いかにとなれば、さきの謠はよほど美なる謠なりし故、我聲を發するときとめて、此方を細にきき、且自分を恥て止つるなり、今夜の謠は、他の善惡解かるほどの業にあらざれば、何程此方にて謠ても、通じざればすべきやうなしと答しとぞ、總べてのわざ、如此、たゞに謠のみにあらず、うてどもひやかざるとは如何ともなし難し。(窓のすさ見追加)

(二九二) 陽春白雪の誤

世に陽春白雪の曲は調高きが故に、和者寡しと稱するは、唐人の詩に、此故事を誤り用ひしより、世人も左様に心得しかども、宋玉が本文を見るに、陽春白雪、國中屬而和者、數十人、引レ商引レ羽、雜以三流徵、屬而和者不レ過三數人而已と、此文を以て見れば和者の寡きは、流徵の曲にして、陽春白雪の曲にあらず、然るに唐詩に陽春和者寡、又は白雪調高など云へる句あるより、世人も誤り傳へしなるべしと、或る書に見へたり。

(二九三) ゆゝしき博士

天野信景の鹽尻に續故事談を引いて、「故少納言入道の物語に、敦親はゆゝしき博士哉、物をとへば、知らずくと云ふと、いはれけり、其問たる人、知らずといはんは、何のゆゝしから

んどと、いひければ、身に才覺あるものは、知らずといふを恥ざる也、實才なきものは萬の事を知り貌にする也、都て學問すれば、皆事を知らめつらんと、人の思へるは僻事也、大小事を辨へるまで、すること學文のきはめといふ也、夫をしりぬれば、難知こと問れて、不レ知といふを恥とせぬ也とぞ、いはれける」とあり。

(二九四) 討つに討れぬ敵

明曆二年水戸上町眞光寺馬場(今天王町)に於て、竹谷三十郎と入手作之允と喧嘩、三十郎作之允を打留め、一先づ宿に歸り、身の風體を改め、夜中其の場に来り、手疵を見届け、直に出奔す、時に作之允の弟與左衛門(御兒小姓、十三歳)江戸に居たりしが、兄の敵討の御暇願出相濟直に出立、諸國を尋廻れども不レ出合、後にいづくにてか三十郎は道中に於て盜賊に逢、二人切殺したれども深手を負其邊に留り療治し、漸く死を遁れ、高野山に入、出家したる由を傳へ聞いて直に高野に行き、やうく尋逢ひ、件のやうすを云聞せければ、三十郎入道も其志に

感じ、早々我首を討ち兄の追善弔ひたまへと首さしのべたり、入手が云ふいかに出家せしとて刃向ふべし、無刀の者無下に討つべきやうなしとて、指したる脇差を與へければ三十郎云ふやう、我東海道にて盜賊に逢、腰と高股に深手を負、立居も杖にかゝり、肩にも深手負、右の手不叶、是非なく遁世の姿となれり、中々刃向ふ事思ひもよらず、只首討たまへと覺悟せり、入手もつくぐと思案し、出家せしまでならばたとへ刀向はずとも討べきが、足手もきかず、癡人を手にかけては却て世の嘲弄あるべし、然らば我等に尋逢て勝負を好む處手足不叶事を書付判形致され役僧の添書をとり證據にして歸國すべき也といひければ三十郎聞て御深志なをく感じ入る事なり、我等一旦の怒に貴殿の兄を害し、今めぐり逢ふ事こそ幸なれ、是非首討て手向たまひなば我も本望也、努々命惜むにあらずといへば、三衣を掛け、五體不具の身、討て手柄にもあらず、此上は敵ながらも兄の回向したまへとて役僧を立會せ、書付をとりて立歸り言上に及びければ、尤に思召とありて、もとの如く役録仰付らるゝなり、入手が三十郎に逢たるは十六歳の時なりと立原翠軒の舞臺遺聞に見ゆ。

(二九五) 虱先生と蜈蚣先生

南川士長の閑散餘錄に京師の書生の戯語に、虱先生と云ふ、多く頭書を著せし故なりとあり、これは昔の四書五經など云へる經書類に、儒者先生が減多矢鱈に屁でもない注釋を爲し、それを本文の頭書(蠶頭と稱す)にべたくと並べ書きたる様、宛も頭に虱がたかつたやうであると云ふことから、そんなことをする儒者を虱先生と云つて、惡口したのであるが、今日は虱は無くなつたやうだが、其の代りに無闇に多く足を付ける蜈蚣先生が流行するのは面白し。

(二九六) 有用の書と無用の書

有用の書は寫本にて行はれ、強て用をなさざる書のみ、板に鏤めたり、大方の學者の爲めに用ひらるゝ書なれば、初學の用を爲さず、故によきものは却て埋れ、初學のものゝ資となれる

書のみ多く行はる、近代の通患なりと閑散餘録に見ゆ。

(二七) 以一爲十

三國志に破賊文書、以レ一爲レ十、と、軍兵の數を倍して稱する事久しき事なりと、岡田挺之の乘穗錄に見へしが、我が國にても封建時代の文書には此の類の事多し、注意すべきことなり。

(二八) 古刹の制三變

松屋筆記に曰く與清、畿内を歴覽して家宅の制の三變せしを知る、大和の國內橘寺法隆寺などは、隋唐の制を學たる也、京都五山は宋の制也、宇治の黃蘗寺は明制也、之らの佛寺の例にて、在家の造作のさまも押はかるべし、大和の古寺には、いにしへの皇居を、そのまゝ金堂に用たるがおほかり云々。

(二九) 將軍日光參詣の經費

徳川將軍が日光へ參詣の經費は、莫大の巨額に及び、六七代將軍以後は其の經費の支出に非常の困難を感じ、時として重大の家禮すら見合せねばならない事もあつたのであるが、今安永五年四月(十代將軍家治の時)日光參詣御供人數、御入用金及御扶持方等の計算書を見れば左の如し

一金十八萬兩	御入用金
一金四萬三千兩	被下金
一十萬三千人扶持	御賄御扶持方
一二十三萬八百三十人	人足
一三十萬五千疋	馬數
一三百五十三萬四百四十人扶持	御供上下御扶持方

(100) 名醫は藥價を知らず

林大學(述齋)或る日幕府の醫官多紀元簡と會談のとき、藥物の眞贋のことなど問し序に、ふと一藥種の價を問しが、元簡知らずと答へ、且曰ふ、もし藥價を知るときは、療治思ふ如くならぬものなり、これは父永壽院が庭訓にて、終身守る所なりと云ひし由なるが、世上に醫多しと雖ども、かゝる家法の醫は外にある可しと思はれず、感じ入たることなり、其後、外より聞くに一豪商ありて、元簡が家の資財を主辨す、七月、十二月兩度、手代元簡が宅に來り、所より來る謝儀の金銀を集め、半年の藥價を支拂ひ、有餘不足を精算して、その大數を元簡に告るのみ、因て總計ばかり知るゆゑ、各種に分て價を知ることを無し、弟子にも藥の時價の高下は知らしめず、其本意は凡人の情、物價の貴を思ふときは、惜む念生ずる者なり、病人を引受て方を處し劑を投ずるときは、たゞ藥の分量にのみ、目を注いで、聊も藥物の高下を思ふべからず、

心に藥價あるときは、調劑に臨で、その分量を減ずる情生ずる者なり、左あるときは病療の爲にならず、況やいかなる賤民にても、人命の重きは一也、輕き者に貴き藥は過たるなど、弟子共の心得違ひありては、本意を失ふわざなりとて、生涯この法を嚴に立ければ、如何なる貴き藥にても、病症によりては、弟子までも十分に用ることなりしとぞ、凡醫たらん者、かく有たきことならずやと甲子夜話に見へたり。

(101) 商家の屋號

商家が何々屋と云ふ屋號を稱することは、餘程古くより行はれ居ること、見へ、五百年前の人なる中原康富の日記(康富記と云ふ)に早朝南都下向、天蓋大路龜屋着之、史員職行秀等同宿也云々とあり、龜屋と云ふ宿屋へ泊つたものと見へるが、此の記事は應永二十七年の所にあるれば、今日からちやうど五百年前の事である、隨分古き慣例である。

(二〇二) 紙幣の濫觴

太宰春臺の經濟錄に、寶鈔即ち紙幣は、我國古昔になし、元祿年間、諸侯の中に之を造りたるを濫觴とするが如く記しあるも、是れは固より春臺の誤りであつて、我が國紙幣の起原は、遠きは後醍醐帝時代のことである、當時南朝に於て財政困難の餘り、救済策として紙幣を發行するに至りし事は、徒然草を引證して三宅觀瀾の中興鑑言に詳かなり、支那にては漢の虎皮が、楮幣の原始なりと章潢の山堂考索に見ゆ。

(二〇三) 贅澤品の課税

贅澤品に、重税を課するは、太古よりの財政方針であつて、禮記王制は、全く此の方針を取つたのである、我が國徳川時代に漆林の税を重くしたるも、亦王制の意に法りたるものなりと

云ふ。(松平定信國本論)

(二〇四) 見世棚

今の世に商人の物賣所を、たなとも見世ともいふ、いにしへは家の端の棚閣たなをまうけ、其上に萬の賣物をおきならべて、賣れるゆゑに、たなといふ名おこれり、その棚はうり物をするおき、往來の人に見せて、賣らんために、かまふる物なれば、古は見世棚ともいへり、後の世には、それを下略して、見世とのみいひき、今餅屋の出し臺といふ物などは、見世棚のなごりともいふべし、今も京都に魚の棚、衣の棚、江戸にあまだな、十軒だな、などいふ名残れり、町家の軒下を棚下といふも、古言の残れる也○店の字をたなともよむは義訓也、和名鈔卷十、居室類に云「四聲字苑云、店云々坐賣物舍也」晋の崔豹が古今注上之卷に云「店所_三以置貨_二之物也」とあり、此字義によりてたなとも見せとも讀也、○さて商人の物賣ところを、棚といへる古き證は、宇都保物語、第四藤原君の卷(流布本第七)たかもとの御子の商あきなひし給ふ事をいへ

る所に云「こゝはみづし所、寢殿のきたのかた、かしらしろき女、ひとり水くむ、あのわらは、ひとりものをほり、つかまつるこれは、てゝたなに、女をりつゝ、物うる(中略)むな車に、いをしほつみて、もてきたり、あづかりども、よみとりて、たなにすゑて、うる」といへり、

此事は、くぼのすさび上巻にも、はやく見いでゝかきおけり、うつほの時代は詳ならざれども、源氏よりさきの物といへば、棚にすゑてものうるは、いとくふるきわざなり、

土佐日記諸本みな「やまさきの小櫃のゑも云々」とあれど、爲家卿本ト幽が附注本には「やまさきのたなる、小櫃のゑも云々」とあるを、梓園主人はやく見いでゝ、土佐日記考證にかゝれたり、これも棚をかまへてものうる事のふるき證なり、

此日記は貫之のし承平五年の紀行なれば、いとくふるき物也、承平五年より今文化十年まで、およそ八百七十九年なり、

これは鏡わりと云繪巻に載る所、京四條の町の見せ棚のさまなり、此繪巻の時代つまびらかならざれども、おほかた文安寶徳の頃の物とおもはるゝ考へあり、ことばなげればもらしつ、外百番のうちの松山、かゝみのうたひは、此繪巻のことばがきに似たる所あり、これを文安寶

徳の物と定むるときは、今文化十年まで、同三百六十七年をへたる古畫なり、當時の町家のさまを今目のまへに見るこゝちす。

中古見世棚と稱へし證は、庭訓往來(玄惠法印著)に云「市町者通_ニ辻子小路_一令_レ構_ニ見世棚_一絹布之類、贊葉子有_ニ賣買之便_一之様可_レ被_ニ相計_一也」とあり、又下學集(文安元年撰)上巻に見世棚の名見へたり、勸進聖判職人歌合(天文六年よりすこしさきの物なり考へ別にあり)鳥賣の花の歌に「春は又ところも花の千本に見せおきたなの鳥のいろく」(此歌にて見せ棚の名義あきらかなり)奇異雜談集(天文中の作也考)卷二に云「家ぬしは婦人にして夫なし、一二年ひとりやもめなり、つねに茶屋の本座に居て茶をうるおもてにいたをもつてかりに棚をつりて胡瓜五六を出してうる」(醒云、今も八百屋は棚をまうけ瓜茄子のたぐひをすゑてうるこれに似たり)運歩色葉集(天文十六十七のあひだの撰也)卷四に、見世棚の名をいだせり、北條五代記、天正十八年の條に云「扱又松原大明神の宮のまへ、通町十町ほどは、毎日市立て、七座の棚をかまへ、與力する物手買ふりうりとて、百の賣物に、千の買物有て、群集す」又云「町人は小屋をかけ、諸國津々浦々の名物を持來て、賣買市をなす、或は見世棚をかまへ、唐土高麗の珍物、

京堺の絹布をうるもあり云々、

新市に一の棚をかざると云こと、狂言記(卷四)柿賣の詞(卷五)かつこはうろくの詞、その外狂言におほかり、續狂言記(卷一)河原新市と云ふ狂言に「けふは河原のしん市でござる、いつものごとく、酒をうりにまゐらふとぞんじます(中略)まゐるほどに、これでござる、こゝもとにみせを出しませふ」とあれば、みせとのみいふも、近俗にあらず、

清水物語(慶長中作、寛永十五年刻)上巻に云「四條五條の辻に、こま物みせとて、たなひとつに、いろく、さまざまの物を取あつめておき、人の用次第にうるもの、候」貞徳文集下巻に云「料紙安賣付而見世棚可然在所も尋候云々」(寛永のはじめ作れり、書中に考ふる所あり、慶安三年印行せり)これらを上の古圖に合せ見て、いにしへの見世棚のさまを考へおもふべし(以上骨董集)

(二〇五) 日本に於ける望遠鏡の工夫

寛政の初、和泉國貝塚の人、岩橋善兵衛、日月星辰を見るべき望遠鏡を、自身の工夫思慮を以て作り出せしが、此の望遠鏡、出て後二三年へて、阿蘭陀より、ナクトケイキルといふ、日月星辰を見る望遠鏡を舶賣せり、浪花の人、此ナクトケイキルを求め得たれば、余は朋友と與もに一覽せり、其見る所の日月星辰の眞象、蟹製の目鏡と、善兵衛が製せし目鏡と符節を合せることがとく也とぞ、善兵衛作は、長大なる故に、一しほ明白にて、蟹制に勝れりと云、余が家にも善兵衛制作の望遠鏡を所持しあるが、其精妙なる事驚くに堪へたり、蟹製の物はいまだ見ず、先年より蟹製の望遠鏡、諸所に在りと、唱れども皆虚説にて、余天下に歴遊して尋しかども、誰人所持といふ事を聞くこと無しに、善兵衛、日本にて始めて作り出す頃にまだ紅毛國よりも渡り來れるは、時運の開ける時節といふもの奇妙なること也」云々と橘南溪の北窓瑣談後篇にあり。

(二〇六) 荳戸太華、稻荷を父の敵とす

米澤菰戸太華翁の父英政は、其の性強勇の人にて常に獵を好み、狐を捕て喰ひし事尤も多かりし(八十餘頭に及ぶといふ)が、ある日、例の如く獵より歸り來りて、獲つる所の狐を料理して喰ひ居たる所、老狐の尋常にあらぬが、側窓より顔さし出して、いかに平八(英政の名)旨きやと、人のいふごとくいひたり、よのつねの人ならんには、怪み恐れぬべきを、この人、物ともせず、腹打立て、有合ふ弓矢おつ取つて、逃る狐を逃さじと、追かけ行しが、遂にかの狐、射とめて携へ歸り、是をも又喰たりしとぞ、尤も此事は正しく見しことにもあらず、人のいひ傳へし所なれば、眞偽は分らざるも、其後英政は精神亂かはしくなりて、病に打ふしけるが、世にいふ狐の憑きしといふさまして、怪しき事どもありて、遂に其のまゝ身まかれり、稻荷の神の祟なしたるなりと、其頃専らいひはやしたり、此時太華翁年十八なりしが、この由をき、て、口惜き事に思ひけん、五十日の忌、果たりし日に、予父のみまかり給ひしは、稻荷のしわざ也と、人はいふ也、さらば稻荷こそ、俱に天を戴くべからざるの體にておはしけれ、神明とて憚りゆるすべきにあらず、報いんする様こそあれといひて、先づ近隣に人して、事の趣を告しらせ、つひに稻荷の社を打壊し、神主を取出して、短刀もてうちわり、祠に火をかけて、

燒捨られたりき、是より翁の世の常の人にあらざる事を、國中の人にもしられたりと云ふ。(樂言錄)

(二七) 諸侯の權門方

徳川時代に於ては賄賂は殆んど公行の沙汰であつて、庶民が何にか愁訴哀願の筋あつて、當局へ申出づる時などは、勿論の事、諸大名が何にか事あつて幕府へ請願する場合に於ても、有力な役人即ち所謂權門家に、相當の請托を爲して、内々わたりを付けて置かねばならなかつたのである、夫れ故諸大名の家には、それを專職とする役人すら任命してあり、此の職に在るものは固より才智に富める敏腕家を要したるより、その地位も老臣に次ぐ位の重き職として優遇されたものである、深田九臯(尾藩の儒)の惺々齋日抄に「今威權の家へ賄賂を用ひ、或は其家來にたより、萬事を聞き繕ふを専ら職とするものを諸侯の家々にて、之を權門掛りと云、昔もかやうの事なかりしにもあらねど皆留守居といふもの之を勤めしに、あるは又留守居も表向

きの役人にて物毎に圓満に達しかぬるとて奥醫師などいへるもの動むる事もありしが、今は用人又は家老の内にて權門掛と云つて一つの役名になりたると、角田市左衛門（海保青陵の父青溪先生の事ならん）物語侍りしが此の市左衛門も初め青山大膳太夫家の用人にて惇信公（九代將軍家重）の御時大岡出雲守（名は忠光、將軍の側用人にて權勢内外を傾く）と云へる權門を引けて居たりし也」云々とあり。

（二〇八） 漱石、樗牛、逍遙の號

近世著名の文士夏目氏漱石を以て號とす、或人余に問ふ「漱石とは六つかしき號なり、何の事か」と、余は文士癖にて夏目氏と生前逢つたこともなく、又其の遺文を讀だこともないから、漱石の號の出所は知らないが、元來この漱石と云ふことは、支那の世説と云ふ書にある語にて、昔孫楚と云ふ人が、枕石漱流と書くべきを、誤つて枕流漱石と書けり、傍らの人、怪みてそれは間違つて居ないかと注意しければ、孫楚答へて、流に枕するは耳を洗らひ（許由の故事）石

に漱くは齒を磨かん爲めなりと云ふたさうである、夏目氏の號は恐らく是れが出所であらうと思はれるが、もしそれであるとすれば、漱石の語には、何の意義もなく、孫楚の書誤りを面白をかしく誤魔化したことが、文苑の雅談として、傳へられて居るだけの事である。

又問ふ、高山樗牛の號は如何と、これは莊子内篇人間世第四に、石と云ふ大工の棟梁、齊の曲轅と云ふ所に至り、一の土神として祀れる樗樹（樗は樗と同じ）を見たり、非常の大木にて、其の幹の裏側に立つて居る巨牛の全身も蔽はれて見へないと云ふ程の大木であると、此の木は元來不材の木にて、建築にも何にも役に立たぬ無用の木なるが故に、誰も伐りて用ひようとする者もなく、斯くは生長しけると云ふ寓言がある、恐らくはこれが出所であらう、樗と樗とは同じ木のことなれば、樗牛としたのであらうと思はる、然らば坪内逍遙先生の逍遙とはと、ひつこく問ふ者あり、これも亦莊子の開卷第一に逍遙遊と云ふ一篇あり、此の語をとつて、ぶらりぶらりと自分の氣儘に藝園にでも遊ばうと云ふ意味なるべし、樗は大木にて無用の材なれば、無何有の郷、廣莫の野へ移植へて、其の側に彷徨として何事もせずぶらつき、又逍遙として其の樗（樗）樹の下に寢臥することがよからうと云ふ様なことも見ゆれば、逍遙先生は牛を蔽

ふ大木の下に逍遙すると云ふ意味かとも思はるゝが、それでは、先生は全く榜牛の門下生のやうに聞へる嫌がある、恐らくそんなことにはあらざるべし。

(二〇九) 長崎貿易に付金銀支拂の制限

貞享二年幕府は嚴令を下し、清國の船より白銀六千貫目、紅毛船より三千貫目、通計九千貫目の外は、外國品の買取りを許さぬこととなりしが、元祿九年には、更らに長崎商人に令し、上記九千貫目の内五千貫目は金銀以外の諸産物を以て支拂すべきこと、即ち所謂代物がへにすべきことを命じたるに、外國人皆之を憂へ、我が商人を竊に船中へ引入れて、現金取引を始めたりと、天野信景の鹽尻(卷三十六)に見ゆ。

(二一〇) 勃翠山人の詩

大田南畝の一活一言に勃翠山人が時勢を慨する詩五首を載す、其の三首を節録す。

陵遲習俗日浮虛、辨博驚人學却疎、賢傳聖經束高閣、爭求新種舶來書

文苑家々抱大志、萬言下筆、亦容易、提韓擊歐辨論雄、時失焉哉乎也字

○ 儒雅原謹慎爲本、風流豈曠達爲先、看他世上青衿士、多是狹斜惡少年

南畝附記して、勃翠山人は何人なるを知らずとせるも、是は紀藩の碩儒榊原室洲の事なるべし

(二一一) 松永彈正、立身の祕訣

松永彈正連歌の事は、別項に記し置きしが、彼は人に向ひ、鍛冶屋と紺屋を見て、三ヶ年の間、この兩職を勤むる覺悟ならば、きつと立身可致と云つたそである、夏、鍛冶屋をして暑をかんにんし、冬、紺屋の水づかいをかんにんする事なりと、備前侯光政の物語を記せる烈公間語に出づ。

(三三) 湯澤の銘茶

一友人の物語りに、雄勝郡湯澤村の農民某が許に茶の名品あり、兔道うさみちの名産に劣らず、某佗國より養子せしが、彼が製する所なり、或る年、某伊勢の内外の神へ詣らんとて、發足の頃しも、此養子の云教へしは、都めぐりの折から、兔道へ至らるべし、何某が許へ立より、此茶いかならん品と云ふ事問見給はるべしとて、かの茶を袋にして與ふ、某是を行李に收めて、出行しが、下向の後、爰かしく見物して、兔道へゆき、かの許へ立より二三人居たる店先にて袋を出し、問ひ試みしに、應諾だにせざりしが、やがて奥より老人出で茶の品を吟味し、大に愁涙の體あり、那個いづれの人か、かゝる名品を製し、且つそなたの國許はいづこそと問ふ、某、僕は羽州秋田の者に候が、先年他國より入婿せし者が、其製を知りはべりて、爰に至らば知りし人あらん、尋て見よと云教へ候なりと、答へければ、老人の云し、扱は我子にこそあらんなれ、我一人の子あり、放蕩の生質、七世の縁をきりて追出しはべるが、定めて爰かしく流浪、足下

の御許へ参り、世話をかけ申すなるべし、此茶の事にしては、家に傳へし製法ありて、我國の外、他に知れる者なしと語り、頻りに涙を流し戀に馳走して歸せしが、歸郷の後婚に聞せしに、老人の物がたりのごとくにて、ありけるとなんと、黒甜瑣語くろあまじぶりごにあり。

(三三) 兄のイモウトと姉のイモウト

國語に晋獻公滅驪子、獲驪姬、以歸、立爲夫人、生奚齊、其姊生卓子云々、注に女子同生、謂後生爲姊、於男則言妹也云々とあり、又爾雅に男子謂女子先生爲姊、後生爲妹云々とあるを見れば、男子(兄)のイモウトは妹と云ふも、女子(姉)のイモウトは姊と云ふが如し、今兄のイモウトにも、姉のイモウトにも、同じく妹と稱するは誤りであらう、この説、小山田與清の考證(松屋筆記)に見ゆ。

(二四) Absentism の譯語

往古遠國の守護に任せられても、其の任地に赴かず、京都に留り居つて治むるものを、遙授
遙任など云ひしより、余は Absentism を遙有と譯し居たが、類聚名物考の稱號部には現に遙
傾と云ふ語あり、是の語が Absentism の適譯なるべし。

(三五) 英雄と猛者

昔京都の公卿にて、大臣大將より昇進して、太政大臣まで任せらるゝ家柄を、清華と云ふ。
清華は單に華族とも稱するが、時としては英雄とも稱せり、花山院、西園寺、徳大寺、大炊御
門、今出川菊亭、久我及轉法輪は英雄の家柄なり、又東大寺造立供養記に奥州猛者藤原秀平直
人云々とあり、舊本今昔物語に猛者は勢徳ある人と見ゆ、いづれにしても、富豪の者をいへる

名也と、松屋筆記に見へたり。

(三六) 数字の歌

或る人が信州碓氷峠にて詠める歌に

八萬三千八、三六九三三四四、一八二

四五二四六、百四億四百

やまみちはさむく淋し、一つ家に

夜ことに白くも、よおく霜

と讀むそうである。(白蟻牛馬問)

(三七) 財を賤むの風習

朱子語類に、財猶賦也、近則汚人の語あり、儒者が財を賤むの風習は、必ずしも朱子に起因するにあらず、つつと古代より傳はり來ることなれども、朱子學者が専ら爲貧説を主張したるは、全く此等の語より起りしものならん。

(三八) 放 債

本錢を出して、利入を規るを、俗語に放債と云ふこと容齋五筆に記せり、放資の放は、これ等の語に基きしものなるべし。

(三九) Ready-money-voter

ジミン ハッチンソン(Hutchinson)は愛爾蘭出身の有名なる政治家にして、財政及び商業政策に関する著作に富める人なり、彼は平素金錢及地位を貪求したるが爲に、現金ボーターの綽

名を得たり(ハッチンソン傳)、今の世、此の綽名を贏ち得ざるもの幾人がある。

(四〇) 竹林の七賢人

齊藤彦麿の傍廂後篇に「阮藉、稽康、山濤、向秀、劉伶、王戎、阮咸の七人を世に七賢人と稱して褒賞するは、いかなる故ならん、酒のみてうかれありくより外に、とり所なし、皇朝人ならば益にたゞすの飲み抜けどもなり、萬葉集に「古の七賢き人等も欲する物は酒にしあるらし」とよまれしは、實にほむべき輩にあらず、貝原篤信の和漢名數に云、七人放曠荒醉、不可爲賢と、いひしは高論なり」とあるが、貝原益軒や齊藤彦麿など一人は漢學者として博學の大家、一人は和學者として聞へた考證家でありながら、二人とも、此の七賢の意味を解せずして、兎や角評せられたるは不思議の至りである、思ふに此に謂ふ、賢人とは濁酒を飲んで、へられけとなれる醉客と云ふことなるべし、酒の清めるを聖人とし、濁れるを賢人とすると云ふことは、支那に於て昔より云傳ふることにて、現に詩の初學者が座右に離ざる圓機活法、中聖人

の注に鮮于輔曰醉客謂酒清者爲聖人、濁者爲賢人とあり、兩先生か此に氣付かずして、眞の賢人を云ふこと、心得へられたるは、一笑すべし。

(三三) 釋迦の左眼

或人云ふ、將軍家には九百九十餘品の寶物あり、其の第一なるは釋迦の左眼にて、これは昔僧の奮然が支那に渡り、聖禪院に於て優曇第二の摸像を拜したる時、此の像の左眼に箝めありしは釋尊の眼をくり入れしと云ひ傳へしより奮然欽慕に堪へずとて、影向通夜すること、三日密に其の左眼をくり取つて、一つの眞珠を鑄り入る、又太宗帝に乞ふて佛工引榮に一像を刻せしめて携へ歸り、此れに彼の釋尊の左眼を箝めて嵯峨清涼寺に安置し、三國傳來の像と云ひし事の大略は元享釋書の奮然傳に見へしが、其後何物か此の左眼を竊み去りしを、偶ま米澤侯の御手に入りしかば、侯は之を將軍家へ献上せしものなりと云ふ、これが第一の寶物にて、第二は牛の黃と云ふもの、由なるも、どんなものか分らず、第三は金華山より出たる水晶の基局きこくであ

つて、其の他の珍器稀品は舉るに違あらずと、黒甜鎖語に記るしあるが、將軍家にこんなものが、果してありたるものか、あつたとすれば、今は如何なりたるや、近年何の沙汰も聞かざれば、一向覺束なき話なり。

(三三) 賣買は私約

後漢書、公沙穆傳の註に、穆嘗て猪(ぶた)を飼ふ、猪、病あり、人に命じて市に賣らしめ、且つ戒めて、若し買はんと云ふ者あらば、其人に病猪なることを明言して、其の價を低廉にすべし、病なきに裝ひ、人を欺瞞して、高價を食ふこと勿れと、固く申付けて遣る、賣る者、市に到り、病猪と云はずして賣り、歸りて穆に報ず、穆其の價の高きを怪しみ、其の故を問ふて病を告げざりしことを知り、直に代金の半をもたらし、買人の後を追ふて之を尋ね、厚く謝して、猪は實は病あり、固より初めより廉賣せんとしたれども、圖らざりき、賣る者欺いて、高價を取りしなり、乃ち此の半金は受取るべき筋のものにあらざれば返金すると云つて差出せば、

買へる人、敢て之を取らず、賣買は私約なり、一旦取引した上は復た之を受取るの道理なしと云ひ、固辭して受けざりしが、穆途に之を置いて歸れりと云ふ、この美譚を中世紀の高僧及羅馬法の研究者などに聞かしたれば、必ず正當價值論や、自由契約論の好資料として、大に利用せられしならん。

(二三) チュルゴウの覺書

近年アダム・スミスの、グラスゴウ大學に於ける講義録が、出版せらるゝ迄は、多くの學者間に、同人の富國論の藍本であるなど、謂はれて居つた、チュルゴウ J. Hutcheson の有名なる著作 *Reflections* は著者が、デュウボン Dupont に與へたる書面にある如く、全く二人の青年支那人の爲めに作りたるものである、この支那人は、其の頃(千七百六十六年)ヂェスイット宗の留學生として、佛國に赴き居たる者で、チュルゴウに深く親炙したるものなるや否分らざれども、彼等二人は、佛國政府より俸給を受け、支那の文學上に關する通信を引受けて、廣東

へ歸らんとする際に、チュルゴウより心得の爲めとして、この貴重なる覺書 (*Reflections*) を受取つたものである、此頃は宛も支那は清朝となつて、全盛を極め、殊に文學上の事に最も努力したる乾隆帝の時なれば(千七百六十六年は乾隆三十一年に當る)此の二人の青年支那人が、若し有爲の人物であつて、チュルゴウの學説を大に紹述することに勉めたらんには、支那の經濟學は、今日或は意外に進歩し居たるやも知る可らず、而して爾後其の姓名さへも傳はらず、杳として煙霧の中に葬り去られたるは、何等の遺憾ぞや。

(三四) 記録書きと筆記書き

大納言を大糸言、中將を中井、應永を応永、元和を元禾、嵯峨を山山、醍醐を西西などと書くことを記録書と云ふ、釋家にも讀誦を言言、緣覽をヨヨ、煩惱を穴穴、菩薩を并、菩提を芋と書く類は、皆記録書きである、今學生が講義を筆記するに、經濟を至齊とし、裁判を才半とし、價を価とし、離を离とするなどは亦記録書の類なれども、今日は記録書きと云ふより

筆記書きと云つた方が適當である。

(三五) 花と云へば梅

古へ我が邦にては、唯だ花とのみ云へば、梅をいふたのであるが、何代の頃からか、梅が櫻と變り、今日では唯だ花と云ふは櫻にかぎることゝなれり、又古は魚とのみ云へば、鮭を云ひ、鳥とのみ云へば雉子を云ふのである、又單に山と云へば、比叡山の事、寺と云へば三井寺の事をいふのである、此等の事は聞書秘傳と云ふ書にある由、松屋筆記に見ゆ。

(三六) 芭蕉反古の幅

俳諧師芭蕉の高足弟子榎本其角、或る大名の御前へ召されしとき、侯これを見よとて、一畫幅を出して、其角に見せ給ひけるを、さら／＼と開きて見れば、某畫工が萩に月を描きたるに、

芭蕉の「しら露をこほさぬ萩のうねり哉」と讀しあるを讀下して、其角小首を傾け、暫し沈吟しけるが、やがて側なる硯を引寄せ、筆おつ取つて「しらつゆを」の六文字を抹消して「月影を」と書改めければ、侯は殊の外不興に見へさせ給へば近習の人々皆其の無禮を怒れども、其角は傲然自若として、少しも恐るゝ氣色なかりしより御側に侍る者ども、奈んともすること能はず、彼は生れ付き氣狂なりなどと、言ひつくろつて、御前を引退らしたり、其後芭蕉を召され、右の不始末を語らせ給ひ、何はともあれ、師の句へ妄りに筆をつけるとは驚き入つたる無禮者であるとして、件の幅をひらき見せられしに、芭蕉は意外にも常よりいと心よけに打ち眺めつゝ、笑ひながら筆をそめて、其角が月影をと書ける傍に「此五文字晋子其角が妙案」と書き添へければ、侯も氣色なほらせ、却つて詢に面白しとて、大に喜び給ひしが、此の幅は芭蕉其角反古の幅と云つて、今に其の大名家の重寶の一つとなつて居るとの事、日尾荆山の燕居雜話にあり、さすが兩大家の才思宏量、感服の外なし。

(三七) 八十歳を米壽とす

考證學者岡本保孝の難波江に葛原詩話(僧六如著)を引き、同書後篇卷一に八十八を米年と稱す、吾邦ばかりにて云ふことなりや、未詳と見へ、渡邊幸庵對話には八十八齡にして、米の字を俗家で書くのは誤也、堂上方は八十歳にて米字を書くなり、米は八十の人と書く故なり、この二書に據て考ふるに八十八歳を米年と云ふは眞據なきなるべしとあり。

(三八) 大工の棟梁

大工の親方を棟梁と云ふは、都料の誤なるべし、宋の歐陽修が歸田錄に、開寶寺の塔は都料匠預浩、造るとあり、又明の謝肇淛の五雜俎には、宋の代の木工喻皓、工巧を以て一時に聞ゆ、呼んで都料匠となすと云へり、この二書に都料匠とあるは、都べて工事を料ると云ふ義にて、

今日所謂積りをする事なるべし、但都料匠の名を歸田錄は預浩とし、五雜俎は喻皓となしあるも、預浩と喻皓と音相近ければ同人の事なるべしと荆山は云へり。(燕居雜話)

(三九) 日本と云ふ國號の始り

伊藤東涯は乘船譚に、東國通鑑を引用し、新羅文武王十年八月の下に、倭國更號日本、自言近_ニ日所_ニ出以爲_レ名とあるが、文武王の十年は、唐の高宗の咸亨元年に當り、我が天智天皇の九年に相當す、勿論唐以前の書には見へざれば、此の時代より日本と云ふ國號を用ひしものならんか、然れども日本の書にはそんな事見へざれば從ひがたしと云へり。

(四〇) 通詞は日本人と思ふ可らず

水野若狹守長崎奉行たりしとき、下僚に訓令して「通詞(唐通詞と和蘭通詞とあり)は日本人

と思ふ可らず。外國のものと心得取扱ふべし」と云ひし由、内藤忠明（嘉永頃の長崎奉行）の内安録に、此の事を記し「予は水野若狭守時代までは、通詞ばかりを、日本人と思ふべからずと思ひしが、今は地役人不_レ残、日本人の鷹はなしと思ひぬ」とあり、味ふべきの言である。

(三三) 戦国時代の地下室

譚海（津村正恭）に記する所に據れば、武藏國菅生（西多摩郡）に田澤某なるものあり、自宅にある小高き岡を掘りたるに、茶壺の様なる物あり、又天鷲絨に金糸を織ませたるを一卷と、左文字の刀一振掘出したる事などありしが、一體此の邊の土地を掘ると、時々穴藏の如きものに掘當る事あり、皆地下に人の住居し得らる、様に築造し、書院や産所などまで、完全に備はつて居るが、これは戦國の時、亂を避けて隠れ居たる所なるべしと云へり。

(三三) 大名の臣下に對する自由處分

栗山大膳の事（福圓騷動の事）に付、此時は公方様千疊敷中段に被_レ成_二御座、諸大名下段に丸く居るを、上意、公儀へ對し、叛逆の儀は各別也、主と家來の自分の論、向後御取上、被_レ成間敷と、上意の由、諸大名難_レ有由、被_二申上、仙臺正宗落涙して、御請被_レ申候由也と史料叢書に見ゆ、是れより諸大名は、其の臣下に對し、勝手に處分裁斷することが出来るやうになつたのである、正宗が落涙して御請したのは故なきにあらず。

(三三) 禁裏及公家所領の百姓

公家來の知行所は、多分は、五畿内、丹波、近江などにあり、その領所の百姓、甚だ横柄なるものにて、應對成がたき程の事也、若公事等出来る時は、諸司代へ内證より頼まるゝゆへ、甚

さばき仕にくき事とぞ、夫故公家傾入くみたる土地は、殊にむづかしく迷惑なるもの也、又禁裏の御知行所は、八瀬の内にあり、是等の百姓、横柄言語同断なるものなりと譚海に見ゆ。

(三言) 大阪の蠟及其の製法

大阪は商賈利功の事には、雫毛まで心を用ゆる所なり、蠟燭なども、江戸にてつかふ所、三分二は、大阪より下すらふそくにて事足り、三分一江戸にて、こしらゆるをつかふ事なり、價の廉なるをもつてなり、江戸にてこしらゆる蠟燭は、漆の實を制したるに、油等をまぜ遣ふゆへ、價限ありて廉ならず、大阪より下る蠟燭は全體生蠟にて、拵へたる物にあらず、皆魚油獸肉などを、さらしかためたるものにて、こしらゆる也、甚しきものは、人肉をも用ゆる事とぞ、大阪らふそくは、牛馬の外狗肉も多し、それゆへ大阪に犬取りといふものありて、非人もあらず、穢多にもあらず、毎日わらにて、拵たるかますを肩にかけ、町をありく、路頭に死にたる犬あれば、皆取歸りて蠟にす、忌人なるものは、死にかゝりたる犬などを見れば、打殺し

てもち歸るゆへ、諸の犬これをしりて、かますをかけたる人を見れば、打ころさるゝ事と知りて、ことごとく吠へる也、扱又ひそかに刑死に行れたる人の死骸をもとめ、土中に埋めをきて、毎朝埋めたる土の上へ、あぶらの様成もの吹出しあり、それを竹のへらにて、こそけとりく、數日の後あぶら吹出されば、其埋めたる死骸を掘出し見るに、肉はみな大氣に盡して、白骨斗残りありとぞ、牛馬狗など、一つに集め、鍋にてせんじ、あぶらのごとく成たるに、風をあて置けば、氷てかたまるを、大きなおしき様の物の内へ、くだき入て、庭中にならべ置、日にさらし、一日に幾度となく、簀に清水をひたし、肉にそゞぐ、三十日斗あれば、せうふ或は葛の粉のごとく白くされる也、扱其肉を集め、釜にてせんじ、匂ひぬきといふ薬をもちて、諸肉の腥氣をぬきとり、釜のまゝ冷しをけば、蠟のごとくかたまる、それをもちて拵へ出す事なれば、價も廉なる事なり、利を競ひ地利を盡し、工を用る事、大阪の人にはなぞらふるものなしとぞ (譚海)

(三五) 京都の製品の優秀

京都の職人はいづれも精工也、西陣の織物屋など、皆諸大名の着料を織出す、他邦に及ぶ者あらず、諸染物色あい、殊に勝れたり。但黒に染たるものはつやなくして、江戸にて染たるには劣たり、出来は西陣にて、古代の切れ、古金襴をはじめ、竹屋町の類に至るまで、織出す事、甚妙手を得たり、時代の切れと引くらべ見るに、少しもたがへる所なし、是はその時代の古き箔を調べ置き、それにてその切れを織る事ゆへ、たがへる所なき道理也、筆工なども京都にて製するは殊に勝れたり、そのゆへは筆に作る所の毛、鹿兎の毛の内にも、毛先よく、文字を書くに快く手にまかする所は、一つのけもの、皮にて多分はなし、大かた眼毛の所などよろし、それを京都にて、先よき所を抜取て、その餘の皮を、江戸或は他方へ下し遣すゆへ、他所にてこしらゆる筆は、京都の製に劣れる事ことわり也、すべて筆に作る毛は、皮を二寸四分程づゝにたちきりて、一枚づゝを一からけにして下すもの也、針の類も京都製すぐれたり、糸を通す

めの所、別て大きくてつかひよし、扇子も御影堂名物也、火打、又かねは、清水坂より製し出すを上品とす、又鍛冶の細工も、他所の鍛冶は物ひとつ作り出すにも、目形の論なし、只ひた打に、こしらへ出て、出来あがりたる上にて、目形何ほど也といふ事なるを、京都の鍛冶は左にはあらず、たとへば藥罐ひとつ製するには、大さ何ほどなれば、目形何程にて出来ると云ふ事を、こしらへ掛らぬはじめに定め置て、扱その銅を目形のごとくはかり置て、其後打出す事也、これは江戸地打などといへる職人のわざには、たつてならぬ事のよし、江戸の細工はこしらへあけて、後目形を計るゆへ、はじめより出来次第にこしらゆるまゝ、銅もあつく出来る故、地打をば丈夫也といへるは此理也、京都にて遣ふ銅は、皆まろかせにして取あつかふ也、百目の丸、五十目の丸、二拾め十匁とまろかせにて、目形定りて有事なりと譚海に見ゆ。

(三六) 金の賣買取引商

江戸に下金商買免許の者、六十六人あり、上より符(營業の認可證)を玉はり居る也、世間

流布する所の金の品（此に品と云ふは品位の事なり）三百六十五種ありとぞ、此中古金と稱する品、四十三種あり、慶長も此品の内也、慶長以來通用の小判は、銀を四歩ほどまじへたる物なりとぞ、甲州金壹歩たりとも潰す時は、公儀へ訴へ潰す事なりと。（譚海）

(三三六) 富豪の卑俗

大阪の富豪鴻池家に名物として傳へらる、青磁の皿、一枚あり、同家の主人ある日、二三輩同道して、生玉の酒家に遊びけるに、料理に出せし皿の内に、此名物の皿と同様の物ありて、少しもたがはず、一座嘆美せしに、鴻池の主人、此皿を見て、亭主に懇望し、大枚金三十匁を遣し貰ひ請、即時に金子相渡せし所にてその皿を打碎き捨たり、同伴の者等、甚だ怪んで、子細を問ければ、我等家に所持の皿は世上に人の知る所なれば、同様の物二ツありては、我等所持の名を減する故、くだき捨たりと云り。（譚海）

(三三七) 譯の分らぬ特權

京師に禁裡修造せし大工ありて、その時の作料を、年々金壹兩ほどづゝ、何十年ともなく賜る者あり、いつの頃の修造料といふ事をしらず、元和已前戦國の頃なるべしといへり、又伊豆の諸郡には家康が滯留せしと云ふ漁家二軒あり、いづれも漁獵無年貢にて、其船には御免と云ふ文字を書いた幟をさして往來せりと云ふ、昔は詰らぬ事に譯の分らぬ特權があつて、それを彼此いふものもなかつたのである。（譚海）

(三三八) 上方の農家

五畿内伊勢尾張などの人は、耕作の外に、一種の業をなして貨殖を事とし、利に走る事、その性なり、中國西國に至るまで皆然り、桑をうへこがひをなし、瀬戸ものをやき、松の油煙を

取など、瑣細の事に至るまで、その土地に應じたる事をかまへなすといふ事なし、或は梅の樹を數千本植て、年々梅干を數萬の桶に漬出し、または棕櫚の樹を植て、皮をはぎ、糖に造り、たわしに製し、繩になひ杯、塵芥に至るまでもすたる事なく、しゆろ千本あれば、十口のくらしに當るといへり、はせを植て實をとり、蠟となすなど、至て辛勞する事にて、關東の人は、おしへても、なし得る事をせず、鶏を飼て玉子を産し、海の藻をとりて、ところてんを製すなど、地力を盡し、心を用る事、あけてかぞへがたし、關東の農夫は、本業の外に心を用る事少く、終年徒然として、游惰にくらす事、奥羽をかけて、一般の風俗也、云々と譚海に見ゆ。

(二四〇) 話人より聞人が上手

煙霞綺談に云ふ、或る時秀吉、諸將に謂て曰く、北條時頼は其身天下の執權となり、諸國を行脚周遊して、民の愁苦を濟ひたりといふ、人は一代、名は末代なれば、我亦時頼にならつて、諸國を巡遊せんと、諸將皆其の意に逆はんことを恐れて、言を發する者なし、前田玄意進み出

でて、「時頼の事確たる證據なし、殊に殿下は今天下の主たり、如何なる變事あらんも測る可らず、御巡遊は御遠慮あつて然るべし」と言上す、秀吉曰く日本は我が掌握にあり、何ぞ我に敵する者あらんやと、斷乎と決意の固きを示されたれば、敢て顔を犯して争諫する者なし、將さに日を卜し決行せんとす、一日泉州堺の輔師杉本彦右衛門（通稱會呂利彦右衛門）と云ふ者來り調す、此の人洒落滑稽、所謂る輕口ばなしの上手にて、秀吉の御意に入り、常に城中に召されて御話相手となる、過般來久しく病中に在つて伺候せざりしとて、此の日はじめて拜調す、秀吉曰く、近頃何か珍敷き事なきや、彦右衛門曰く、近來の一大快事の有之候、頃日下郎祈願の事候て、河内福王山、光の瀧の不動尊へ參詣仕りたり、其所の瀧は豫て承りしよりもいと壯觀なりし故、岸頭に腰打かけて詠め居たりし處、その飛泉の傍より不圖、丈二丈計りと覺しき恐ろしき大鬼現はれ出て、指にて下郎をつまみ取つて、一呑に呑んとせり、其の時下郎は鬼に向つて「我は固より汝に敵するの力なし、汝今我を呑んとせば心の儘なり、然れども、我は天性奇怪の事を見るを好む、今汝の偉大なる雄姿を見たるは本懐の至りなれども、一層の事今一度此の世の名残に、汝の最も小さき姿に變じた體を見せしめ玉は、此の世に何の心残りも

なし、願くばこの一事だけ聽し玉へ」と云ひければ、かの鬼、尤もなりとて、忽ち其の姿を掻き消して、小さき梅干と化し、コロ／＼轉んで下郎の前に来る、下郎直に之を拾ひ取つて、口に入れ、只一呑に呑んで仕舞へば、鬼は再び出で来らず、そこで下郎は虎口を脱して、無事に歸宅仕たり、近頃の大快事、これに過ぎ候はずと云ふ、列坐の諸將等皆大笑し、相變らず、曾呂利の大法螺として、聞流し居たりしに、翌日秀吉諸將に向つて「彦右衛門が昨日の話はいか、聞きたるや」と尋ねらる、諸將互に顔見合はして答ふる者なかりしかば、秀吉の仰に「奴つ予に行脚の事を止めさせんとの諷刺なり、彼が謂ふが如く今予の威勢二丈の鬼よりも大にして、天下に恐るべき者なしと雖も、若し微服賤装して梅干の如く輕小の姿となりたらんには、予を侮つて危害を加ふる者なしと云ふ可らず、彼が言ふ所尤もなり」とて、行脚の沙汰は取止めとなつたとの事であるが、此の時列坐皆な評し合つて、話人より聞人が上手なりと云つたさうであるが、嘶ばかりではなく、どんな書物でも、讀人次第にて、利とも害ともなるのである、生來の没分曉漢には如何なる良書も猶に小判である。

(二四二) 貧乏かくし、愚昧かくし

小山田與清曰く貧乏かくしは身つくろひする也、學問するを愚昧かくしと云ふと松屋筆記に見ゆれども、下手の學問は愚昧あかしなり。

(二四三) 學者臭き學者

平賀鳩溪曰く味噌の味噌臭きと學者の學者臭きとは、さんざんのもなりと、一話一言に見ゆ。

(二四四) 讀書は若返りの最良法

宋の黃山谷の語に人不學則老而衰と云ふことあり、眞に學問するものは、年老ひて耄碌する

ことなし、若返り法は學問に若くことなし。

(二四) 老練政治家の社會政策

はへば立て立てば歩めの親心、われに寄りくる年は忘れて」の俳歌、雜談集に見ゆ、下手な社會政策を行はんとする老練政治家、頂門の一針。

(二五) 聖賢の腕力

勇猛なるあらくれ男の辨慶や張飛が、書道の達人であることは、誰れも知る所であるが、列子説符篇を見れば、孔子は非常の腕力家にて、曾て國の關門を素手にて、押開きたることあり、又墨子は文弱の哲學者と思ひの外、兵法の威權者で、攻守の術に熟達せりと云ふ。

(二六) 御令流れ

徳川政府の法令は其の時の將軍一代限りに消滅するのが、原則であつたのである、之を御令流れと稱す、海保儀平書に「江戸にては御先代様の御令盡く流れ、當御代の御命令が眞の御命令也と、したるもの也、故に權現様、台徳院様、大猷院様杯の、御墨付杯を持出ても、御取上げなき事也。其御代に當りて、其御代の御墨付を持出たる者には、御墨付の通りに仰せ付けらるべし、御先代の御墨付は當御代にては、御取上げなしと被_レ仰出_二事例也_一とあるが、法令の御流れとは甚だ面白き慣例ならずや。

(二七) 人の家に無用の人なし

堀左衛門督秀政は越前北庄に在城し、十八萬石餘を領する大名であつたのであるが、此の人

の家に泣き顔の侍一人あり、長く何の役目もなく、相當の知行を宛がつて抱へあり、或人あんな人相の人は無用の者なりと云けるを、左衛門督聞きて、笑ひながら「弔とらなどに遣はすに然るべし、人の家には餘りものはなし」と云へりと、武野燭談に見へたり。

(二四八) 徂徠が家の老婆の不審

徂徠先生の家に炊事洗濯などを働ける一老婆あり、常に人に向つて「下谷祝言寺のお談義には、參聽者多きも、當家の講義には來り聽く者少なし」と云つて、不審がつて居つたそうである、大田蜀山の假名世説に、此の話を記し、是も都々平文我、學生多來の類なりと評せり。

(二四九) 都々平文我

宋の曹元寵と云ふ人が、村學堂圖として、村夫子が寺子屋で授業の休み時間に、日向で風を捕

つて居ると、學童が寄てたかつて、其の風を火にくべて居る繪の上に題した文句の中に、想當訓誨間、都々平文我と云ふ譯の分らない謎みたやうなことを書いたので、物議顔の先生達、いくら小首を傾けて考へても、解し得なかつた、ところが明の田汝成（嘉靖の進士、西湖遊覽志二十四卷、同志餘二十六卷の著者として其の名を知らる）之を解して、昔し杭州の或る田舎の村夫子が、論語に都々平文哉とあるを読み誤りて、學童に都々平文我と教へければ、人々大に之を笑ひ、遂に都々平文我、學生滿堂、都々平文哉、學生不來と云ふ諺が行はるゝに至つたので、元寵は此の故事を引用したのであると云へり（委巷叢談）乃ち前項蜀山の評は之に基きて云へるのであるが、都々平學者の繁昌するは、今日に始つたことにあらず。

(二五〇) 學説は學界の共有

橋本經亮の梅窓筆記に和學者荷田春滿が「學は天下のものにて、我家のものと思ふべからず」と云はれしことを書いてあるが、如何にもその通りであつて、總ての學問みな前賢先輩の論述

説明せる所に、少しづつ、の改良補正を加へ、數世數代を重ね、多數學者の力を藉つて進歩發達して來たものなれば、過去に於ける他人の學說に全然關係なくして、絶對獨立に一人で考へ出した學說なるものはあられない筈である、夫れ故余は學說は學界の共有物で、一人の私すべきものでないと信するのである、春滿の見、高しと云ふべし。

(三五) 神代の田制

日本書紀に天照大神、天の狹田及長田を以て御田となし玉ふ、時に素戔鳴尊、春は重播種子、且つ其の畔を毀ち玉ひ、秋は天の斑駒を放ち、田中に伏せしめ玉ふ（經濟雜誌社出版國史大系本三〇頁）とあるは、歐州 Manor 時代の two field system にて、田地を二つに分ち、更る更る一を耕し、一を休めて、隔年交代に耕種し、秋收穫を終れば、各その持分を撤回して、Open field となし、共同にて牛羊を放牧するの制と同じものにあらざるかと疑ふ、本文に畔を毀ち、斑駒を放てるは尊の暴舉であるかの如く記しあるも、マナアの田制は、秋の收穫が終れば、畔

を毀つて、共有地として、放牧するのが慣例となつて居るのである、書紀の記事は正しくその事を云つたのではなからうか、加之ならず今一つよく似通つた事は、同書、一書曰の所に、日神の田に三處あり、名付けて天の安田、天の平田、天の邑并田と云ふ云々、又素戔鳴尊の田亦三處あり、名付けて天の櫛田、天の川依田、天の口銳田と云ふ、是れ皆曉地云々（大系本三四頁）とあるは、所謂 three field system を意味したものとあつても、思はるゝのである、勿論神代の記事などは精確のことは固より解からう筈はなく、又書紀の文面上に於ても、歐洲の田制（field system）とたしかに同じ様であるとは云へない點も少なからずと雖も、兎に角二つ若くは三つに分けたり、秋に至り畔を毀つて、牛羊を放牧するなど云ふことは、歐洲の中世時代まで傳はつて來た田制と、能く似かよつて居るやうにも感するのである、余は我國神代の事を實歴史として、取扱ひつゝある學者に、シーボームやウィノグラドッフを紹介して見たら、或は面白き發見が、出來はせぬかと考へる。

(三五) 聖人の醜惡、悪人の姦美

荀子に周公孔子の形相、醜惡にして、桀紂は姦美なりと云ふことが、書いてあるが、周公はいざしらず、孔子の形相は眉毛はなく、鬚もなく、頭は禿兀として尼丘山の如しと云へば、醜惡なることは勿論なるべく、又歴史上に暴君の標本として有名なる夏の桀王及殷の紂王は何れも身の丈高く、立派なる好男子であつたそうである、聖人の醜惡、悪人の姦美、天公のいたづら事は、測り知る可らず。

(三五) いろはの由來

いろは四十七字はもと歌の詞であるから、「色はにほへとちりぬるを、我世たれそ常ならむ」と云ふ様に讀まねばならないことは、誰も知つて居ることであるが、此の歌の作者は護命僧正

と弘法大師の兩人であつて、「い」より「を」に至る十二字は、護命僧正の作、「わ」より以下、終りの「す」に至るまでは、弘法大師の作である、もと此の四十七字は梵字十二摩多三十五體文に基きて、我々の語言を統括したるものなりと、藤原資隆の簾中鈔に見ゆ、因に云ふ、岡本保孝の難波江に「縣居翁の萬葉考に皇朝と天竺は言の體、似たるが如くなれば、天竺の言を少し學べる人、五十音は悉曇より出しとおもへり云々……孝(保孝)按するに、五十音の次序、悉曇の摩多體文遍口とよくあへり」云々とあり、參考すべし。

(三五) 世人皆譽るは悪人

南龍公言行錄に「遠山某と申すは筋目と申、才智と申、何役に被_レ仰付_二候而も器量ある人品也と、蘆川十休、執成被_レ申上_二候、頼宣公(南龍公)御取合なし、三度目に及び、被_レ仰候は、我前へ出て物いふほどの輩に、遠山をほめぬものなし、皆々よき奉公人と譽る、十休よく心得候へ、世の人にあまねくほめらるゝ人と、普くにくまるゝ人は、一くせある大悪人なり、釋迦

孔子さへ、世の人に或はほめられ、或はにくまれし也、世間の人一統に譽らるゝ遠山は、輕薄へつらひの大邪智者也、忠義の人にあらず、或はそしられ、又は譽らるゝによきもの有、孔子は衆惡之、必察焉衆好之必察焉、或は其衆阿黨比周して好する事あり、或は其人獨立て、不祥にして惡るゝ事あり、毀譽共に不可不察とのたまひ候へば、人に誑されて、能人とおもひ、惡人と思ふべからず、大將の心を可付處也云々按に明君享保錄四の卷吉宗公御名言の事の條にも、惣じて人は、世間にて半は譽半は譏るものに、よきものは有べし、一面にはむるものは、大形は不_レ宜者也、諸人の善と云は、或は心克く人に從ひ、事を人に任する者か、左なき時はけいはく者にて間に合をいふ者歟、此二色のうちにして、大形はよきにあらず、唯半分はほめ半分はそしる内、そのそしる品をよく聞分、道理を極てよし云々。(松屋筆記)

(三五) 南龍公と名所舊跡の保存

又南龍公言行錄に、或時新田開發の場所を見立る事あり、和歌の浦近邊其外方々七八ヶ所繪

圖にいたし、奉行其外役人共賴宣公(南龍公)の御前へ持參致しけるを御覽被成、仰せらるゝは、我勝手の便に宜しとて、名ある地を埋め、名ある山を掘崩し、田畠にいたす間敷候、殊に二十一代集の哥に入り、名前の顯はれたる名所舊跡など堅く_レ綺ふべからず、末代に至りて、紀伊大納言は新田を開き、利欲の爲に、歌の集に入り、詩文に載せたる名所舊跡を、田畑にいたしたり、さても愚蒙の人にて、有けるとて、我を嘲り、耻を末世に残し、萬人の笑にならん事、掌を指すが如し、必ずく名木を切り、名地を埋め、名所舊跡を新田に致すべからず、と急度被仰付候、先年布引の松枯る時、殊の外御惜み成され、様々の藥を仰付けられ、何卒枯れぬ様にと、種々被仰付候也、去るにより、度々役人を被遣、御領國中の名所共、御穿鑿有て、其跡のたへぬ様に被_レ成けり云々、紀の先君賴倫侯が史跡保存會の長として、大に努力せられしは故なきにあらず。

(三六) 田沼氏の賢夫人

田沼氏（意次）の夫人は、黒澤氏の息女なり、すぐれて仁慈にして、學問を好み、常に卓によりて、書にむかふを朝夕の樂みとし、また和歌をもよみ、手なども拙からず、世俗の鄙曲などは、取あつかふ事もなし、且つ容色衆にこへ、夫婦むつまじく、田沼氏の登城のとき、又は公退の際など衣服を脱るれば、侍女これをたゞみをさむるに、かならず、夫人手づから一つはたゞみて、これを納められしとぞ、其の侍女をつかふに、あやまちありても、とがめず、そのものゝよく心得るやうに、いとやはらかに云聞せ、詞も常に恭敬なりしとぞ、或時髪とる女のひそかに、さし櫛、銀笄を窃て、懐に入れるに、折ふし夫人髪結せんとて、化粧の間へ入らんとせられしが、彼女のさまを後より見付、其まゝ立歸り、しばし有て來たり、髪を結はせて出られけり、かくて彼女局に向て驚きたる氣色して、件の二品の見へざるよし告げしにぞ、局これを夫人に申ければ、本よりわれこれを知らず、小さきものなれば取落して、置失ひたるもしれずとて、尋ねよともなかりしとぞ、半年ばかり經て、局伺ひけるは、時も春にて人の出替はる節なれば、引替申べき人も有なんや、御くしにかゝる誰かしは、其儘おかるべしや、または出し申べきやと申ければ、答に云、君これを留め置くもよかるべしと思はれば、そのまゝ置て

給はるべし、若此ものは我爲にもならず、かへてよきと思召さば、引かへて宜しからんとありしかば、さあらば出し候はんとて、ひきかへてけり、かくて十日經て後、物がたりの序に夫人局に宣ふは、去年の秋、櫛具のうせたりし時、彼のもの懐に入たるを、化粧の間にいらんとして、後ろより見たりしが、事あらはれては、彼か名のたち、罪とならん事故に、さてしらぬよしにて過したりと、語られしと云ふ、局は人に向ひ、夫人は幼稚より竟に、あらはして人の非を咎められし事なし、われらあやまちあるものをば、ひそかに教て改さするゆへ、みなよく心服して仕へしと語りしとぞ、かゝる婦人は近世に聞ざる事なり、惜いかな二十歳あまりにて、産後に死去せられし云々「窓のすさみ」に見へしが、收賄の汚行を以て有名なる田沼氏に、此の賢夫人ありしとは、意外の事であるが、或は夫人の歿後、田沼氏は世評の如き亂行に及びしものか疑はし。

(二五七) 兩替店の駒よせ

昔はこの兩替店でも、見世先きへ、駒よせの如き、低い格子を立て置くの慣例ありしが、
てれは故あることにて、其の以前この格子のなかりし頃、或る兩替店へ一人の侍らしき者、突然
飛び込み來り、店に積んであつた澤山の金を兩手にかいつかみ、急ぎ兩袖へねぢ入れて遁け出
したるを、店の手代小僧等まで皆驚き、跡追掛け行きしに、彼の男は遁けつゝ途上へ一ツ二ツ
宛の金をこぼし行くより、追掛け行く人々先づその金を拾はんとする間に掘端差して馳け出で
たれば、その邊人の往來繁きため、何處へか紛れて見失ひたるが、此の事ありてより、兩替店に
ては何れも格子を立つることゝなり、竟にそれが一般に行はるゝ慣例となつたそである、が、
それはさて措きこの事件があつてから十數年を経過した後、或る立派の侍が、多數の家來を召
連れ、騎馬にて、いかめしく、此の兩替店へ來り、主人に面會したしとの事なれば、坐敷へ通
して主人相見しけるに、侍云ふ、此所には昔見世へ飛込んで金を奪去つた者はなかりしや、御
身は年若に見ゆれば其時の主人とは見へず、店の古き使用人どもに委しく聞いて給はれと、あり
しより、奥に入つて古き者共に色々尋ねたる後、出で來りて、成る程御尋ねの事、能く々
承るに昔さやうの事ありて、今に古參の番頭共は詳に記憶致し居り候と、答へければ、侍、何

をか匿くさう、實は其時の盜は我等にて候、久々流浪してありし處、其比或方へ召抱へらるゝ
事になりしも、略費の才覺もなく、いかやうとも致し方なかりしより、此の家に押入りて、無
體に奪取りしが、全く其の御蔭で首尾よく成功し、今日は莫大の高祿を受領する身分となりし
故、今其の時の金子持參致したるなり、又舊恩の謝禮として心ばかりの目録をも持參候とて何
にか數々並べたりしかば、主人以下大に驚きて、過ぎし昔の事にて、皆々何れも記憶にも留め
居らざる事に候へば此の金子は御受け申すまじとて様々に辭退しけれども、侍は、左候ては我
輩誠の盜賊になり申す事、士の一分立ち難しと、かたく云述べ、金子渡して立去りたる由「窓
のすさみ追加」に見へしが、昔のえらい侍と云ふは大抵こんな俠盜の類なるべし。

(二五六) 物騒なる遺言

元祿以前の事なるべし、知行二百石取りの侍某、死期に臨み、其の子を召し、「天下は、まは
り持なるぞ、油断すな」との一言を遺して、相果てたる由、集義和書に記るしてあるが、戦國

を距る速からざる此の時代には、こんな物騒なる遺言の必要もあつたであらう。

(二五九) 孔子を悪人として恨む

集義和書(卷四)に曰く、往年聖人の法を、少々國に行はれし人、御座候へば國人悲みて「孔子と云ひし人は如何なる悪人にてか、かゝる迷惑なる事を作り置きて、人を苦しめられ候」と申したる由、いと面白き話ならずや。

(二六〇) 仕込物を「まち」と云ふ

商人が得意先きの注文に應じて、其の品物を買ひ入るゝのでなく、是と云ふ當て途なく買ひ入れ置きて賣るものを、仕込み物といふ、古はこの仕込物の事を「待(まち)」と唱へ、待足駄、待兜、待箱巻、待鎧、待直垂など云ひ、總て豫め貯へ置き買人を待つて賣る事を云ふなりと貞

丈雜記にあり。

(二六一) 賤をしづと云ふ事

上代は布を倭文(和名志津)といひしなり、賤者をしづと云も、布の衣服を着する故なるべし、支那にて賤者を布衣といへるも、此意なるべしと、夏山雜談にあり。

(二六二) 青侍、青女房

青侍、青女房の青といふことは、若くて未熟と云ふ意義で、青年や青書生など唱ふる場合の青と同じことであると云ふ説あり、又青と云ふ字は白(又は素)と同一の義に使用し、白面書生(青書生)素人なども云ひ、矢張なま即ち未熟の事であるから、青侍は未熟の侍、青女房は若いほやくの婦人と思ふゝが、又一説には「青侍と云は六位の侍の事也、六位は緑の袍を

著する故也、青女房とは六位の侍の妻室女子等を云由也」と夏山雜談に見ゆ。

(二六三) 法治の弊

「本を棄て末ばかりで治るを法治と云ふて、必ず政、數多く厭しきものなり、秦の始皇の仕置が法治の至極なるものなり」と、中江藤樹の翁問答にあり。

(二六四) 義塾

容齋隨筆(宋人洪邁著)に與衆共之、曰義とあり、義倉、義社、義田、義井など、皆なこの意味なりと云ふ、然らば義塾の義も衆と共にするの意なるべし。

(二六五) 徳川時代に學問の輕視せられし事

寶曆の頃、中村蘭林出でて奥儒者となりしが、儒者として、誰一人尊敬するものなく、殿中にて役人など打寄り、孔子の奥方は美人であつたか、醜婦であつたかなどと、くだらぬことばかり云つて、眞に聖賢の治道を聞くなどのことは、更らになかつたそうであるが、明和安永の時代に節儉令の出たるとき、作事奉行より、昌平校の聖堂は、無用に付き、此際取毀つべしと云ふ建言を爲したるものあり、其時の老中水野出羽守、之を聞き届けて、裁可を仰がんとするとき、御取次ぎ衆の中に「聖堂々と云ふが、一體聖堂とは何にものか」と云ふ議が起り、時の奥右筆組頭大前孫兵衛に聖堂に安置しあるは神か佛かとの尋となり、大前はたしか本尊は孔子とか云ふことに候と、答へければ、取次衆又尋て、孔子と云ふは、何なりや、とのことなりしゆへ、大前は、たしか論語とか申書物に出候人と承り候と、答へたれば、皆々打うなづき、あゝそれにて、分つた、どうりで聖堂崩しの沙汰を聞て林大學が唐へ聞へても外聞がわるいと申たりと

て遂にそれなら先づ見合せにすべしと、一決したる由、甲子夜話（卷四）に見へしが、これは恐らく口さがなき京童の造り話であらうと思はるゝも、別項武家武人の無學文盲と題する話などを考へ合せば、實際先づこんなものであつたのであらう。

（二六六） 候 べ く 候

昔は「行なり次第にしておけ」といふ事を「候べく候にやつておけ」といふ者多かりしが、近年は稀になれり、偶にいふ者も、其緣故を知らざるもあるあり、是は昔の女の文には、候べく候といふ事多くありて、ゆきなり次第に書ても讀し故、それを書やうにしておけといふ意なりと云ふ、さて寶曆頃の話に、候べく候を、人にすぐれて多く書く女ありしが、あまりに筆まかせに書たる、候べく候の讀まじと思ひ、其側に、候べく候を又書て、再度思ふは、二つ書しを、若しあやしむ事もやと、又傍に、此候べく候は、書き損の候べく候にて、御座候べく候、脇の候べく候が、本の候べく候に御座候べく候と、書たりとぞ、此話をもて、昔は候べく候を

多く書たるを思ふべし云々と、柳亭種彦の「用捨箱」にありしが、「候べく候」の濫發は、女用文ばかりでもなく、男子にても、同様無暗にこの「候べく候」を使用したものと見へ、明文を以て聞へたる白石の文章中、殊に上言書、書翰文などにはつゞけさまに候を書いてあるも面白し、例へば白石建議の一節に「元錄以來金銀の法を變じ候事を申行ひ候事、當時上の御財用其入り候所を以て其出候所をはかり候に其入り候所其出候所の半には及ばず候」と云ひ、又「天下の人各其寶を失ふべき事を惜み候て當時に通用すべきほどの數をはかり候て出し替候ひしかば、藏め貯候て出來り候はぬ所の數は出し替候所の數よりは萬々倍し候べし、然らば當世に通行之候所の金銀其數を増し候ごとくには候へども、却て其數を減じ候ことくにはなり候と申候はんも、其謂なきにはあらず候」などあり、いかにも御丁寧なる候文にてチト耳ざわりの様なれども、此の時代には、これが一つの作法であつたのであらう。

（二六七） 兼好法師が執筆した艶書

高師直が鹽谷判官の妻のもとへ送つた艶書は、兼好法師が師直の爲めに代筆してやつたと云ふ事、太平記にみへしを、本朝遷史（林讀耕齋著）扶桑隱逸傳（僧元政著）などに兼好一生の過失なりといひ或は不_レ拘_一こと如此など論じたれども、是は讀耕子も元政も兼好の心をふかくさつせざるにや、今按るに兼好は南朝へ心をよせしことの専らなる故、師直がかゝる邪惡の出來しは、足利家の亂るべきはしなること、内心に悦びて、師直が頼しを幸に艶書の詞をつくして一生懸命に書たるにぞ、誠にも師直が所行、かゝる不義がさなりしより、事起り、遂に將軍家大きに亂れ、將軍も已に自害に及ばんとせし程にて、師直兄弟其外高氏の族みな殺されけり、是にて思へば、兼好折々伊賀より都にのぼり、内聞せし事有しなるべし、されども其身をたくみにせし故、其在世中誰も内間を察知するものなくて、一生恙なく、觀應元年二月十八日、伊賀の國見山の麓、奈保村の庵に寂して、今に至り、四百三十年にもちかかるべきに、兼好の深き心を察する者なし、遠き世の今案、いと覺束なけれども、大やうはたがはざらんか」などと春湊浪話に著者（土肥經平）の想像説を掲げあるが、事實は何とも判じ難し。

（二六八）長崎の胡椒

曾て長崎奉行であつた内藤安房守忠明と云ふ人の著はせる内安録を見れば、長崎にてはトゥガラシをトゥガラシと唱へずして、必ず胡椒と云ふよし、トゥガラシは唐を枯しと云ふと同音にて、唐人で生活して居る長崎人が、唐を枯らしては大變なりとて、故らに忌み憚つて胡椒と唱ふる由、記るしあるが、明治政府が曾て恐露病に冒されつゝあつた當時、其の以前まで露國の露の字を魯の字に書いて居つたのを、魯の字にはバカと云ふ訓ある故、憚つて露の字に改むべしとの議あり、懇々内訓を發して露の字に改めたと云ふ骨稽談があつたが、明治政府が斯く迄恐れて居つたロシア帝國は、其の後數年ならず、露の如く消滅して、名字が讒をなしたことに思當らば、矢張バカでも魯の字の方が善かつたかも知れない、笑止の至りである。

(二六九) 珍奇の商賣

元祿頃の事であらう、京都に市中を、赤子拾ふ、赤子拾ふ、と呼んで行く者あり、貧家、子多くして養育の出来ないものは、赤子に少しの金銭や衣類など付けて、この赤子拾ひに與ふ、赤子拾ひ赤子を貰つて、其家の門を出づるや否、忽ち赤子賣と變り、赤子賣ふ、赤子賣ふ、と叫んで行けば、市中の子なき者、相當の金銭を出して之を買ふ、後ち役所より之を禁止することなつたが、それは賣れ残りの子を慘殺した故なりと云ふ、又其の頃に何れも相當の身成りした婦人あり、男子に簡單なる機織器具を擔がして、はた織う、はた織う、と流がして行くものありて、中々流行せり、然るに此のはた織りは其の實皆醜業婦であつた爲め、間もなく又禁ぜられたりとの事、蘭洲瑣語に見ゆ、又江戸にても、こんな怪しき商賣はいくつも有つたやうであるが、寛政の頃までは、あやかし舟と云ふ一種の業體あり、其の夜兩國の川涼みなどに、大名大家の奥方姫君等いづれも御馳走管絃など用意して、舟遊山を催ふし、盛夏中は水上甚だ

賑やであるが、此の際彼のあやかし舟の同類は、小舟に大なる太鼓を具へ、之を亂搦して、喧噪云はん方なし、侯家富豪の家族など優に琴、三絃、謠曲等催しつゝあると故と其の舟の傍に漕ぎ寄せて、太鼓を鳴らし、喧噪を始めるより、人々皆、興の妨けなりとて、金銭を與へ去らしむれば、又其の次ぎの舟へ近きて喧噪す、其の舟、錢を投ずれば、去つて又他へ行き、終夜巨額の儲けありしが、寛政新政後は、この悪業自ら止みたりと云へり。

(二七〇) 番太はどこ迄も番太

松浦靜山の甲子夜話續編に「番太郎（火の番）或日慷慨して曰く我今この如く窮陋にありと雖も、一旦富貴の身とならば、拍子木には紫檀を用ひ、夜々駕に乗て擊柝すべしとあり、これは番太郎はどこ迄も番太郎の根性を脱しないことを嘲つたものであらうが、余が舊寓の近くに成金某なるものあり、數年前までは其の日暮しのみそほらしき、行商體の男であつたが、如何なる好運の開けたりけん、近年俄かに大成金となり了ふせて、現在の所に宏壯なる邸宅を構へ、

全部見事なる檳榔樹の冠木門を、往來へ面して誇顔に打立てあり、時折その奥座敷より幽かに囁啞囁晰、聴くに堪へざる浪華節などの洩れ聞ゆるは、此の番太を思出して、をかしかりけり。

(二七二) 守隨彦太郎とカンカン

秤工守隨彦太郎は其の職業用にて諸國を巡廻し、或る年長崎に滞留し居たる折、彼地にて唐商の踊とて、盛に流行しけるを見るにカンカンノウと云ふ唱歌にて珍らしき踊なり、守隨は兼て頗ぶる三絃の技を心得居たれば、このカンカンノウを習得て歸らば長崎歸りの土産として、人々に誇らんとて、早々歸東して、まだ我家に入らざるに、此の踊既に都下に流行して、到る所にカンカンノウの聲を聞く、守隨之をみて大に失望せりと、甲子夜話に見へしが、洋行歸りの學者にも、時々こんな悲劇があるさうである。

因に云秤の事を俗にカンカンと稱するは、守隨が本職の秤の商賣をそつちのけで、カンカンノウに夢中になりしより、秤その物をカンカンと言出したものなんと、憶測するものあれども當否は知らず。

も當否は知らず。

(二七三) 棟役と鑑役

鑑役とは、人家の竈に課したる税にて、今の戸別割の如きものなり、徳川時代に於て何時の頃か、百姓の戸別に課税せんとの議起り、やがて棟役と稱し、家々の棟數に割當て、課税したるに、百姓之を脱がれんが爲め、數軒兼合の長屋を造り、一棟の内を幾軒にも仕切り、一軒分の税を出して、一緒に住ひたり、依て棟役を廢止し、門役として、出入の門數へ課税したるに、百姓又之を厭ひ、門を塞いで、合持に一門を明けて其れより數軒出入して、一軒分の税を拂ひたり、故に又門役を廢止して、家々の竈の數にかけて出役せしむ、之を鑑役と稱したるは、鍋釜を掛る自在鑑を云ふなるべし云々と、算法地方大成に見ゆ。

(二七三) 税多 税少

明人の著はせる「群碎録」と云ふ書に税多税少、税少税多の語あり、輕税却て收入多しと云ふの意、一言にして盡せり。

(二七四) 商人の狭量

正司考祺の經濟問答秘録に、或る邦の名産を、他邦の商人ども、來て買求め、之を自國の産物と稱して、遠國に往て、市を立つ、本邦の工職ども、自邦の名産を、他邦より名を取られては耻辱なりとて、外商の來るに賣らざる者あり」と云つて、商人の度量の狭きを嘲けるの一節あり、亦一理あるの言と云ふべし。

(二七五) 百姓の武具、大佛となる

秦の始皇、天下の百姓の武具を停て、咸陽宮の鼎を鑄る、日本の秀吉、百姓の武具をとり上げて、大佛を鑄る、武具を取り上げたはさすが英斷なりしも、冔を鑄たり、大佛を鑄たりするは、其の器小なりと云ふべし。

(二七六) 藝は身を助ける

或儒者、久しく浪人にて、常に四書五經、近思錄など講釋し居るも、日々の活計には甚だ苦しめり、其妻は死て残る者には、一人の女子あり、是には五六歳の時より、讀書に心を盡させ、理學の沙汰、致知格物の議論さへ教へ、伊勢源氏の類は、外題をも見せず、讀書の間には、うたひを教、仕舞を習らはせ、十六七歳まで、朝夕此事而已に日を送る故、針取るすべを知らず、

絲くる業も不_レ知、洗濯することも出来ず、父は七十五の時、寒中にも帷子にて、鼠の喰たる_レ飯子片衣を引掛、女子は廿歳の時、破れ布子に、繩の帯しめ、増上寺の前にて、乞食となり、女子に四書を讀せ、或は仕舞させて、一錢二錢の御慈悲を願ひ、是でも口きくことは止す、藝は身を助るでござると、娘自慢をするも笑止なりと、篠崎東海のはすかたりに見ゆ、女子大學を卒業して、カッフェーの女給やダンサーとなり果て、食ふには困らぬとすまして居るも、此の類である。

(二七七) 禁裏附は關東風の人たるべし

内藤忠明と云ふ人は、幕吏にして、天保の頃小納戸頭取たりしが、弘化三年に禁裏附に轉じ、嘉永二年には長崎奉行となり晩年は西丸留守居など歴仕した人であるが、此の人の見聞雜記を筆録した内安録(内藤安房守と稱せし故内安と題名したるならん)に「禁裏附は和魂好事の者_ハはいけ_ニないのは不可_レ然、關東風の者可_レ然」と云ふことが書いてあるが、京都に和魂好事の者はいけ_ニない

所か、却つて大によささうなものなるに、忠明が斯く云へるは、全く動王氣分の増長を恐れたためであらう、さりとて又用意周到の至りである。

(二七八) 支那に於ける地動説

地動の説は尙書考靈曜に出づ、同書に、春則星辰西遊、夏則星辰北遊、秋則星辰東遊、冬則星辰南遊、地有四遊、冬至、地上行北而西、三萬里、夏至地下行南而東、亦三萬里、春秋二分其中一矣、地恆動不_レ止、而人不_レ知、譬如人在大舟中、閉_レ牖而坐、舟行而人不_レ覺也、云々、晉張華博物誌に、考靈曜曰、地有四遊、冬至地上行北而西、三萬里、夏至地下行南而東、三萬里、春秋二分其中一矣、地常動不_レ止、譬如人在大舟中而坐、舟行而人不_レ覺云々など見へたり、考靈曜の著作は何年代なるや分らざれども、今より一千六百年前なる晋の武帝時代の張華が著作せる博物志に、此の考靈曜を引用して居る位なれば、支那に於ては、耶蘇紀元の初め頃に於て、既に己に地動説が唱へられて居たことは明かである、ガリレオ、コパーニカス

ケブラー等の著書が一千八百十九年（今日より百餘年前）まで發行を禁止せられ、地球が太陽の周圍を廻轉すると云ふ説を唱へたる、あらゆる書籍の禁止令が、近く千八百二十二年まで繼續されつゝあつた歐洲の諸國に比すれば、支那の古への進歩は實に驚くべきものがあつたのである。

(二七九) 東西道路の差

「余が友に天下を遍歴せしものあり、其説に西國は道路迂曲にして、田畝狹歪にして、道路を避る處多し、因て考るに西國は土地早く開け、處々に會長あり、王室始めて、其地に道を通ぜしとき、其成邑あるに因れるなり、東北は人少く地廣し、首に路を作りて、其地を開きしならん、今世の道路は定て三百年來のことと察すれども、蓋古に仍りて修むるならんと云へり、余案するに、此説當れり、上野、上總、常陸等、大國と稱して、親王にあらざれば、太守と稱することを得ず、是も東北に限りたる事にて、西南には其例なし、肥後は大國に准するとあれど

も、太守と稱することをきかず、王室の西南と東北とを處する所以異なりと知るべし」と廣瀬旭莊の九柱草堂隨筆に見ゆ。

(二八〇) 拍手を柏手と誤る

有職家伊勢貞丈の神道獨語に「神前に手をうつ事をかしは手といふは誤なり、古書に拍手とあるを、文字知らぬ神道者が、かしは手とよみ違て弘まりたるに、かしは手といふ名義の知れぬによりて、例の妄説を作り出して、秘傳などと云なるべし、うつは拍字にて、手偏也、かしは、柏字にて、木偏也、日本紀の訓に拍手テヲウツと讀來られしなり、かしは手といふは、後代いふ詞也」とあり、左もあるべし。

(二八一) 名古屋の名稱

尾張にも毘前にもなごやあり、尾州は名古屋と書き、肥前は名護屋と書く、尾州の名古屋も、古へは名古屋と書きたりしを、東照宮名古屋と御改め被遊候由を、人見子魚語り侍りき、此事は何に出たるやと怪々齋日抄にあり。

(二六二) 水戸領に矮人多し

水戸には矮人多く出るよし、光圀卿の著述の書に見へたり、是は常陸一般の事にはあらず、たけひくき人を生ずるは、筑波山の北より、八溝のあたりには、今もたへず、矮人を生ずる也、案ずるに大己貴尊、常州の鎮座にましくて、長け短き人にましますよし、神書に見へたれば、その故に矮人多くある事なるべしといへりと諺海にあり、この地方に矮人多き事實あるにや。

(二六三) 人口の増減

利明(本多)曰人口の増殖せるは、雲州より多きはなし、近年領主増減の試ありしに、享保中に増すこと七萬餘口なりとぞ、方今泰平久しく、驕奢に産を破るもの多きゆへにや、享保以後、江戸は増殖すれども、諸國多くは人口減す、出雲の如きは稀なり、故に利明の言、如此と楓軒偶記に見ゆ。

(二六四) 鈴鹿の賊は和蘭人

廣瀬旭莊の九桂草堂隨筆を見るに、「余年十七の時、博多の茶忠と云へる賈人に逢へり、其人既に五十餘、予に、往年鈴鹿を通りし時、田村磨將軍の祠の開帳あり、將軍の衣服の様子、甚だ今の阿蘭陀人に似たり、不審なること、話せり、後に銷國論を聞せしに、鈴鹿の賊は西夷の人の由、然れば夷人の像を、茶忠誤り認めたるなるべし、併し田村磨の時、西夷は僅に開けたる位にて、既に航海に長じたるが、不審なり」とあるが怪しき話なり。

(二八五) ミルの名説

ミルは其自叙傳に於て「經濟學以外には、何等の知識もなく、隨て其の眞の性質を了解すること能はざるが如き人々が、敢て自ら經濟學上の指導を爲さんと欲することあるも、原來斯學の性質は斯くの如く經濟學以外何の知識をも有せざる人々に、何等の勸告をも與へんと期するものにあらず」と云へり (Autobiography p. 236-7) さすがミルだけあつて、其の見る所大なりと云ふべし、故に孜孜汲々として經濟書と名の付きたるものみに没頭する者は、遂に善き經濟學者たることが出来ないのである、或人謝肇制に詩を作るの法を問ふ、肇制答へて曰く、先づ五經を讀み、次に二十一史を讀むべしと、其人驚きて默然たりと云ふ、それとこれとは事、變はれども、眞に經濟學を學ばんとする者は、あらゆる他の學科の、大略に通じて居らねばならない筈である。

(二八六) M. Badin

Jean Bodin は共和政治論 (De Republique) の著者として、有名なる佛國の學者である、此の人は常に、婦人は自分の家事以外の事には容喙すべからず、婦人の身分として、政治上の事に干與するなど、以ての外的事なりと云つて、其の政治上の位地を絶對に否認する人であつたのであるが、或る時、英國に渡り、大使と與に其の時の女帝エリサベス (Elizabeth) 陛下に謁見仰せ付けられしとき、陛下は劍を Bodin の頭に擬し、堯爾としてわざと Monsieur Badin (Badin は徒ら者の意なるべし) と呼ばれたる由なるが、さすがのボーダンも、女帝の敏才に服し、其の主張を緩和するの必要を認めたるならん。

(二八七) 歌ふ者より泣く者を救へ

テレー法師 (abbé Terrey) 劇場の歌伎が、後援を乞へるに答へて曰く歌ふ者よりは、先づ泣く者を救はんと、今の世の中には、泣く者よりは歌ふ者に、同情するもの多きは何ぞや。

(二六八) 有漏の善

堂塔伽藍などを盛に建立して、福を講るは、佛法でも有漏の善と云ふなり、誠意正心を缺ける故也と、善倫抄に見へしが、大資産家が、慈善とか公共とかの爲めにする、寄附行爲も、不漏の善に近し。

(二六九) 經濟の學理は近きに求むべし

經濟の理は之を深き理窟に求むべからず、之を近きに求むべく、遠きに求むべからず、悟道尼、詩あり曰く盡日尋春不見春、芒鞋踏遍臨頭雲、歸來偶過梅花下、春在_二枝頭_一已十分。

(二七〇) 人口は三十年に一倍すと云ふ説

人口の増殖力を制限するものが無かつたならば、二十五年毎に一倍すべしと云ふことは、マルサスの有名なる人口論の根本思想であるが、支那に於てはマルサスが生れる一百四十年前に既に此の事を言つて居る人があつたのである、それは明の大學士徐光啓である、光啓は其の著農政全書（六十卷）卷之四に、玄圃先生の井田考を引用して、生人之率、大抵三十年而加一倍、自非有大兵革、則不得減と、これは大戦争か何かあつて多大の死者でも無かつたなら、人口は三十年毎に一倍すると云ふのである、光啓は萬曆二十五年に郷試第一に擧げられ、尋いで進士に及第し、深く經世の學を究め、西洋人利瑪竇に従つて、天文曆數の術を學ぶ、後擢られて少詹事兼河南道御史となり、累進して、遂に禮部尚書兼東閣大學士となり、入つて國家の機務に參し、崇禎六年に死んだ人であるが、農政全書は、著者の孫如璋と云ふ人の記する所に據れば、明末天啓五年より崇禎元年の前、僅か二三年間の著作であるやうに思はるゝが、もし

そうとすれば、崇禎元年は西暦一六二八年にして、マルサスが生れた年（一七六六年）より一百三十八年前、人口論が始めて出版された年（一七九八年）より正さに一百七十年前の事であるから、支那に於て、人口と農産物との關係が問題となつたのは可なり古いことである。

(三九二) 信長の道路經營

天正三年正月五日、信長公、篠岡八右衛門、板井文助、高野藤藏、山口太郎兵衛を召て、正二兩月は、強て農桑の時にあらず、其暇を以て四人奉行して、海道筋、廣さ三間半、在々の大道三間道の多く曲りたる所を、見計ひ、直につけ、石を除き、牛馬の蹄を勞せざる様にして、道の兩邊には、松柳を植べし」と宜ふて黄金百兩、米五百石、かの者四人に賄料として下し給ふ、斯くて二月下旬までに、道橋悉く出來せしかば、往還の旅人、喜悅の思をなしける云々と信長記に見へたり。

(三九三) 官位の賣買

今日聖明の御代に勳章の賣買が、行はるゝなどは、思ひも寄らぬ奇怪の事であるが、歴史に溯つて見れば人文の開けない昔の時代には支那は勿論我が國にも官位賣買の事實が盛に行はれたこともあり、又賄賂請託を容れて國法を枉げ國利を害する、などの事は不斷に行はれて居つたのである、小山田與清の松屋筆記、石原正明の年々隨筆などに古き諸書を引いて委しき事實を擧げてあれば、文中讀みにくゝ又不明の所あれども原文のまゝ左に此醜行の史實を掲ぐ、古より官位を賣買するわざたへず、後漢桓靈の世には宰相の官をさへ賣る事となつて、何進（人名）姉弟、皇后と亟相とを買ひたりき（何進は亟相を買ひ、姉は皇后を買ふ）……本朝古代、位を賣る事あり、官を賣れる例は聞へず、近代は公賣公買は重禁なれど、隱賣隱買は禁制及がたし、されば當路の權貴隱賣をしこねて災を招きたるも聞ゆ（發覺して入牢の身となる）長官多くは欺かれて判官（次官以下の下僚輩）大賣をなして大利益をするがおほかり

昨日までは正實の訟利ある一夜の中に買得れば、邪曲忽に利を變じ正實一日の中に非斷にお
としいれらる長官これをしらざるは、判官よく長官の臣にへつらひ賄貨をもて免るゝ也待居
介佐惠文、得乎賀永左右(二人の姓名なるか)など此術に長じてよく長官を欺き法賣の大問屋
なりしが永左右は事顯れて左遷せられき又金工權貴の家に買て大利を得五年許間に積黄金二
三十萬兩に及べりとぞ其從僕等職工の身として士大夫にまがふ兩刀を挟み美服を著し美食に
飽き美女に擁せられ驕奢王侯にもこえつべし衣商の徒また官奴や下官坊奴に買て利大を得驕
を極むそれらが從僕も美服美食美女に飽き日夜花街劇場に遊淫し聲妓辯問俳優の輩に財を施
衣服弄器を施すを榮耀とし金銀をもて土塊の如く投散せりされど正き事には一錢をもをしみ
賄賂驕奢名聞には大金銀を擲散す實は大宅の官奴官人を欺計りて利を買奴原なれば國家の大
賊なれどよく賄しよく逃れて下位賤官のために救はれ長官此惡計をしらざれば大宅の金銀費
すのみかの金工衣商が從僕の妻玳瑁の櫛笄一具にて價百兩にあまれるを二具もたると珊瑚の
弄器一篋に滿れるを二篋もたるを余まさしく見聞せりこれをおもふに些少の錢や衣類などを
ぬすみて罪科に處せられ身を亡す賤民はあはれむべき事ならずやこの賣法の官人買利の商工

等をとらへて元をもはね家をも没修せしかば天府金銀みち貧民横法を免ていとく心よから
まし(松屋筆記卷八十四)

官をうるゝ事は、いつよりかありそめけむ、皇綱のゆるぶもとるにて、かなしきわざなり
本朝文粹にのせたる菅三品の異見三箇條の中に、請_レ停_レ賣_レ官事といふ條ありて、方今授任之
道、非_レ不正、黜陟之規、非_レ不明、然時_レ有_レ以_レ財官_レ人矣、公家以爲助_レ國用、衆庶以爲輕_レ
天工、云々とみえたり、これらはいかなる官をうられしにかあらん、類聚三代格にみえたる
昌泰四年格に、播磨國解稱、調庸租稅、國之大事也、此國百姓、過半是六衛府舍人、初府牒
出_レ國以後、_□稱_レ宿御、不_レ備_レ課役、領_レ作田疇、又延喜二年の格に、河内三河但馬等國解稱、
此國久承_レ流弊、民多_レ困窮、就_レ中頗有_レ資產、可_レ堪_レ從事之輩、既帶_レ諸衛府舍人云々と見え
たり、さばかり諸國に衛府舍人(衛府舍人とは、近衛兵衛門部をいふ)の多かりけむは、賣ら
れたる故ならんか、中ごろより諸國受領の政おとろへ、庄園多くなりて、公田減じ、調庸租
稅やうく_レに少くなりて、成功といふ事いできたり、成功とは、造宮造寺、何事にもあれ、臨
時の大事の公用ある時は、私物を以てその事を成し、功を立て官を申望事なり、本朝文粹に

大江匡衡朝臣の美濃守を望申狀に云、匡衡爲尾張守之時、撫民治國、致合期之勤、有功無過之由、諸卿會議已畢、又依官符宣旨、修造國分二寺神社諸定額寺十二箇所、不申請官物、別進造伊勢豐受官之料米五百斛、造宜陽殿料准額十餘萬束、依官符宣旨藏人所召、所交易、進絹二百餘疋等、不立用公帳、皆是諸國吏之誇功稱雄之事也、とあるををもておもへば、此事はじめは受領など、何となく土木の功をなし、めさるゝ物たてまつり置てかさねて熱國温職など望むたつきにせし物なりしを、用度年をへて乏しく、造營日を逐て多くなりしかば、ことさらに一分二分のともがらを催しても募らるゝ事になりけむ、されど白河院鳥羽院などの御時までは、必闕によらるゝ事にて、朝野群載にのせたる申狀どもみな其定なり、衛府尉、諸司三分を、無員數にして成功を募らるゝやうになりしも、いつのほどよりにならむ、いまだ考えず、もして後白河院などの御をこたりにはあらざるか、一人二人づゝやうゝに數まして、きはやかにいつよりといふ事はなきなるべし、文治のころは無員數なる事勿論なり、寛元の比になりては、猥なる事いふべくもあらず、寛元三年の平戸記は、十三度の除目の聞書をのす、その度ごとに四府の尉、おのゝ十二三人づゝ任ぜらるゝ、又治部

丞五人一時に任ぜられし事などもみゆるは、あまりなる事なり、かの記に、靱負尉以下、無量無數などいひ、公事毎度、被行成功之□任、雖知末世之至、猶々可悲ともあるは、その比の有職も、嘆かれし事ながら、これを除ては生財の道なかりしなり、さるは諸國に守護地頭をおかれしより、國々の賦役大かた無實になり果て、國役と成功とをもて、かつゝ臨時の事は行はれしなりけり、任ずる人がらも、朝野群載にみゆる申文どもは、諸大夫侍、しかるべき人にて、望外の職に轉じ、次序を守らずして、超越するなどやうの事なるを、かの無量無數の成功にいたりては、行事官より諸國に觸て、富豪の百姓に募りたる物なれば、きのふまで庄官里長の杓とりし者も、けふは正六位上左衛門尉となりて、弓やなぐひなど、勢だちありくは、いとゝみだりにて、やみがたき勢とはいひながら、かなしきわざなり、成功の數多くなれば、おのづから物も多くは出さぬやうになり、物多く出さねば、任人の數いよゝ増て四府の尉、諸司の三分、天下にみちゝたり（これ今時の俗名に兵衛衛門多かるゆゑなり）成功の物の事、靱負丞は八百疋、兵衛尉は四百疋、諸司の三分は二百疋に過ずといふ事業實記にみえたり、錢の價は今時の百倍にも過たれど、されどなほあさましういさゝ

かの物めさるゝなりけり、元弘建武の比よりの物には此事みえず、さるは天下たゞみたれにみだれて、皇威諸國に及ばず、かの豪富の輩、數代成功せしは先祖のなおりしまゝに某左衛門某兵衛となりのりしなり、兵革やむ時なくて、さやうの事糺明せらるべき時世にあらねばなり。(年々隨筆第三)

以上の記事は所謂公賣にても隱賣にても、朝廷に於て官位を賣つて財政の急迫を纏縫せるまでの事なれども、今日の賣動は單に當局者が己の私腹を肥す爲めの賣動である、恣まゝに朝廷の公器を賣つて、私欲に徇ふる大罪である。

(二五三) 新井白石の叛相

林述齋(大學頭)の話として、甲子夜話に記する所に據れば「新井白石は叛相ありしと云傳ふ、相家のことは學ばざれば當否奈何か知難し、今其肖像を視るに如何にも訝かしき面體にして、君子とは評しがたし、斯人もと土屋民部少輔家來なりしが、主家亡びて、今の佐倉堀田家

の祖に仕ふ、當年堀田の威權一世を蓋へり、其所を見て入りし者なるべし、幾程もなく、堀田稻葉に刺れて死せしより、又其家を去て、甲府殿に仕ふ、此時朝廷(將軍家を指す)御子なきを以て終に大統の甲府殿に歸すべきを見極たるなるべし、然れば權變術數の人にして、徳ある人とは云難し、其學術等のことは別に論ずべし」云々とあり、林家が白石を惡評するは、素より怪しむに足らないのであるが、傳説に云へる如く彼の人相が、由井正雪に酷似して居たことやら、自身が常に「生きて封侯たらずんば、死して閻魔王たらん」など云つて居たことありとすれば、中々油斷のならない人物であつたかも知れない。

(二五四) 南郭の儒者評

服部南郭先生は「儒者も冬至を祝ひて、周の正月とて、うれしがる内が樂なり」と云はれたさうであるが(大田南畝一話一言)經濟學者も、マルクスやカウツキーなど云つて、威張つて居る内が華である。

(二九五) 問屋及札差の弊害

「諸商賈に問屋の仲間といふものあり、多分かの上方者也、黨類多くして、世用宜しきに似たれども、此者共時をはかり申合せ、利潤の便りをなし、諸色の値段を極め、士農のいたみとなり、世のはつらひとなる事多し、淺草札差どもの創立の節は、武士は用辨宜しと悦びし事ならん、今に至りては甚しき害となれり、問屋仲間も、これにおなじやうになれり、近歲かくの如きの類多し、武家は人を治め、商人は治めらるゝの法なるに、今は町人が人を治る世のごとし」とは塵塚談の記事なり。

(二九六) 石川五右衛門の實名

巨盜石川五右衛門は生國遠州濱松の侍なり、始は眞田八郎と云ふ、河内の石川郡の山内古庵

と云ふ醫者と、所縁あるを以て、其家を頼み、石川五右衛門と改名したる由、望海每談（日本文庫本）に見ゆ。

(二九七) 時代錯誤を青特と云ふ

古今の事を附會して、時代違ひのはなしをなすを青特（Anachronism）といふ、是は龜成といへる俳諧の宗匠の始たる事也とぞ、青特は龜成が號なりと俗耳鼓吹にあり、今日の學者に青特の亞流多し。

(二九八) 讀書家の心得

尾張の和學者として有名なる天野信景の言に「書を解する人、大意を不省、只句を逐て解するゆゑに、意却てつらぬかずと、朱子のたまひし、學者文字を解せば、其書の大意を、よく看

て解すべき事肝要なり、亦故事をのみ求めて、道理を外になす人あり、まことに詮なき事を、知り度くおもひて、大體を知らざるは、徒なる學問なりけり、むかし伊勢物がたりの鹽尻といふ事を、寂蓮法師聞き出して信ぜしを、俊成卿さるもの知りても、何かせん、只富士の山に似たるものにてこそ有らめと、おもひて置へしと、のたまひしと、古き文にも侍る、今の學者かくれたるを求めて、自のみ知りたるやうにおもへるは、いと拙し、凡そ人情鴿を貴びて、鶏をいやしむ、にはとりは近ければなり、蔡邕論衡を寶として秘しけるは、當時遠ければ也、張竊大立を觀ざりしは、楊氏と肩をならべし故なりとかや、大方何事も珍らしきを好むは、よからぬ人のする事なり」云々（鹽尻卷之二）

（二九） 佐倉侯母夫人の賢明

林丈（林述齋先生）曰く今三四代前の佐倉侯（堀田相模守正亮の事ならん）、惇庵（九代將軍家重）の時加判勤られしが、直月（月番の事）の中諸奉行へ決獄の差圖すれば、罪人を死に處

する時に臨て、誰殿御差圖と申渡を、殊に心に掛け、功德の爲に佛堂を建、百萬遍をくらせんとして、澁谷の別墅に大なる堂を經營せんとす、其事母夫人に聞かれて、一日定省、面會の時、母夫人の云へるには、頃日別業に新構ありと聞ぬ、何の堂に候やとの問なり、此母夫人は、嚴正明顯にて、善徳ある資質なりしを以て、常々侯の大に畏れらるゝことなりければ、侯頗る舉措を失はれ、しばし沈吟せられしが、頓作して、幼少より聖學尊崇の志あるを以て、聖堂を建て長く祭祀を奉ぜんと存候と、答られければ、母夫人莞爾として、さても目出度きことに候、如何さまにも左こそあるべきことなれ、此頃風聞には其許、罪人御仕置の差圖せらるゝを、罪障と存ぜられ、功德の爲に佛堂を建らるゝと餘所事のやうに聞きぬ、天下の大事に當て、死すべき罪人を死に處するは、奉職の常なるに、何んの畏るゝ事ありて佛力を假るべきやと、氣の毒に思ひしが、人言は偽り多者なり、聖學尊信の深きを以て、聖堂を建らるゝとは、雲泥懸隔の事よとて、殊更喜色なりければ、侯も程よく挨拶ありて退座せられ、俄に有司に命じて、經營の佛堂を、聖堂に振替へ、やがて落成して聖像を安置し、釋菜の禮を行はれ、今に其禮を傳ふ、この時其爲に新に儒士を抱入らるゝとて、吾家の先（林大學頭）に申入あり、因て家の門

人を撰んで、故澁井平左衛門（名は孝徳、大室と號す、佐倉藩の大儒なり）を薦めしなり云々（甲子夜話卷四十七）。

(三〇〇) 寄 合 衆

三千石以上（萬石以下）を寄合衆と云、若年寄支配なり、（幕朝故事談）

(三〇一) 寄留二年以上は人別帳に入る

他領より旅商人來り、三年以上に及べば、先の領主へ斷り、人別をぬきて、此方の人別にす
る事なり、然らざれば返す事なりと幕朝故事談にあり。

(三〇二) 圓屋賀久子の著作

作者部類に「近頃此婦人の作れる中本多く出ると云、女筆の戯作は珍らし、此かく子の作の中本に赤繩結紙古満（前後二編、共八卷、越前屋長二郎板）秋雨夜話（三篇、共九卷）を見しに疑ひあり、此の二書は婦人の作也とおもはれず、必是爲永春水の作なるを、故意婦人の作なりといつはりたるものなるべし、當春春水が作の中本、世評宜しからずとて、貸本屋等が厭ふとかいへば、婦人の作にせば、看官（讀者）の珍らしく思はんとてのわざなるべし、こは己が推量なれども、大かたは違ふべからず、なほよく彼樂屋をさぐるべきになん」とあり、今日も尙ほ此の手段を弄して、世上を瞞らかすもの多し。

(三〇三) 兼好は徒然草の註者ほどの物しりでない

大田南畝、塙保己一に、徒然草の諸集大成は、よく委しく註を書たるものにて、見るによきものと存候、いかゞと、問ければ、保己一答へて徒然草を書たる兼好は、諸集大成に書たる程ものは知るまじきとて笑ひしこと内藤忠明の内安録に見へしが、世上に博學だの達識だの云はるゝ人々も皆それほど豪くもなかつたのであらう。

(三〇四) 徂徠は算用を知らず

文會雜記に「徂徠は算用ならず、唯紙のはしなとに書付て、數をとりなとしてみて、度量考をせられたり、伶利不可當事、これにて知るへし、唯八算まで覺ふれたる由、それゆへ度量考に、少し違有るよし也、春盡くわしく改めて、字を直されたりと、君修語ける」云々とあり、余は曾て日本經濟叢書を刊行したるとき、度量考の解題中に、此の事を記したるに、在大阪の福森憲一氏より、同氏の友人荻生傳氏（徂徠の後裔）の宅には、今現に徂徠が當時算用に用ひたる紙片が残り居るとの報告に接したるは、面白き話である。

(三〇五) 大久保仁齋の經濟學

佐藤信淵の猶子と稱する大久保仁齋（別に樂水と號す）の著はせる富國強兵問答と題する書は、佐藤氏の家學を祖述せるものにして、其の文甚く粗笨なりと雖も、亦一讀の價値あるものなり、著者經濟學を解釋して曰く「天地を經營して、國土を富饒し、足食足兵、勤農開物の學を講明して、永久天下磐石の如くに平治せしめて後、高天原に遊ばんとするの學を修めんとする者なり、名けて經濟の學と云ふ」と云へり Thomas Chalmers が經濟學を天に上るの學として講説するの口調に酷似するは又奇なりと云ふべし。

(三〇六) 家督の語

家督相續など云へる家督の二字は、我國の俗語とのみ思けるに、史記の越世家に「家有長

子「曰家督」とあり、長子は相續法に依つて家事を董督するが故なりと云ふ。

(三〇七) 幕政は庄屋仕立

太宰春臺の門人にて農政經營に長じ、増補田園類説及謙亭筆記などの著者として、知られたる、小宮山昌世（通稱奎之進）は幕府の政事を批評し「御當家の政は庄屋じたて也」と云ひし由なるが（文會雜記）いかさま徳川政府のやり方は萬事田舎風にて庄屋臭いやうである。

(三〇八) 蓋 天 輿 地

天を蓋天と云ひ、地を輿地と云ふ、蓋は蔽ふの意、輿は載するの意なり、天體の圖は張衡と云ふ人（後漢の人）之を作り、蓋天圖（一に渾天圖とあり）と稱し、地球の圖は輿地圖と云つて、これは前漢以前のものに見へ、現に淮南王傳に輿地圖を案する云々の語あり、日本に於て

輿地圖を始めて製したものは、行基菩薩にて、今日から一千二百年頃の事である、拾芥抄に載せてある日本地圖が、行基の圖の縮寫圖であると云ひ傳ふれども、板本拾芥抄（中卷末）の圖には輿地圖の文字なし、如何のものにや。

(三〇九) 大和十津川千本鎗の百姓

諸州探樂記に云、大和國十津川に千本鎗の百姓居住す、則此所にて御朱印千石、被_二下置_一、地所長十九里程、横三里ほども有_レ之といへり、田畑山林あり、百姓共御預りの鎗千筋、鐵砲千挺、弓千張今に有_レ之、御上洛の節、二條御城の表御門、相詰めると云、其節鹿の革、千枚奉_レ獻_レ之也、又順見其外公用にて、此所へ罷越候面々をば、彼御預りの武器、悉く百姓持出し、行列をなし、慎て是を送る、惣じて此所の風俗にて、農業に出るにも、又親類其外參會の席へも、御預りの鎗、弓、鐵砲、銘々持參、傍_二に置_レ之、片時も是を怠ることなしといふと、塚塵談にあり、昔しは諸國所々に色々の慣例があつたものと見へる。

(三〇) 鮭延越前守の奇行

鮭延越前守は最上義光の老臣にて、一萬五千石を領せり、義光の死後元和七年、故あつて、主家の暇をとり（此の年家中争論の事あつて出羽の所領を沒收せらる）浪人しける時、鮭延の家臣二十人、主人に附隨し、假令ひ食を道路に乞ふに至るとも、皆之を養はんと決心する間もなく、土井大炊頭に客分として抱へられ、俸祿五千石を受くるに至りしかば、鮭延は其の五千石の内一石も己れの身に付けず、是を家臣二十人に各々二百五十石つづ願與し、自分は其の二十人の家に一日づつ交るゝに寄食して、一生を終れり、其の死するに及び、二十人の者、大に慟哭して措かず、竟に相共に一寺を建立して、永く崇祀せり、今下總古河の城下にある鮭延寺は、即ちそれであると云ふ。（武家七徳卷八）

(三一) 太閤朝鮮征伐の役、宇和島將士の大功

徳川時代に伊勢安濃津の藤堂家にて編纂せる太祖創業志と云ふ書に、太閤朝鮮征伐のことを掲げたる記事中に「二年（慶長）公（高虎の事）入朝鮮、略忠清道（中略）松山侯及平戸侯松浦鎮信、淡路侯脇坂安治、乗勝競集、各欲建其族焉、長田惟氏、大聲呼曰、此藤堂侯兵所取、那得奪功、斫松山侯所投旗竿、建我族以表之、獲敵船凡一百六十隻、元均（巨濟島の統制使にて海軍の主將）以身通、閑山在朝鮮西海口、右障南原、爲全羅外藩、此地失守、則沿海無備、於是舟路始開、我軍往來無虞、實公之力也、諸侯凱宴論功、松山侯自稱先登、且以親獲誇、公弗許、平戸侯判曰、宇和嶋將士、夜間奪敵船最先、又獲大艦、斬其將帥、諸侯雖各有功、孰出於其右哉、且士卒之力、即大將之功、何必在其親獲乎、諸侯皆首肯とあり、此の時宇和島は藤堂侯の所領なりしように思はるゝが、兎に角この役に於て最も日本軍を悩ましたる敵の海軍を勦滅したるは宇和島の將士であつたことは明かなれば、此の一事は

大に郷土の誇とするに足る。

(三二) 越中禪の由來

虚言か本當か、知らざれども、古來男子の使用し來れる越中禪は、天明寛政の頃、松平越中守（樂翁）が老中筆頭となりて、盛に節儉を鼓吹せられしとき、何人が考へ出しか、男の禪に長き布を用ふるは無益の費なりとて、箇やうの簡便な經濟的のものを工夫したのであるとは、昔より俗間に云傳ふることであるが、（一説にはもつと古くからあつたものだとも云ふ）一體節儉など云ふことは、口の宣傳よりは、小林商店主人にでも相談して、實用向きのライオン禪とでも云ふ様なものを工夫せしめ方が捷徑ではなからうか、如何。

(三三) 經濟と軍制

武家の世の中となつては、土地制度を始め、庶般の經濟制度中、軍制に基いたものが多いのである、大學衍義に接遠人以禮而威天下以兵、凡此皆所以厚民生云々とあるは、古は兵は經濟上の必要に應ずるの具であつたのである、此の故に徳川時代の經濟を論ずるものは、其の時の軍事思想と軍制とを、先づ第一着に研究するの必要あるべしと思はる、この點を閉却しての研究は、砂上に樓閣を築くの類であらう。

(三四) 蕃山の先祖と春臺の先祖

小宮山昌秀（楓軒と號す）の隨筆楓軒偶記に據れば、太宰春臺の先祖は、元龜三年參州味方原の役に、熊澤平三郎と云ふ者と戦つて、討死したる由（春臺の自記にあり）なるが、此の平三郎は、熊澤の由緒書を見れば、正しく蕃山先生の先祖にして、矢張味方原に討死したことが由緒書に明記されて居るさうである、井上通泰氏の蕃山先生畧傳には尾張國丹羽郡瀬邊の人に、熊澤平三郎玄理と云ふものあり、初萬助と稱す、十五歳にして家康に仕へ、元龜三年十二月味

方原にて戦死す、時に年二十二とあり、通泰氏も亦由緒書によられたものかどうか知らざれども、この人が蕃山の外曾祖父であつて、家康に従ひ出陣し、春臺の先祖は信濃の人なれば、勿論信立の部下に屬して、立合ひしものなるべし、兎に角春臺と蕃山とは、共に徳川時代に於ける經濟學の大家であるが、この兩先生の先祖が、互に立合つて、討死したと云ふことは、不思議な奇縁である。

(三五) 古き經濟書類の著作者

明治以前に書かれた經濟書類は其の時代に於ける一般の慣例として政治經濟に涉る事は明らかに世間に知らすべきものでないと云つて、大抵は秘密にして居つたものである、其れ故偶まに外間へ漏れて傳寫さるゝことありても、多くは著作者の署名も其の書の題名も何にもないのが通例である、奥書に何年何月何日誰某寫之などと書いてあつても、著作者の名は更らに匿くし、書名には勝手の名を付して傳寫さるゝのである、随つてこの時代の經濟書などには其の

著作者の名の誤つて流布するものが少なくないやうである、殊に學者が他人の著書を自分で寫して置いたものが、其の學者の死後に其の人の遺著と誤られ、又寫した人が寫之としてあれば、間違を生ずることなきやうであるが、此の時代には他人の著書を寫したゞけのことでも、巻末に何の某書す、何の某記す、何の某識す、などと書くことあり、又其の寫した人が自分の姓名をのみ巻末に署して、立派に名印を捺して居る場合も往々之れあることである、それが惡意で他人の著作に自分の姓名を冒署して居るのではない、當時の習慣が皆この通りの事で、固より他人に見せるのではなく、自分の心得となるべきもの、又は感心したものを手許へ寫しておくこと云ふだけの事なれば、實は何と書いてあつても、差し支へないのである、況や古人は寫之、書之、記之、識之など、皆多く同一の意味に使用して居る場合多ければ、今日の我々は寫者を著作者と誤ることなきにあらず、注意すべきこと共なり。

(三六) 聽講者はプラトーン一人

希臘の哲學者パルメニデス (Parmenides) 哲學の講義をなしつゝあつた時、多數の聴講者には、甚だ六つかしくして、薩張分らないので、一人止め、二人止め、毎日段々なくなつて、遂にプラトン一人のみ残つて、あとは皆にけてしまつたそである、然るにパルメニデスは平氣で「余に取つては一人のプラトンは數千の聴講者に勝れり」と云つて、毎日熱心に講義を續けて、少しも懈怠の色なかりしと云ふ、成程數千人の聴講者あつても、勿論プラトン一人には、及ばなかつたであらう。

(三七) 學者の氣慨

米國獨立の後、フランクリン、英國に赴き、當時羅馬衰亡史を著はして、名聲藉々たるギボン先生を訪問し、刺を通して、面謁を求む、先生、書生をして謂はしめて曰く、祖國に背ける逆賊には面會することを欲せずと、フランクリン憤然として「余は近き將來に於て英國衰亡史を著はすの秋あるべし、敢て來り警告す」と一喝して去る。(Morse's Benjamin Franklin) 世界

史の著者フォン・ミューラーは歴史の大家として知られたる人なり、一八〇六年十月二十七日、佛帝ナポレオン大軍を帥ひて、伯林に入らんとするの報あるや、國中大混亂に及び、政府は俄かに北方に移動せざる可らざるの際に當り、有名なる羅馬史の著者ニーブル (B. G. Niebuhr) 驟然起つて、ミューラーを訪ひ、相共に早く去つて、ステッチンに赴き、同志とともに國事を圖らんことを勸む、ミューラー敢て動かさず、自己の文庫を指し「此の貴重の書籍を奈何せん、之を棄て、去るが如きは、思も寄らぬ事である」と答へたれば、ニーブル大に憤慨し「今日この國難に際し、書籍の事を思ふて遲疑するが如きは國賊である、咄」と云つて、立ち去れりと云ふ、(ニーブルの Life and Letters) ミューラーは、是より先きエナの會戦前には、ナポレオンに對抗する普國の宣言書を起草し乍ら、佛軍の愈々伯林に侵入するや、彼は眞先きにナポレオンに歸順を聲言せる人なりしと云へば、ニーブルの勸誘に應ぜざりしは、怪しむに足らないのである。

(三八) 家康の豫言

徳川家康は、其の府庫の財を見て、此の金銀、半ばになれば、天下亂るべしと云はれしが、
(白石の讀史餘論) 徳川氏は、遂に窮乏の爲めに亡びたるなり。

(三九) 並木植付の目的

各藩の城下へ通ずる街道へ、並木を植付ける慣習は、何時頃より始まりたることなるか、又
其の目的は、何くにありしや知らざれども、紀州の祖先南龍公などの目的は、戦時の際防守の
必要ありたる時、之を切り倒して、通路を塞ぐの用意になしたるものなりと、或る老人は云
へり、何所くも大抵こんな目的に出でたるものにて、戦國時代の遺風なるべし。

(三〇) 古代の計數觀念

古人の計數觀念は極めて粗雑にして、數字を以て現はした記録は、少しも當てにならないの
みか、往々飛でもなき事を書いてあつても、左まで問題にもならず、平氣で済まして居つたの
である、行基式目に本朝六十餘州之男女、凡五百萬人也、對_三異朝_二謂_三二百億_一也とあるが、異
朝即ち外國に對してばかりではなく、日本國中だけの事であつても、人口などは十倍にも二十
倍にも、大法螺を云ふのが、戦國若くは封建時代の慣例なれば、數字の記録ほど當てにならな
いものはないのである、左に二三の例を示して、經濟史など研究する者の參考に供す、但し翻
譯名義と云ふ書には四種あり、十萬、百萬、千萬、萬々みな億と云ふとあれば、左記の億
は、この四種の内、何れを云ふのか、詳かならず。

◎日本國郡村人數(增訂一話一言所載)

△日蓮上人御書(秋元御書)

抑日本國と申は十の名あり、扶桑、野馬臺、水穗、秋津洲等也別ては
六十六國 島一

長サ三千餘里、廣は不定なり、或は百里或は五百里等

五畿七道

郡は 五百八十六

郷は 三千七百二十九

田の代は 上田一萬一千一百二十町乃至八十八萬五千五百六十七町

人數は四十九億九萬四千八百二十八人也

神社は 三千一百三十二社

寺は 一萬一千三十七所

男は 十九億九萬四千八百二十八人

女は 二十九億九萬四千八百三十人也

△又諫曉八幡抄

日本國 一萬三千三十七寺

△又中興入道消息

國々郡々里々村々ニ堂塔と申、寺々と申佛法之住所すでに十七萬一千三十七所なり

弘安二年己卯十一月卅日

△行基菩薩所圖日本國

七道 州六十八箇 内島三

郡六百四 郷一萬三千餘

自京陸奥際行程三千五百八十七里 六丁爲一里定

自京長門西濱行程一千九百七十八里 六丁爲一里定

知行惣高合二千二百四十三萬九千八百八十石

一萬五千九百石餘 壹岐對馬

△異國境こへ古より檢地中略

唐の廣さ日本八ッ合たる積りと云

男ノ數十九億九萬四千八百二十八人
女ノ數二十九億四千八百二十人

右男女大數行基等記置之

日本神社數二萬七千七百

佛寺數二千二百五十八

村數九十萬九千八百五十八

里數四十萬五千三百七十四

天高七萬八千九百四十里

地厚五萬九千四十九里

(明歷二年申三月吉日板本なり)

◎享保年度改メ江戸町家人數(月堂見聞集所載)

△享保十七年子四月改、江戸町數家數人數

町數千六百七十二町

表通家軒數役十二萬八千七百二軒

町人數五十二萬五千七百人

内(男三十萬五千百人 女二十二萬五千九百人)

坊主二萬六千人 山伏三千七十五人

禰宜九十人 比丘尼六千七百五十人

川原者三千二百五十人 新吉原人數八千九百六十人

内(男二千九百六十二人 女五千九百九十八人)

武家人數二億三千六百九十八萬七千九百五十人

内 女は十六萬千六百十人

男惣合二億三千六百六萬六千八百二十七人

女惣合百九萬四千九百四十八人

男女惣合二億三千七百十六萬千七百七十五人

右人數飯米一人に米五合つづ、

凡一日に百十八萬五千八百八石八斗七升九合也

已上、此説誤多し、後説と可ニ參考ニ

◎江戸町人數(月堂見聞集所載)

△江戸町數人數之一説也、此表に記する處可ニ參考ニ

町人數五十二萬五千七百人

武家人數七百三十七萬九千六百九十二人

惣合七百九十萬五千三百九十二人

一日に米一人前五合にして

三萬九千五百二十六石九斗六升餘

一ヶ月百十八萬五千八百八石六斗七升五合

右之人數一坪に八人づつ並て

九十八萬八千七百七十四坪也

眞四方にして十六町半四方

凡東西河原より大宮一町西迄

南北一條より蛸薬師迄

△一ヶ年飯米高

千四百二十二萬九千七百六石五斗

◎寛政十年戊午江戸人別(増訂一話一言所載)

△武藏國

武州

一人數四拾貳萬五千百貳十四人 豊島郡之内

内 貳拾四萬五千七百六十六人 男 拾壹萬九千三百五十八人 女

右同斷

一人數壹萬八千六百七十九人 荏原郡之内

内 壹萬三百三十四人 男 當午四月人數改

八千三百四十五人 女 但 當歲以上

武州江府 御城下町寺社門前町屋共

一人數四萬八千六百四十六人 葛飾郡之内

内 貳萬七千六十三人 男 當午四月人數改

貳萬五千五百八十三人 女 但 當歲以上

人數合四拾九萬貳千四百四十九人

内 貳拾八萬三千百六十三人 男

貳拾萬九千貳百八十六人 女

右者武州江府御城下豐島郡荏原郡葛飾郡之内拙者共支配町方并寺社門前町屋男女人數書面之通
御座候以上

寛政十年五月

町奉行

村上

御勘定所

小田切

◎文化十二年御改之寫(甲子夜話所載)

江戸武家町總人數并町數

一、町數千六百七十八町并家持町人家數拾八萬八千軒

一、町人五拾三萬二千七百十人

一、出家二萬六千九十人

一、山伏三千八十一人

一、新吉原八千四百八十人

都て五十七萬四千二百六十一人

一、武家方人數二億三千六百五拾八萬三百九十人

此米百億八萬五千七百三十九石五升五合

俵數二百九十六萬四千三百四十七俵二斗五升五合

代金百十八萬五千七百三十九兩三匁五分

右は江戸中一日之入用高積被_二仰付_一候に付町奉行根岸肥前守於_二御役宅_一宗門帳改有_レ之候書留

なり

右之外無宿非人不知レ數

一、紀伊殿屋鋪坪數

上屋鋪二萬四千四十八坪、中屋鋪二萬四千八百七十七坪、八丁堀八千三百十四坪、内三十九坪御預地、千駄ヶ谷一萬五千六百七十七坪、内三千九百坪御代官地、權太原六千三百五十坪(補、權太原以上所レ云の坪數七萬九千云々也、廿一萬と云ること不審なり今説者の所レ云のまゝを記す)總坪數廿一萬九千四百六十六坪

(三二) 皇都午睡所載江戸の人口

家づとに寛政三亥年五月、御勘定奉行より江戸宗旨人別書の寫しを借て出しあり、江戸町數千六百七十八丁、家數十萬八千軒、人數五十三萬五千七百十人、外に出家二萬六千九百人、山伏三千八十一人、彌宜九百人、此外に吉原廓中八千九百四十人、惣人數合せて五十七萬四千七

百廿一人、右の外に武家人數二億三萬八千三百九十人、惣都合して二億零六十一萬三千百十人、右は宗旨御帳面表隨に在江戸の人別也、此外に當座當座に日本中より、諸大名方屋敷へ到着の人々、並に業用見物に市中へ入込逗留の人は、中々大造にして、其數計知り難かるべし、然らば先右の隨にしれたる二億零六十一萬三千百十一人、日々食料の費、一日分立米一升宛として、此米高廿萬六千百卅一石一斗一升、此代金一石一兩にして、二十六萬千三百三十一兩餘となれば、中々にも能々思ひ見れば、仰山なることに非ずやと記せり。

(三三) 社會政策思想の濫觴

逸周書の大聚解(篇名)に曰く、武王勝レ殷、撫レ國綏レ民、乃告周公旦曰、嗚呼殷政總々(亂也)若風草、有レ所積、有レ所虛、和レ此如何と、蓋此の一言は、世界の史乘に現はれた、社會政策思想の濫觴なるべし。

(三三) 獨逸の經濟學

カール・マルクスは、其の資本論第二版の序文に於て、「獨逸に於ける經濟學は、外國の學問なり」と云へり、今日我國の人々は學問と云へば、獨逸が本家本元の如く想像し、殊に私が經濟學など、主として獨逸に發達したるものと信ずるは誤解の甚だしきものである、今國家經濟の根本思想も、其の由來を詳にすれば、多くは英佛の學說に淵源せざるはなし、學者少しく反省して可なり。

(三四) 紙幣の事

立原軍軒の遺篋錄に紙幣に関する重要な記事あり、此に抄録す、「紙錢の事、交鈔とも楮幣とも紙幣とも紙錢とも申、又交子、會子など申物有之候、これも紙錢の事に御座候、其起りは、

唐の時、飛券、鈔引と申物出來、商人の通用に致し候事有之候、これは手形を出して、錢とりかへ物に仕用申候にて、其券引を、直に錢に用申候には無之候、宋の慶曆年中、蜀に交子と申物出來、建炎年中に、會子と申物出來候、是則紙を以て錢にして、通用仕り候由に御座候、如レ此紙錢のおこりし譯は銅錢の如く鼓鑄のむつかしき事なく、只しるしの紋をおす迄にて作り申し候に簡便又商人の遠方持參仕候にも何萬兩も懐中なりしゆへ、便利に御座候、これらの譯を以て作りはじめ申候物にて御座候、金の貞元二年にも行われ候事有之候、一貫二貫三貫五貫十貫の五品を大錢と申、百、二百、三百、四百、五百の五品を小錢と申候て、錢と一同に通用いたし、七年づつに限りて古きをば新にとりかへ申候由見へ申候、これは其時銅少き故に、制し候由に御座候、元の太宗の時も通用有之由見へ申候、如此世に通用有之候も、右の作り申候の簡便と持行申候便利とを以て、民を助申候爲めに作り申由に御座候、如此のわけにて作り申候は、障も有之間敷候が、上の貴を救んと爲し候て、作り申候は、利を得申候事は、有之候へども、民心を失申候事も有之候ては其費も又御座候儀と奉存候、太平記にも今まで無之候紙錢など作り申候とて、そしりの語、見へ候を、見候へば、末世の風儀、其費有之候事とは、被存

候、近來諸國にて通用の儀、委しき事は不承及候、高松などにて通用の事よく行はれ候由、丸龜領、又伊豫、阿波、堺、備前岡山邊までも通用の由に御座候、其内にも丸龜、阿波などはあやふみ申候ふりに御座候、これは其定の目方よりは、高く取扱候事も、御座候ゆへの儀に候由、高松は其隨に元を御立、百貫目、二百貫目の紙錢いつ持參候ても、其役所にてよく引かへ候間、下々安堵致し申候由、漢土紙幣のもやうは詳に分り不申候、高松のは七福神などを押し、二分、三分、一匁、五匁、十匁、二十匁、三十匁、五十匁、百匁の九品御座候由、其紙はいつ方より出候か、人々不存候、伊勢神領又藤堂領、鳥羽、紀州などにも、追々通用の由に候、右の外委しき事、相分り不申候」(天明三年正月九日寛下總守殿尋に付、書付遣候)

(三五) 紙幣の意義の變化

紙幣と云ふ語は、我國に於て古くより傳來の言葉なれども、昔しは専ら神社に獻ずる紙の幣を指したるものである、(鹽尻三十五巻を參看すべし)今日の如く、錢の代用たる紙錢を意味す

るに至りたるは、何時の頃より始りたることか、識者に尋ねたきことなり。

(三六) 水戸の紙細工

譚海(津山正恭)に水戸の紙細工に關する面白き話あり、曰く、水戸家にて用ひらる、諸帳簿は皆西の内紙なり、國産なる故なり、扱勘定濟みたる帳面反古となりたるをば、諸役所より、經師の役所へ納む、其の役所にて抱へある經師數人、右の反古を以て毎日諸器物を張立、柿澁にてこしらへるなり、此の反古にて、張立たる船三人乗らる、様に製したるあり、常は疊んで仕舞て進退し易き様にしたるものなり、其外軍器、甲冑等に至る迄、紙細工にて仕立たるものあり云々、今は水戸に紙細工の盛に行はる、ことを聞かず、營利上餘り見込なき事業なりしにや。因に云、享保年中、日光御社參の御供の大名、小屋ふしん懸合に造るも、日を積り混雜せし事なるに、水戸家の小屋ばかりは、着日以前迄、取掛る沙汰なし、其時に臨んで、竹木を伐り柱となし、屋根は古紙細工の澁張にしたる折手本のやうに、長く續きたる紙を、重ねて屋

根となし、暫時に小屋出来せり、霖雨に遇つても、五六日は防がるゝとぞ、退散の時も、居小屋取崩さず、其まゝにて立退たる、奇特の事也云々と同書に見ゆ。

(三七) 細井平洲に関する評

米澤藩の大夫荏戸太華翁の言行を記せる樂言錄(中山精著、日本文庫第七編へ収載す)に曰く、平洲先生は君侯の深く尊信して待せたまふ所也、必尋常に勝れし所こそ候はめ、其人となり、いかに候やと、大夫(太華翁)に問ひたりしに、只よき儒者なりとのみいはれし、其後事にふれて、再び此事言出たりけるに、大夫きゝとがめて、足下はさきにもしか問れし事あり、只かり初にかくいふと思ひしに、思ふ所ありとおほえたり、古の人も人を方たぐふなといふ事のありて、あながちにいふまじき事にもあらねば、今は予が思ふ所も語るべし、誠はかれはさるべき程の人にはあらねど、さすがに古の道學びしほどありて、此年ごろ君にも吾輩にも、打むかひていふ處の用ふるに足れる事も多し、且君のまだ幼くおはせし御ときより、御學問の師にて

ありしかば、ことに重んじたまひて、かれが申す所は、必ず御心を止めて従ひたまふが故に、おのすから御爲になりぬる事少からず、故に予も進て常に御側にあらしめたる也、されど誠によく國家を治むべき道知れるものにはあらず、國政など任すべき人とはおほえずといはれき、云々、平洲先生が今日世上にもて嘆さるゝが如き人格者であつたかどうかは疑問であつて、現に尾張に於て、恭謙退讓、古の君子の風ありと評せられた丹羽昂の著はせる平理策の中にも「先年徳民(平洲の事)の建議にて有司より村々の庄屋に諷して、御冥加普譜と云事行はれし時、上には誠に庶民子來と思召つらんも細民は庄屋共に驅立られて、爲ん方なく出せる事なれば、内心愁恨せし者も有しとかや、是も浮華に近き故なるべし、然るに徳民は上杉の民は教へ易く、御國の民は諭しがたしと云はれつるは過ちと云ふべし」と云ひ、又平賀鳩溪實記には「細井甚三郎は經義もよく、詩文も達者なれども輕薄なる人柄と見へたり」とある事など、思ひ合せば、人格は評判ほどの人でもなかつたかも知れないのである。

(三八) 日用語多く佛書に出づ

今日我々が日用語として、通常使用しつゝある言葉は佛書に出づるものが多いやうである。左に二三の例を示すべし

道具 中阿含經に所_レ書物、可_レ實_レ身進_レ道者、即是增_レ長善法_レ之具、又菩薩、戒經には資_レ生順_レ道之具とあり、是が出所なるべし、尺寸堂遺乘には義經記を引き、「からのかゞみをと_レり出し、是は山伏の御道具かといへば、ち_レをぐしたるたびなれば、けはひの具足を持つまじき、いはれがあらばこそ」とあれば、これにて道具と具足の詞、明か也、山伏に道具といひ、俗には具足といひしなり。

普請 釋氏要覽に普請律云因佛說掃地勝利時諸老宿比丘皆棄禪誦掃地、佛止曰我爲知事人說其知事又不徧掃佛令鳴鐘椎惣集共爲之此普請之始也、諺艸に曰く家造るを普請と云は沙門の語也、普く諸人を招請し其多力を得て事をなす儀なり。

立關 立關は本と寺院の稱にして立に參する關と云ふ義なりと尺寸堂遺乘に見ゆ。

檀那 當今菩提所を檀那寺と云、寺よりも又檀那と稱す、是梵名也、漢語には方施とも施主とも云、一家を督領し衣食扶持の施主なればなりと、即事考に記せり。

亭主 首楞嚴に曰く譬如_レ有_レ客寄_レ宿旅亭_レ人都無_レ所_レ去、名爲_レ亭主、これこの語の出典なるべし。

本 書籍を本と云ふは仁王經の二諦品に修多を譯して、法本と云ふ、これ佛の言教諸法の本なるが故とあるよし、鹽尻に見ゆ。

遊山 俗に物見遊山といふ、禪家よりいひ出し語也、禪林類聚十二卷に遊山の部あり、云百丈海禪師侍_レ馬祖_レ遊山歸忽然哭云々、また長沙禪師遊山歸至_レ門首_レ云々、松屋筆記に引用す。

難有 難有の字は法華經に出るよし、併し官家には辱_レなしと云て、ありがたしと云はざるよし、九桂草堂隨筆にあり。

油斷 涅槃經に譬如世間有_レ諸大衆、滿_レ二十五里、王敕_レ二臣、持_レ一油鉢、經由邊莫_レ令_レ傾

覆、君業ニ滴、當斷ニ汝命ニ云々とあり、これが、油斷の語の出所なるべしと、松屋筆記に云へり。

接待 佛祖統記に、法師宗曉、鑿義井於城南禪社、曰法華泉、以飲行者、作亭其上、施湯、名無問、道俗結屋數楹、創爲接待とあり、儒書にもありその語なれば、統記が初めの出典なるや審かならず。

中食 晝哺を中食と云ふは佛家より出づ、佛家日中を過ぎては、非時の食といふて、犯律とするゆへなりと、思田意樓の竈北瑣語に見へしが、今俗間に佛事ありて、僧を請じたとき、食を饗するを、トキと云ふは、非時に對して時と云ふなるべし。

火事 火災を火事といふは、佛書より出づとは亦竈北瑣語にあるが、大田南畝はこの語は維摩經にありと云へり。

看病 看病の字も亦維摩經の註に見ゆと云へり。

是等日用語の佛書に出づるものを一々列擧すれば、殆んど際限ないのである、殊に冥加とか無盡とか云ふ様なる特種の言葉まで算へ立てたらば、大なる字引を編修するやうなことになるべければ、この位にて他は省略し置くが、ちよつと、氣の付かないつまらぬ言葉でも、佛書に基くものが多い様である。

(三九) 寺物の別

寺の私財に、佛物、菩薩物、聖僧物、僧物、通物、温室物、法物、悲田分物、通分物、四天王物などいふ名、大安寺私財帳、其外縁起流記、私財帳等に見ゆ、聖僧はヒジリにて律僧也、律僧分の寺物を聖僧物といひ、普通の僧のを僧物といへり、温室物は温室に付たる物也、悲田分物は施行の方に付たる也、通物通分物は都てに通じたる物也と松屋筆記に見ゆ。

(四〇) 黒羽藩の冗員淘汰法

元祿の頃、野州黒羽藩に於て、財政困難の爲め、諸臣の淘汰を行ひたることあり、其の方法

は、一切諸臣の姓名を、一ツづつ紙片に記し、之をまるめて、丸となし、板の上にごろがして、其の落ちたるものを淘汰すべきものとして、永の暇を遣はしたりと云ふ、其の方法頗ぶる滑稽にして、一笑に値ひするに過ぎずと雖、情實縁故を以て取捨するに比すれば、寧ろ公平なりと云ふべし、水戸義公之を聞き、其の落ちて暇となりたる者を、皆悉く拾ひ上げて、召抱へ、邸宅を一所に賜ふて、黒羽町と稱せりと、豈好笑話ならずや。

(三三二) 金の世の中

「貧は諸道の妨」とは、曾我物語の語なり「きけばたゞ地獄のさたも金なれや」は、新撰犬筑波集にあり、「それにつけても金のほしさよ」は何人の名句か知らざれども、みな能く、世態を穿ちたるの言ならずや。

(三三三) 窓を明ける家と塞ぐ家

松崎堯臣の窓のすさみと題する隨筆に或る年薩摩侯の江戸邸火災に罹り焼失したるに付、更らに舊の如くに新築したる時、掛りの役人、費用の嵩むことを思ふて、市街の方に向へる外面には、窓一つも明けざりしを、島津帯刀と云へる家老、之を見て、これはいけない、長屋の往來に向へる方には、毎戸必ず窓を明けさすべしと殿命し、費用がかゝると云つて咎めらるゝならば、予が一年の祿を出して償ふべしと、ありしより、早速明けることにしたさうであるが、これは國から若き侍共が、遙々江戸へ勤番として登り來て、外面に窓もない鬱陶しき長屋に、とち込められては、心も自ら鬱して、堪へがたき様にならんとも限らざれば、せめて毎戸上下へ窓をあけ、ゆきかふ人々の風俗でも、見て慰ましむるに若かずとて、斯く計らひたる事を記るしあるが、井伊家にては、又それと正反對にて、勤番の侍たちには成るべく浮薄華奢なる江戸の風俗を見習せまじき方針を取つて居つたさうである、湯淺常山の文會雜記を見れば、宮田明

(字は子亮、太宰春臺門人)の話として「井伊の家は江戸の風俗を見習はせまじき爲めに、交際をかたく禁ぜり、江戸邸の長屋に一つの窓もなきは、勤番者に江戸の風俗を見習せまじきためなり」とあり、書名は忘れたれども、或る書に、井伊侯が櫻田門外なる自邸の前で、十數名の浪士の爲めに、難なく刺殺されたるも、全く長屋に窓がなかつた爲めであるなどと、評された位であるが、窓を塞いだ井伊家の主人が、窓を明けた薩摩の浪人(有村治左衛門)に首を取られたるは何にかの奇縁であらう。

(三三三) 福濟先生とケネー

我が福澤先生が上野の戦争の眞最中、近く砲聲を聞きつゝ、平氣でウエーランド(F. Weyland)の經濟書を、塾生に講義しつゝあつたことは、學界に周ねく知られたる事實であるが、歐洲經濟學の先驅者 Francois Quesnay は佛蘭西大革命の騒亂中、彼が寄寓せるヴェルセーユ官殿の樓下に於て、革命黨の人々が盛に争闘しつゝあつたに拘はらず、泰然と知らざる爲して

彼の著名なる農村經濟に関する學範と計算とを眞面目に起稿編成することに勉めて、餘念なかつたとの事、Marmontel の備忘録に見へしが、東西好一對の美談と云ふべし。

(三三四) 炊烟の上らざるを喜ぶ

韓人陸鍾允の話に、同國廣州府は、往古二十五萬戸(ちと疑はし)あり、當時の文武王、高臺に上り、城市を臨み、炊烟の上らざるを見て、大に悦びたるが、それは城中柴薪を用ひず、木炭を用ふるの徴證、即ち進歩の兆候としたるが故なりと云ふ、仁德帝の故事を思合して面白い話である。

(三三五) 大岡越前の試験

大岡越前守、奉行たりし時、諸藝の達人を呼出して、一々其の藝を試験せられたる中に、算

術の達人、野田文藏なる者あり、越前守、此者に對し「其の方は算術の銘人なる由、余が望む所のものを、今此處にて致し見せよ」と云はれたれば、文藏は如何なる六つかしき事にやと、待ち居たるに、越前守一考して「百を二つに割れば、いくつになるや見せよ」と云はれたり、文藏は我を計り給ふと合點して「然らば十露盤を御かし候へ」と云へば、近習の者、起つて、十露盤を持參しければ、文藏大岡越前守の前に進んで「百を二つに割るには百を玉一つ置いて、目安を二つと置き、二つと一つを呼で、二天作の五と相成り候へば、五十づつに相成り申候」と答へたり、越前守手を拍て嘆稱し「文藏は眞に算術の達人なり、算術は龜相にては、何の用にも立たず、僅かの事にも、百を二つにすれば、五十にて候と云へば公儀の御用には龜末なるべし、然るに其方の今の致方は誠に感に堪へたり」とて、夫れより直に被_レ召出_レ支配勘定役となり、續きて御目見被_レ仰付_レ地方算用の隨一として重用せらるゝに至れりと、遺老物語後篇に見へたり、詰らぬ話なれども、算用の可重ならざる可らざるは、眞に此の通の事である。

(三六) 青貝細工

奔照堂谷響集に「青貝細工は元日本の特産物なりしに、何時の頃か、其の技は總て異國に奪はれたり」とあり、果して然るにや。

(三七) 河原役者の風儀

著者不明の非經濟錄下卷に「今の世、男子の髪形よりして、女子の衣服の様様まで、皆河原役者等の計ひ次第なり、……此の風儀結局卑賤の者には少なし、大小名の奥方と稱する人、皆髪形より衣服の仕立染色まで、此の河原役者に則_レらるゝ由」云々とあり、この書は太宰春臺の經濟錄を難じたるものにて、文化文政頃の作かと思はるゝが、此の時代から、矢張この様な状態であつたものと見へる。

(三八) 男女所を易ふ

大宰春臺の獨語に「此頃の男は小袖の裏を紅にし、或は紅のはだ絹を袖口ながにして、腕を纏ふばかりにひらめかす者多く見ゆ、女はかへりて、縹の白き裏などきるめり、此等は男女所を易ふと云ふべし」とあるが、トマス・バックル (T. Buckle) は其の文明史に於て「男が女らしくなれば、女は男らしくなる」と云つて居る、古今その通りの事である。

(三九) 日本に十字架の紋多し

甲子夜話に「中川氏の家紋に㊦此の如き紋あり、彼家には轡くづし、又クルスとも云ふと聞く、予竊に思ふ、彼の先瀬兵衛の頃は、南蠻寺盛に行はれて、瀬兵衛も此の宗なりしと云ふ、然らば此の紋は彼の崇奉する十字架なるべし、今轡くづしと云ふは忌諱を避くるなるべし、又

クルスと云ふもキリスの蠻語轉せしにや (これは非なり勿論 Cross の訛なるべし) 一日此事を松平冠山 (鳥取の支藩) に語れば曰く吾家に㊦の紋を用ふること由緒詳ならず、傳ふる所は天王より拜領せし紋なりと云、世上に祇園守（まゐりまもり）と云なれども思ふ、に中川の紋の類にて恐らくは十字ならん、天王の王は主の字なりしも計がたし杯語りて、一笑して止ぬ、又思に兩氏の紋いかにも禮物の象をなせり、薩の轡の紋もやはり十字と見へたり、封内霧島山の絶頂に建る天の逆鱗と云者、これ亦彼の徒の立し十字なるべしと、或人云しはけにもとぞ思はるれ」と見ゆ。

(四〇) 讀書人は經濟を知らず

清宮秀堅の著はせる地方新書の序文に「地方のことは其道の人は精しく知ると雖、多くは普通の人にして、讀書の人はなし、讀書の人は歴史をよみ、詩文の上にては、達者なれど、地方のことは俗なりとて、見向もせず」云々と記し、又其の下註に「新井白石、頼山陽の如きも、租税のことに付ては、往々謬論あり」と評せり、至極尤もの説ではあるが、嘗だ地方租税のこ

とのみならず、今日吾人の所謂、經濟問題に付ては、徳川時代の讀書人は概ね皆斯くの如くならざるはなし、是れ其の當時經濟學の發達せざりし一原因であらう。

(三四二) 儒者先生、食卓に閉口す

昔し柴野栗山先生に、食卓と小榻(テーブルと椅子)四個を贈りし者あり、或る日先生知人を招き、この椅子食卓にて、饗應せんとせられしが、其の夜は雨降りて遠人は來らず、菅茶山、尾藤二洲兩先生だけ來り、主人栗山先生と三人、椅子によつて對酌す、久ふして主人起つて勝手に行かれし後にて、二洲先生、茶山に向ひ、主人の居らぬ中に、暫らく坐つて休息しては、如何とて、笑つて居る所へ、主人歸り來つて、その話を聞き、實にも久しく馴れたることは、改めがたく、堪へ難きことなりとて、一同大笑して別れたる由、茶山の筆のすさびにあり。

(三四三) 支那料理

居行子(西村遠里の著)に「たとへ儒者ばかりの會にても、献立に牛肉や、家猪や、鶏などのたぐひばかりにて、唐流の料理して膳をすへなば、困りのことも多かるべし」云々とあり、前條栗山の饗應には、先づ椅子テーブルにて閉口せられたやうであるが、支那料理であつたら猶一層の大困りなりしならん、一笑すべし。

(三四三) 經濟用語の典據

我々が日常使用する經濟學語の中、二三の典據を擧ぐ、

經濟 この語は文中子に出づ、文中子禮樂篇に越公初見子、過内史薛公曰、公見王通乎、薛公曰郷人也、是其家傳三七世矣、皆有經濟之道とあり、文中子(一)に中説とも云ふ)

は隋代の王通と云ふ學者の言を、其の門人が記録したものであると云傳ふれども、後世の學者間に種々の異説ありて、はつきと何年代のものとは断定し難きも、兎に角これが此の語を使用しある始めなるべし。

日本にて初めて經濟の語を書名に冠したるは太宰春臺の經濟錄なるべしと思はる。

功用 この語は荀子に出づ、荀子の非十二子篇第六に不_レ知_レ登_レ天下_一、建_レ國家之權稱_レ上_レ功_一用_レ大_レ儉約_一、而_レ優_レ差等_一とあり、これは國事の輕重を知らず、功用を以て尊重すべきものとし、儉約を重大のこと、考へ、徒らに差等を輕重すると云ふことであるが、この功用は *utility* の意義に適合するか、どうかは知らざるも、兎に角今日より二千何百年と云ふ太古から、この功用なる熟語はあつたものである、又韓非子の外儲説左上に、人主之聽_レ言也、不_レ以_レ功用_一爲_レ的_一云々とあり、これも今日我々の使用する功用の意味とは、少し違ふ様なれども、戰國時代に於て、既にこの語を使用して居つた他の一つの證據である。

資本 この語は何年代より用ひ出したものなるや知らざれども、安井息軒の管子纂詁の註(國蓄の買)に蓄買者富買也、本、資本也、其利百_レ倍資本_一とあり、この資本の二字は恐らく

は息軒先生の造語にあらずして、必ず古き出處あるものと思はる、現に佐藤信淵が文政五年に著した經濟要略などにも「大金の資本」と云ふことを述べて居る、さすれば支那の古書にも、この語を使用して居ることなるべし、明治の初年には *Capital* のことを普通に資本と云はずして、多くは財本と譯して居つたのである、今は殆ど皆資本に一定したやうであるが、日本でこの語を最初に使用したものは、矢張り佐藤信淵なるべし。

利潤 この語は唐の李延壽の著はせる北史の姚氏婦楊氏傳に見ゆ、及_レ承祖_一爲_レ文明大后所_一寵貴_一、親姻皆求_レ利潤_一とあるも、この利潤は *Profit* とは少しく違ひ、單に利益ぐらゐるの意味なるべきも、兎に角唐代の言葉である。

利息、歲入 又同書、恩侍劉騰傳に剗_レ削六_一、交_レ通底市_一、歲入利息、以_レ百萬_一計とあり、されは交通、歲入、利息などの語は、今日より一千二三百年前に使用せられて居つたものである、但交通の語の事は別項にあり。

主計 この語は史記(卷九十六)張丞相列傳にあり、蒼(張丞相)以_レ六年中_一、封爲_レ北平侯_一、食邑千二百戶、遷爲_レ計相_一、一月更以_レ列侯_一爲_レ主計_一、これがこの語の出所であつて、實に二

千年前の用語である。

製造 この語は大學衍義補、卷之三十に「當時之君、所以爲衣食者、皆與民同、非若後世、巧爲製造、一服之費、至用百夫之衣、一味之費、至用百人之食也」とあり、本書の著者丘濬は、明の弘治八年（一四九五年）に死した人であるから、今日より四百三十餘年前のことなれば、可なり、古き時代より傳來せる言葉である。

通商 この語も支那に於ては素より久しき以前より使用し居たることなるべきも、余は未だ支那の古書に見出さないのであるが、日本にては元祿八年（今日より二三五年前）に出版した西川求林齋の著書に、華夷通商考と題するものあり、又それより二十餘年の後即ち享保年間に書かれたる天野信景の「鹽尻卷の七十八にも「中世以來其國（イスパニア國）の船、我に通商せし」云々とあるを見れば、是亦相當に古き用語なるべし。

交通 この語は漢の桓寬の鹽鐵論に出づ、同書刺權第九に鼓金羹鹽、其勢必深居幽谷、而人民所罕至、姦猾交通山海之際、恐生大姦とあり、著者桓寬は漢の宣帝の時の人なれば、この語は二千年前より、今日と殆ど同一の意義に使用せられて居つたものなるべし。

利權 余の知る所では、この語は前記の書鹽鐵論の復古第六に見へたるが、最初かと思はる。

文學曰扇水都尉所言、當時之利權、一切之術也とあるが、本書に多く使用して居るのは、利權でなく、權利と云つて居る、大抵同じ意味に使用してあるやうであるが、唯だこの所一ヶ所に利權としてあるは誤刊ではないかとも疑はるゝが、利權の語は、其の後の諸書に往々使用せられ、殊に大學衍義補などには屢々見ゆるやうであるから、矢張漢代には時々使用されて、居つた言葉であらう。

流通、融通 この語も亦鹽鐵論に出づ、同書、通有第三に財物流通、有以均之とあるが、最も古き出處なるべし、融通も略同一の語なれども、これは勿論古き佛語より來りしものにて日本の三品念佛の一つに融通念佛あり、これは一人の行を以て、衆人の行とし、衆人の行を以て一人の行とすると云ふ主義の宗旨なれば、人の金を我が金とし、我が金を人の金として、融通することを云ふなるべし、少なくとも七八百年以前の言葉なれども、經濟上の用語となれるは何年代のことなるや詳かならず。

産業 この語も亦この鹽鐵論にあり、同書、散不足第二十九に、坐裏衣食、私作産業、爲

姦利とあるを見れば、漢時代の人は既に *Industry* の意義に於てこの語を使用し居たるなるべし。

法制 この語は、韓非子卷十八に、慈仁聽則法制毀とあるに基くなるべし、商子（君臣第二十三）にも民衆而姦邪生、故立法制と云、法制明則民畏刑、法制不明而求民之行也、不可得也などの語あり、韓非子と何れが先なるや、分明ならず。

自治 これも亦商子に出づ、同書、卷五、定分第二十六に民皆感懲而名自治也とあり、又萬民皆知所避就、避禍就禮、而皆以自治也とある。

大衆 近世社會思想などを鼓吹する人氣取りの著作家が屢々使用する大衆と云ふ語は古き佛書にも諸大衆などの語があつたやうに記憶するが、儒書に現はれた最初のは余の知る所では荀子であると思ふ、荀子の非十二子篇に苟以分異人爲高、不足_F以合大衆、明大分とあり、此の大衆は彼が所謂群類の意にして、社會の人々に分異するを以て高尙なる行とするは、群衆に合し大義を明にするに足らずと云ふことであらう、荀子は今日謂ふ *Solidarity* の説の最も早き主張者にして、人間社會は能く群して相互に助け合はざ

れば、生存の出来ないものとし、之に依つて能く群するものは、君である、君は群と同じ字にて、群道（即ち彘倫）を表現するものが君であると云ふ説の張本人である、故に荀子が大衆とか、群衆とか云ふ語を以て、盛に其の説を鼓吹して居る點は大に見るべきものである。

(三四) 高百石の田地

田地の高百石と云ふは、土地により變りあれども、大要八町にて、百石なり、少なきは四町百石もあり、多きは九町百石もあり云々、惺々齋日抄に記せり。

(三五) 支那を赤縣と云ふ事

支那を赤縣と云ふは、同國の晋州を、赤國と云ふより、始つたことにて、太閤以後の事なら

んと、世事百談に記るしあるが、今日の赤國は支那にあらずして、お隣りの露國である。

(三四六) 京都大佛の建造費

京都方廣寺の大佛像は秀吉が天正十四年に建造したときは、木像であつたのであるが、それは慶長七年火災に罹りて灰燼に歸し、同十五年に秀頼が再建するとき、家康の意見を採用して、奈良東大寺の本體の如く、唐金を以て鑄造することに決し、巨額の費用を投じて、立派に出来上りたるも、寛文二年の大地震に、この佛像、大破損に及びしより、更らに之を取毀はして、再び木像に改造し、同七年に落成したのであつて、今はつまらぬ木像なれども、慶長十五年の唐金像は、餘程立派な大佛であつたと見へ、慶長十八年に、増田右衛門尉が、大佛出来の節の入用高として、板倉伊賀守へ差出したる算用書(一話一言に載す)を見れば

一金子四萬二千三百八十枚

此米高百三十四萬七千六百六十石二斗

一銀二萬三千七十四貫目

此米高百三十八萬四千六百四十石

一米二十三萬七百石

三口合

米高二百九十六萬八千五百石二斗

とあり、今日の米相場一石三十圓と假定して、換算して見れば、八千九百〇五萬五千圓餘にて約九千萬圓近くに及ぶべし、馬鹿な費用をかけたものである。

(三四七) 銅山の助成金を利殖す

白石の建議中に「下野國の銅山(足尾邊の事ならん)も水出て土崩れ候由にて、度々に御金を借され候へども、其御金共をば、當地(白石が當地と云ふは江戸の事なるべし)の人に借し置、その利をむさほり候て、山の仕事をば、はかしく修補なども仕らず候由、申ふらし候」

云々とあり、種々の事業に、保護金や奨励金若くは低利貸付けなどして貰つて、一向其の事業にはつかはずして、有耶無耶に使用せらるゝことは今に始つたことでもないやうである。

(三四八) 管仲井田を破壊す

井田は秦時商鞅、之を廢したるが如く云傳ふるも、其の實管仲が之を破壊したのであると云ふ説あり、元の陳孚、管仲に題する詩に、盡野分民亂井田、百王禮樂散寒烟、平生一勺漢汗水、不信東溟浪沃天とあるが其の證なりと張燧の千百年眼に見ゆ。

(三四九) 不知辛苦爲誰甜

不_レ論_三本地與_二山尖、無限風光盡被_レ占、採_二得百花_一成_レ蜜後、不_レ知辛苦爲_レ誰甜とは、羅隱峰の詩なり、今日下級勞動者が、富者の爲めに役々たるは、皆此の通りである。

(三五〇) 神々の職業

和學者岡熊臣の神職歷運考と云ふ書に、日本の神々の職業が記してある、我々人間には無用の事かも知れないが左に紹介す、

武家 經津主神 武甕槌神 宇麻志麻治命 道臣命

軍法 道臣命 大久米命 椎根津彥命

兵衛 經津主命、武甕槌命 健御名方命

火術 椎根津彥命

農家 天照大神 豐受大神 保食神 倉稻魂命 稚産靈命 大地主命 大歲神 御年神

工家

番匠(大工) 手置帆負命 彦狹知命

鍛冶 天目一命 石凝姥神

鑄工 天鑪戸神
 竹工 潮土老翁
 陶工 椎根津彦神 弟狛命 土師宿禰
 織屋 天棚機神
 染屋 沼河比賣命
 紙屋 津咋見命 日鷲命 長白羽命
 蠶養 天照大神
 炭燒 大山祇命
 油蠟 句々廻馳命 乘燭老翁
 柚方 大山祇命 五十猛命 抓津姫命
 金銀銅鐵山 大山祇命 金山彦命
 商家
 萬屋 大國主命 少彦名命 事代主命

酒屋 大物主命 少彦名命 木花開耶姫命
 書肆 菟道稚郎子尊 和邇吉士 舍人親王 太朝臣安萬侶
 醫家 大己貴命 少彦名命
 獵人 山幸彦神 海幸彦神
 船頭 素戔鳴尊 五十猛命 綿積神 住吉神
 先づ大要右の通りであるさうであるが、世の中には、神代の經濟史など研究する閑人も、あるようであるから、参考の爲め、此に抄録す。

(三五二) 秦の始皇は暴君にあらず

秦始皇は明君なり、異邦朝廷の儀式、多くは此時におこり、朕といひ、勅といふ事、天子に限る稱になりしも、此帝よりはじまり、萬世に傳る傳國玉璽も、此帝の欲慮より成れり、腐儒生等、古を引て、今を知らざる諛諂をして、坑にせられしを以見れば、理屈ばりたる事を用ひ

給はず、ゆたかなる天子と見へたり、然るに二世皇帝懦弱にして、天下をうしなふ、史記等も漢の時に成りたる書なれば、沛公竊秦祚とは書べからず、漢の國初をよく書ん爲に、始皇を惡に歸す、司馬氏斑氏がへつらひなれて、後世の學者、始皇を惡王とす、その惡王に始りし、皇帝の號、朕勅の字の類、和漢代々の天子に、何とて用ひ給ふや、文物の中與せる事は仲尼も此帝には及べからず」と、秋齋間語に見へしが、秦始皇が暴君にあらずして、儒者を坑にし、六經を燒きたる事など皆秦を亡ぼした漢人の惡宣傳に外ならざる事は、宋人鄭樵の通志、明人張和仲の千百年眼等に詳しく明記せり。

(三五二) 労働の権利

労働者が、國家に向つて、労働を求むるの権利ありと云へる社會主義者の教理は、十八世紀の初めに於ける佛國の碩學モンテスキュー(Montesquieu)の首唱する所である *Esprit des Lois* 第十三篇二十九章に之を明言せり。

(三五三) 太申の賣名

江戸三十間堀に和泉屋甚助と云ふ富豪の材木屋あり、主人自ら藪太申と號し、多少文人などの交もありしが、此の人は平生自分の虛名を求むることに苦心し、莫大の金錢を投じ、種々の手段を以て、己が名聲の宣傳につとめ、遂に之が爲めに身代を傾くるに至つたさうであるが、今その賣名の事實の二三を擧げて見れば、彼は其の當時有名であつた關松窓先生(寛政年間の人)に經典釋文の易と書との音義を校訂して貰ひ、それに自分の名を記して太申藪某校刻と彫らせて三都の書肆に發賣せしめ、書家の烏石に千字文を書かせて、太申書と落款し、それを墨本に板行して發賣せしめ、淺草の境内に多くの櫻を植へさせて太申櫻と唱へ、芝屋の作者に頼み、太申櫻と云ふ淨瑠璃を作りて謡はしめ、又道中の雲介に金を與へて、「お江戸のナ太申さまはさくらがおすき」といふ唄をうたわせしことあり、其他種々様々の工夫をして賣名をつとめたが、就中滑稽なりしは龜井戸某寺の仁王門の廢頽せしを修復してやるから仁王の犢鼻褌に

自分の名號太申と云ふ字を太申とかいて、小紋に染め出して着せさせて呉れと、住持に頼んで修繕せしめ、又右の懐鼻禪と同じ小紋を着物に染めて、之を太申染めと稱し、有名の俳優中村傳九郎に着せて、世に流行せしめたるに、果せる哉、大に流行し、諸方の呉服店に於て盛に賣れ出しより太申先生非常に得意になり、或る日その様子を探らんとて、自身に大なる呉服店に到り、太申小紋を見せて呉れと云ひしに、店の番頭、そんな小紋は聞いたことがないと答ふ、太申不審の顔をしながら個よう／＼の小紋なりと詳しく説明しければ、番頭うなづきて、ハアそれならば、傳九郎染めの小紋ならんとて、小僧に持てこさして見せければ、太申、殊の外に立腹して、物をも云はず、立去れりと云ふ、太申染の失敗は笑止の至りなれども、こんな珍事があつたればこそ甲子夜話や後はむかし物語（上記の談は此の二書に據る）の談柄ともなり、余が此の乞食袋の種子ともなつて、太申の名が後世に残さるゝのである、失敗がなかつたなら太申の名は疾く既に忘れられたであらう、世上に笑はれても誹られても、古今賣名の絶へざるは之が爲めである。

(三五) 武士の迷信

封建時代の侍は鯨を喰はない、此城を食つて仕舞つては、大變であると云ふのである、葡萄の畫模様は忌んで用ひない、武道のなり下りを嫌つた故である、方角は北を忌んで北向、北枕などをいやがつたのは、北と云ふ字は、敗北の北で「にける」と訓むからである、刀掛に鹿角を用ふるは外觀美にして勇ましくもあるからであらうが、實は鹿は祿と音通で、武士は俸祿を重じ、祿を召上げられたら刀は入らなくなるからである、支那人が蝠と鹿の圖を福祿の瑞として尊ぶと同じ迷信に基づくのであらう。

(三五) 山陽は大義名分にくらし

頼山陽を精忠無二の勤王家であつたように思つて居る崇拜家も、少なくないようであるが、

彼が果して勤王家であつたか、どうかは余の知らざる所なるも、彼が大義名分を辨まへない俗儒であつたことだけは、余の疑はない所である、何故かと云へば、日本外史卷四、源氏後記に、外史氏曰、北條氏之於源氏、則藤原氏之於王家也、皆不用三寸兵尺鐵、而篡其國於社席之上、何易也云々とあり、此の説で見れば、山陽は王家、即ち皇室の日本國を藤原氏が篡ひ、其の後源氏の有に歸した日本國を、北條氏が篡ひ取つたと云ふのであらう、篡其國の三字甚だ穩かならず、これでは全く我が國も、支那同様、篡奪の國であると思つたのである、皇室を無視し、大義名分を没却する文字にあらずして何ぞや、この事は先輩既に説ありしと覺ゆ、今は記憶に逸したれば、私見を茲に記す。

(三五六) 貴縉の家には門松を立てず

一月の始めに門松を立てることは、今貴賤一般の俗例となつて居るようであるが、清水千清遺書(百家隨筆に收む)に「年始の門松は官家にはなきこと也、古書に賤が門松と見へたれ

ば、往古より賤しき民の風俗なるべし」とあり、古書に賤が門松とありとて、強ちに賤しき民の風俗とも限られないようであるが、著者が斯く云ふは何にか他にも確據あることなるべし。

(三五七) 社會學者と女性

小山田與清の松屋筆記卷之五十五に「戀せぬ人は無情」と題する條下に「世の諺に戀せぬ人は無情也といふは、俊成卿(後鳥羽帝時代の著名なる歌人)の長秋詠藻中に、戀せずは人の心もなからましものゝあはれもこれよりそしるといふ歌を出處とやせん」とあり、成る程余の如き頑冥の老人には、薩張分らないことであるが、人情と云ふものはこんなものと見へ、Humanityを表彰し、熱烈の感情に訴へて、社會改良論を唱へたり、社會主義に同情したりする、著名の大學者も、女性に對しては、からきり、生氣地のない先生方が多いようである、オウグスト・コムト(Auguste Comte)のクロチルド夫人(Madame Clotilde)に於ける、ジョン・スチュアート・ミル(J. S. Mill)のテーラー夫人(Mrs. Taylor)に於ける、ウヰリアム・タムソン(Wi-

William Thompson) のホイラー夫人 (Mrs. Wheeler) に於けるが如き、皆その適例である、此等の學者先生は男性に向つては中々容易に頭を下ける人ではないが、女性の前には惟々として其の主張の全部を捧げて辭しなかつた先生たちである、コムトの主張の如く intellect と humanity、logic と Sympathy とを結付けんとするの傾向ある社會改良論者若くは社會主義者が異性に甘きは固より偶然のことにあらざるべし。

(三五八) 奇怪の人名

別項に「奇怪の名稱」と題して地名人名等に、變な文字を書き、讀みにくき讀み方をしてある實例を載せ置きしが、友人高松孝治君の話に依れば、熊本師團大正六年兵の中に中村渠(姓)金城清弟樽呂(名)と云人あり、又近頃京都桃山女學校の生徒に澤井(姓)麻呂女鬼久壽老八重千代子(名)と云へる少女があつたとの事である、神代の愈にでもありそんな名前であるが、こんな名前を付けられた子供は一生迷惑千萬のことなるべし。

(三五九) 無類の宣傳

昔或る人相見あり、人に語りて、我一男子あり、其の相を観るに、某月某日には必ず死すべしと云へり、然るに其の期日の朝に至りて少しも平生に異なる所なく、逆も死んとする様子も見へざれば、彼の豫言を聞きたる者ども、人相の當てにならないことを嘲けりしに、其の夜(豫言の期日の夜)に及び、かの男子突然死したり、こゝに於て人々人相見の豫言の精確なることに一驚し、遠近の大評判なりしが、能く事情を詳かにすれば、人相見は己が豫言の中らざりしを悔ひ、竊かに自ら其の手を下して、之を殺害したことが、發覺したる由、或る學者より聞いた話なりと、閑田次筆に記るしあり、道の爲めか、職業の爲めか判らざるも、實子を犠牲にして顧みないとは、驚き入た話ならずや。

(三六〇) 燈臺は一千三百年前にあり

岡田挺之の乗穂録卷三に「括異志に資聖寺有寶塔、高峻層層、用四方燈、點照東海、行舟者皆望此爲標的焉と、今燈を以て舟の目當とする事所々にあり」と記せり、是れを以て燈臺の濫觴とするか、但し乗穂録に括異志とあるは、恐らくは括地志の誤なるべし、括地志は唐の太宗（西曆六百二十七年即位）の子讓王等の撰に係はるを以て、括地志に此事ありとすれば、燈臺は少なくとも、今から一千三百年前に、工夫されしものなるべし。

(三六一) 門人は師の癖を學ぶ

八水隨筆（溫知叢書本）に「金春三郎左衛門（三郎右衛門の誤か）は太鼓の上手なりしが、右の目あしかりしゆへ、して（狂言の主役）の出端、見にくし、夫れ故しぜんと、はしがりの

方、顔まがりしとなり、其の弟子それをまね、みな顔を曲けて打つなり、觀世新九郎、生れやら辭やら、是も顔まがるなり、門人同じくまけて打つなり、幸清次郎かけ聲甚だあしく、鼓は上手なり、弟子共鼓をにせる事叶はず、聲のあしきを真似る、人々笑へば流儀なりと答ふ」云云とあり、溫知叢書の編者この頁に頭書して「昔或有名の擊劔家の云へるは、門人其師の術を傳へて、能く學得たりといふは、大抵其師の癖のあしき所を見覺へたるが多しと、是も同日の談なり」と記るしあるが、何の技藝にても皆同じことであつて、兎角門人は其師の短所のみを採つて、肝心の長所を學び得ざるが多いようである。

(三六二) 裁縫師の妙技

明（支那）の嘉靖中、京師の裁縫師某、其の技上手なりとて、名聲天下に著はる、彼が調製したる服は、長短寛狭、しつくり身になつて、着心よく、外見亦甚だ整へり、嘗て時めき玉ふ某大官（御史）召して一着を注文す、裁縫師堂に入り恐懼、跪きて任官の年歴を問ふ、大官曰く

衣を製するに官歴を知るの必要なるべし、裁縫師曰く相公など初めて高官に任ぜらるゝ時は意氣軒昂にして、其の姿勢微しく仰く、故に衣は後短く前長からんことを要す、在職數年に及べば、意氣漸く平かにして、姿體亦平均するが故其の時は衣の丈、前後同一なるべし、官に居ること久くして、他に轉任せんとする頃に至らば、心消沈して形容自ら伏し目となる、隨て其の衣は前短く後長くせざる可らず、官歴を知らざれば、身に稱ふの服は製し難しと、成る程面白き話なり、日本にても袴を仕立てるには、壯年の人は後短く前長く、中年の人は前後同じくし、老年の人は後長く前短くするものなりと云へり（此の事兼穂録に見ゆ）

（三六三） 鑄物師かめ女の事

西國なる某侯の家に龍の形を鑄たる香爐あり、世に聞へたる名物の什器とて秘藏せられしが、元來この香爐は二個ありて、一對のものなりしに、いつの頃よりか、一つは失せて片方のみなるを、此の侯つねに残念に思はれ居たりしに、ふと長崎にかめと云ふ高名の婦人あり、鑄物の

妙手なりとのことを聞及ばれ、態々長崎へ使者をたて、かめに、此の香爐と同じものを鑄立て、一對になるべきや否やを問はしめられしに、彼の女の云へるには、御注文の如く鑄立てまゐらすべきなれども、ゆつくり日數を経てよくよく見定めた上ならば出来かたかるべしとの事なれば、使者はやかて歸國してその由を申上げければ、果して一對になることならんには日數を費やすこと更らにいとふべきにあらずとて、再びかめが方へ、件の香爐を遣はし、注文仰せ付けられしが、こは固より御家の重寶にて、片時も家臣の手を離すべき物ならねば、之を持參せし使者も、其のまゝかめが方に逗留して、目付につき居たり、さてかめは是より此の香爐を自分の側に置いて、毎日々々、晝となく夜となく、手に取つては見、傍に置てはながめ、横から眺め、縦から見などして、一心に見詰めつゝ遂に日をふるごと一箇月あまりになりたるに、附居たる男も目付の役なれば側にありて片時も香爐を離るゝことなかりしが、あまりの事にこらへ兼ねて、かめに向ひ、最早見たまし日數も三十日に餘りし程なれば、どうか心に入りたるにやと云ひたるにかめは、成ほど日頃見はべりしまゝ大概は心に得たるようなれども、今しばし見はべり篤とよく心にうつしとりて鑄立て申すべしとて、又々朝夕となく、見詰めつゝ半月

も經たる頃、或る日の事かめは此の香爐を手に取つて椽先に出で旭日に向ひ熟視すること、しばらくして、いかゞしたりけん、此の香爐をやつと一と聲、庭石目掛けて叩き付けば香爐はこな微塵に碎けて飛び散りたり、目付の男是を見て氣も狂んばかりに大に驚き怒り、日頃何の用もなく、香爐見るとて、我を欺き、今更ら飛でもなき此の始末、不届至極なり、此の上は、我は勿論主人への申譯に切腹の外なし、其方も固より此のまゝには差置き難しとて、刀を抜き放つて迫りければ、かめは泰然として少しも恐るゝ色なく、舒ろに申しけるは妾か今御家の重寶を斯く取扱ひたるは努々狂妄の計らいにあらず、妾は誓つて件の香爐に寸分違ひなきもの一對を鑄立て、差上くべし、それを御持ち歸りなされて以前の物と聊かにも相違して居つたならば、其の時は賤妾の首を切つて主人への申譯にし玉ふも宜しからん、先づ怒りを靜めて鑄立てを待ち玉はるべしと云ひければ目付の男、この詞におれて、せん方なく、彼の女の爲すがまゝに任せて、見居たれば、かめはやがてかへどりをぬぎ捨、たすきをかけ土をこね、香爐の鑄形をこしらへて、ふいごに向ひ金をとかし、精神を凝らして、鑄立てしかば、半日あまりの間に、件の香爐二ツ出來上りたるより、かめは之を目付の使者に渡しければ、彼は之を能く鑑査

し見るに、名物の什器と毫釐違ふ所なく、立派に出來居たりければ此の男も今は安心して大に喜び、かめに向ひ其の妙手を嘆稱し、厚く謝禮を述べて早速歸國して主君に奉けるに主君も之を受取り見て、かめが妙技の卓越せることを驚嘆し何れが舊來のものであつたか更らに辨じ難しとて御感料めならさりしとそ、其の後かめが或人に物語りけるは彼の香爐を見てそのまゝ、別に同じ様のものを今一つ新たにこしらへ出さんとしてはいかように工夫しても一對に揃ふ事は到底成りかたきものなり、されば初めよく、實物を見て、心に入れて置いて、更らに充分工夫を凝らした上、心に深く印してある型を鑄形として造りたるゆへ、元との物と毫釐の差もなき一對のもの出來たるなり、怒いにもとの香爐残り居ては一對になりかたきゆへ、碎棄てたるなりと云へりとの事、譚海（第七卷）に見へたり。

(三四) 武家の風、公家に變ず

松屋筆記に明君享保録を引き、詞書御鷹野先種々之事の條に、東照宮、台徳公、大猷公御代

とは違ひ、御族本衆嗜も忘れ、風義あしく成て、大丈夫の士も、紅粉を以て面を彩色り、身に結構なる衣服をかざり、ひとへに野郎芝居役者にことならず、明君紀州より入り給ひてより、御供に被_レ参たる人々、身持上_たたる氣色もなきゆへ、短かに髪頭の風までも、しやんとして、右武術の嗜勝れて、弓馬劍術鎗長刀等に至て名人多く、其上に水練まで得ざる仁は一人もなし云々、按に紅粉をよそほへるは、文昭君の御代新井白石が、左道の政を執て、京都風に變せしをりの事也」とあり。

(三五) 町人の陰悪、武家の貧乏

豪富の町人、金銀の力をもて諸侯を苦しめ、官吏を指揮こと可_レ憎の甚き也、されど面に顯れざるわざなれば、知人なし、大坂の町人、諸侯の用達をして、其仲間相談し、締貸をすること一也、そは用達町人に、一人借金を返さ_る諸侯あれば、例の仲間相談して、外人は絶て用達せざれば、借方の役人、又々せんかたなく、舊の用達に託入、贈物を費し、古借を割振し、機

嫌をとり、笑顔をつくる、心中さこそ無念ならめ、しかれども主君のためなれば、武士道も捨て町人の大鼓持をすること、はなれり、又金貸は金貸として、商人も大陰悪心あり、そは町を治る役人より取入て、高官の許にも通じ、何の株くれの株(不明)を、微少の運上冥加を納め、大造なる金_{かぎ}設を巧み、武家にも御出入といふを極め、御出入仲間相談して高賣し、「カギ」などといふ事をして、たとへば、五人にて材木を納るには、實は百兩の物を、一人は二百兩、一人は二百五十兩、一人は三百兩、一人は二百五兩、一人は二百三十兩などと相談の入札をし、安札の二百兩に命ぜられても、未百兩の益あり、それを本人が三十兩、利をとり、外の四人は、七十兩を分取て武家を欺く也、近來或大諸侯の普請に、檜五百本餘も入用ありし折、御出入の材木屋三人、右のカギ法を行ひ、利を分たんとし、一人は二千兩、一人は千八百兩、一人は千六百兩位の入札をし、掛りの役人にも、十分に賄して、得たり顔に思ひをりしを、重役人の中にて、御分家の役人に、高直のよし物語せしを、御分家の役人、さらば、余が屋敷の出入の木田屋某に積らせ見んとて、木田屋に命じたりしに、七百兩許にて請負べきよしいひたれば、さては大なる益也とて、御分家より御本家へ進上の顔にて、木田屋に納させられしに、木田屋

本代は百五十兩にて買出し、五百五十兩の得分をして、地面を買たり、かく本代は百五十兩の物を、千六百兩より二千兩に及ぶカギ札入たるは、極重悪人なれど、かゝりの役人などが、よくとり持て、しくじりもせず、なほ陰悪をたくむめり、すべて御出入といふもの、小役人となれ合、主君の爲には甚悪敷もの也、小事はともかくも、米薪材木衣服は、日用の大事なれば、これらは問屋、仲買、御出入は武家のため大に損也、かゝる類をば禁じて、勝手次第賣買せば、各々下直の物をうらんと出精し、役人は下直の物を買揚んとはけみて、主君のため大利益也、三年をまたずして、湯錢鬘結錢をはじめ、賣物大に安くなりて、武家大利益、いかなる御手傳御用にても、差支なくなるべきをと、平日嘆息せしに、今年大火の後、五月晦日までの間は、問屋仲買に拘らず、田舎より直賣を許し給ひしかば、大に便利にて、賣、買、出入の弊風忽に變じて聖賢の御代と歎喜せざるものは一人もなし、四月十八日、高賣をして禁獄せられし材木屋四軒あり、佐久間町一丁目足立屋某、丸太屋彦兵衛、鈴木屋與市、通船屋敷山本屋次兵衛後家さだ召仕二人也、これら欲心に迷ひて、人の難を己が幸とし、御禁制を蔑如せる悪人也。

(松屋筆記第五十九卷)

(三六) 熟練の功

加賀の家士に、鎗術の師あり、其宅に門人、多く集りて、毎日稽古す、或る日紙窓のやぶれより、一人伺見て、たゞすむ者あり、門人晝休みに息んで、又々稽古をはじめむるに、彼者猶たちさらざりければ、人々始めて不思議に思ひ、今朝より彼者、我々の稽古を見物して、立さらずあるは、何か所存あるべし、いざ尋ばやとて、一同談合して、彼を呼入れ、其方、今朝より熱心に我等稽古をうかふは、いかなる所存ありての事ぞと尋ければ、彼者、別の事に侍らず、あまり皆様の被成様、おかしき故見物いたすなりと、答へけるより、皆々いよくふしぎがり、扱は其方、鎗修練したる成べしと云へば、我等こと鎗などつかふ身分にもあらねば、一向そんなすべ存知申さず、去ながら、私はいか様につかれ候とも、皆さまのごとくにつかれは致すまじと存する也といふ、居合す人々この言葉を聞きて、大に怪しみ、さらば其方について見るべし、相手に成べしとて、稽古鎗を與へければ、彼者申けるは、中々かやうの長き物は手なれ申さず、

何ぞみじかき物給はり候へとて、そこら見めぐりして、木刀の三四尺餘ありけるを見て、是にてよく候とて、をつ取たり、さて彼者、木刀の柄を、兩手にて握り、胸に當て、切先を向へなして立たり、相手の人、稽古鎗を取て、つき懸るに、鎗の先の、くゝりたる玉を、切先にてうけとめて、ひとつも請はづさず、弟子共入代りくゝ、鎗を取て、立向たるも、終に彼者をつき留める事叶はず、後ちには三五人、一同につきかくれども、其鎗先を受とむる事、電のごとく、ひらめきて、一度も身を突かれず、終には師なる人、立合けれ共、是もおなじく、突とむる事叶はず、皆々あきれて、試合をやめつゝ、扱々其方は不思議なる者なり、抑いかなる業をなす者ぞと、尋ねければ、我等は近き某山に住侍る樵夫に候、我等幼年より、同村の者共と、日々山へゆき、薪を取候、その山のかた峯に、大木の松、何百年を経しともしらず、根の四方へはびこりたる事、山のごとくに候故、仕事に退屈せし時は、此松の下へ行て、根にこしかけ、やすみ候が、そこは高き峯ゆへ、風甚涼しく、夏日もあつさをしらず、松は古き大木なれば、いづもしめりふかく、木末より落る露、ほとりくゝと絶ゆる事なく、此露のしづくが、我等の憩ひ居る所へ落ち來りて、身にかゝり、衣裳をうるほして、うるさきまゝ、薪を荷ふ棒にて、慰

み半分に露を受とめ居けり、はじめは、度々うけはづしたれども、いつも休時のなぐさみにうけとめたれば、後々は、しげく落る露、ひとつも受はず事なく、斯くて今日まで三十八年にも及べば、此心にてつかるゝ鎗をうけ候にとめぬ事は候はずと、かたりしかば、人々其功の熟したる事を感じて、謝しやりけるとぞ（譚海）

（三六） 出家と盗人との道連れ

江戸にある眞言宗の僧、公金貳百兩を齎らして、京都へ上らんとて、品川の驛へ着せんとする比、一人の男道すれになり、親しく物言ひ交はしつゝ、晝は殊更、夜も同じ宿屋に泊ることとし、片時も側を離れず、付まとひければ、この僧竊かに思へらく、これは必定盗人なるべし、我が大金を懐中することを知つて奪取る機会を窺へるものならんと、氣付いて見れば、心甚だ煩はしく、且つ恐ろしくもなり、何とぞして彼が遁つれを避けんものをとて、或る夜竊かに忍び起きて彼の男に知られぬやうにそつと其の宿を遁け出し、數里急ぎ道して夜のほのくゝと明